

令和3年度 国の予算編成等に対する提案

令和2年8月
兵庫県



<提案項目>

I コロナ対策の更なる推進	2
1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実	3
2 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策	13
3 地域経済の活性化・事業者等への支援の充実	15
4 地方財政への支援	23
5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等	26
II 安全な基盤の確立	32
1 防災・減災対策の推進	32
2 防災体制の充実	62
3 持続可能な地域環境の創造	69
4 安全な地域づくり	88
III 安心な暮らしの実現	95
1 子育て環境の充実	95
2 安定した高齢者福祉・介護体制の確保	104
3 生活保護等のセーフティネットの構築	111
4 ユニバーサル社会実現に向けた取組の推進	114
5 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営	125
6 心と体の健康づくりの推進	135
IV 地域の元気づくり	144
1 人と企業の地方移転の促進	144
2 兵庫の強みを生かした産業の育成	148
3 農林水産業の振興	157
4 魅力ある都市・地域の整備	187
5 スポーツ、芸術文化の振興	190
V 全員活躍社会の構築	195
1 未来を担う人材の育成	195
2 多様な人材の活躍推進	216
VI 交流・環流の促進	224
1 交流人口の拡大	224
2 定住人口・関係人口の創出・拡大	230
3 交通基盤の充実	234
VII 自立の基盤づくり	257
1 地域創生の推進	257
2 地方税財政の充実強化等	262
3 地方分権改革の推進	281

省庁略称 内閣官房：内閣府、警察庁：警察、消費者庁：消費、復興庁：復興、総務省：総務、消防庁：消防、法務省：法務、外務省：外務、財務省：財務、文部科学省：文科、文化庁：文化、スポーツ庁：スポーツ、厚生労働省：厚労、農林水産省：農水、経済産業省：経産、国土交通省：国交、観光庁：観光、気象庁：気象、海上保安庁：海保、環境省：環境、原子力規制庁：原子力、防衛省：防衛

I コロナ対策の更なる推進

本格的な令和時代の幕開けとともに始まった新型コロナウイルスとの戦いが現在も続いている。再び感染が拡大している中、医療・検査体制等の更なる充実が急がれる。

あわせて、感染リスクを抑えつつ、大きな打撃を受けている社会経済活動の本格的な再開と回復を図らねばならない。

また、感染の拡大は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中など、多くの課題を露呈させた。新しい生活様式も踏まえ、働き方、暮らし方、医療、社会経済活動等、様々な分野における新たな取組も求められている。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、新しいポストコロナ社会の創造にも果敢に挑戦する決意である。

このため、

- 1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実
- 2 今後の景気浮揚、雇用確保のための対策
- 3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実
- 4 地方財政への支援
- 5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

について、以下のとおり提案する。

今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和2年度における更なる補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和3年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じられたい。

1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実

主(1) ワクチン・特効薬の早期開発等 【厚労】

- ・レムデシビルや新たに認定されたデキサメタゾンの安定的確保・供給に加え、ワクチンや特効薬について、「富岳」の計算能力により可能となる創薬シミュレーション等も活用し、早期の開発・実用化に向けた取組を進めること

<「富岳」による新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2. 7. 3) >

- ・「富岳」を用いた分子シミュレーション（分子動力学計算）により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

主(2) 指定感染症（2類相当）からの変更に関する慎重な検討 【内閣官房、厚労】

- 新・季節性インフルエンザの次期流行期における保健所や医療機関の業務負担軽減等の観点から、指定感染症（2類相当）から5類等への変更が検討されているが、医療機関をはじめ各関係機関の協力のもと、県民一丸となって感染拡大防止に取り組んでいる中、現時点での変更には以下のように様々な課題があるため、包括的かつ慎重に検討を行うこと

<変更に伴う課題>

i 類型見直しの科学的根拠が不足

感染症の分類は、ウイルスの感染力や毒性などを評価して位置付けられている。新型コロナの第一波に比べ重症化率や死亡率は相対的に低下しているものの、未だその評価は定まっておらず、また季節性インフルエンザよりは高い死亡率（新型コロナ：約2%、季節性インフルエンザ：約0.01%）を示しているなど、季節性インフルエンザ並の感染力・毒性と評価する科学的根拠がない。

ii 入院措置等の法的根拠の消失

5類感染症に変更されれば、感染症法に基づく入院措置や就業制限ができず、感染源となる患者の確実な隔離治療ができなくなり、市中感染が拡大し重症患者及び死亡者が増加する事態となりかねない。

iii 患者負担増による受診控えの誘発

検査や入院等に係る費用が公費で負担されなくなれば、感染者の受診控えを招き、感染拡大を助長しかねない。

iv 保健所、医療機関の負担軽減策のさらなる徹底

保健所の業務負担増加に対しては、応援等による人員増員に加え、HER-SYS等のICT化による業務の効率化を推進することなどで対処可能である。

また、医療機関の業務増加については、無症状者・軽症者に対し、積極的にホテル等での宿泊療養を推進することで負担軽減が可能である。

v 実効性あるワクチン及び抗ウイルス薬が未開発

実効性のあるワクチンや抗ウイルス薬が開発されていない現状で、5類感染症等への区分の見直しを行うことは、国民に不安を与えることになり、時期尚早である。

主(3) 感染ルート等の科学的検証

【厚労】

① 感染発生源の特定、医学的分析評価を踏まえた医療体制の確立

- ・ 今後の感染拡大時においては、社会経済等への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大の防止を図らねばならない。そのためには、感染経路の徹底した洗い出しが不可欠となる。

しかしながら、いわゆる「夜の街」などで感染が発生した場合には調査に非協力的なケースも多いため、例えば、陽性者に対する行動歴の調査に応じることを感染症法において義務づけるなど、感染発生源を特定するための方策を構築すること。

- 新**・ 感染源の特定を疫学的に行い、ターゲットを絞り込んで対策に結びつけること
- 新**・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班の調査や専門家の意見を踏まえて、医学的なコロナの症状への評価（高齢者と若年者との取扱い）や提供する医療等の程度の評価などを示すこと

② 「新しい生活様式」に関する科学的根拠の明示等

- 新**・ 「新しい生活様式」の中には、マスクを着用しながらの身体的距離の確保の必要性など科学的根拠が不明確な中で実践されているものがあり、日常生活や社会経済活動に大きな制約が伴うものとなっている。

特に、ホールや文化施設など屋内イベントにおいて「新しい生活様式」の実践によって、収容定員を通常の半分程度とせざる得ない状況にあり、運営上深刻な状況となっている。

このため、具体的な科学的根拠に基づき、その必要性について、国民に丁寧に説明すること。

- 新**・ 科学的根拠を踏まえ、必要に応じて「新しい生活様式」の見直しについても柔軟に検討すること

主(4) 症例分析結果を踏まえた医療現場での活用方策の構築

【厚労】

- 新**・ 国立国際医療研究センターにおいて、これまでの入院患者約 2,600 人の症例分析結果が公表されたが、早急に更なる解析を進め、感染拡大の要因となる患者（スーパー・スプレッダー）の早期発見方法など、医療現場で活用するための方策を構築すること

主(5) 医療提供体制の充実

【厚労】

① インフルエンザなど疑似患者の迅速な鑑別診断等の実施

- 新**・ 新型コロナウイルスとインフルエンザの症状が類似していることから、インフルエンザウイルスの流行期には、一般医療機関において高熱等の症状がある新型コロナウイルス感染症の鑑別診断ができず、帰国者・接触者外来で患者が集中するなど混乱が生じることが想定される。

疑似患者の迅速な鑑別診断方法を確立するため、より精度が高く迅速に判定できる検査法の開発や、インフルエンザの流行を見据えた対応方針等のガイドラインを示すこと。

② 医療物資の調達等

- ・マスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資について、供給時期や供給量に関する見通しを明らかにした上で、国の責任において速やかに供給体制を構築すること

③ 医療チーム、医療人材の育成

- 新**・DMAT（災害派遣医療チーム）を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと
- 新**・医療従事者をめざす学生が経済的事情により学びの継続を断念することがないよう、奨学金制度の新設などの支援措置を講じること

④ 宿泊施設の円滑な運営の推進

- ・軽症者に関する療養について、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合や家族間感染のおそれがあることから、まず入院し、その後、医師の指示の下での宿泊施設療養が基本であることについて、国民への周知徹底を図ること

⑤ 体外式膜型人工肺「ECMO」を扱える人材の養成と操作性・安全性等の向上

- 新**・ECMOの治療では、血栓の発生防止や早期発見、酸素濃度に関する適切なモニタリング、緊急時における手動での操作など高度な技術が求められる。
国補正予算で措置されたECMOチーム等養成研修事業による人材養成とあわせ、操作性・安全性等の向上を図る機器の開発に向け、医療機器メーカーとともに取り組むこと。

主 (6) 保健所機能の強化 **【法務、厚労】**

① 検査や行動歴調査等に関する法的措置などの検討

- ・感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請について、実効性を担保するための法的措置等を講じること

② 保健所設置市を含めた総合調整権の強化

- ・感染が確認された患者情報について、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告する際には事前または同時に都道府県へ報告するほか、保健所政令市が持つ情報をすべて提示することを義務づけるなど、地域の総合調整権を都道府県が発揮できるよう、権限を強化すること

③ 帰国者・入国者に関する健康観察体制の強化

- 新**・1時間程度で結果が判明する新たな検査機器（唾液検査）を各空港で早期に導入するなど、今後の出入国制限の緩和を見据え、水際対策の強化を図ること
- ・陰性者も含めたすべての入国者・帰国者に関する情報について、検疫所から保健所への情報提供を義務づけるなど、健康観察体制の強化を図ること

主(7) PCR検査・抗原検査の推進 **【厚労】**

- 新**・7月17日より、PCR検査及び抗原検査(定量)において唾液検体による検査が可能となったが、唾液は鼻咽頭ぬぐい液と比較して検体採取等が容易であり、かつ検体採取を行う者への感染リスクも低減できることから、更なる普及を図ること
- 新**・唾液検体の前処理に時間がかかる問題を解消することや、抗原検査(定性・簡易キット)においても唾液検体での検査が可能になるよう、取組を促進すること

[PCR検査と抗原検査の対象者(厚生労働省資料)]

検査の対象者		PCR検査(LAMP法含む)		抗原検査(定量)		抗原検査(簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (※1)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○(※2)	×(※3)
	発症から 10日目以降	○	×	○	×	△(※4)	×(※3)
無症状者		○	○ (7/17~)	○	○ (7/17~)	×(※3)	×(※3)

- ※1 症状消退者を含む
- ※2 抗原検査(簡易キット)については、発症2日目から9日目以内
- ※3 検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中。無症状者については共同研究予定。
- ※4 使用可能であるが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

- 新**・感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を行政検査として実施すること
- ・検査機器及び試薬について、国の責任において速やかに供給体制を構築すること

主(8) 感染症対策に関する専門的な行政組織の創設 **【内閣官房、内閣府、厚労】**

- 新**・感染症(疾病)対策への対処は高度に専門的性格を有するものであるため、感染症(疾病)対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること

(9) 地方公共団体等に対する財政支援の充実 **【内閣官房、総務、厚労】**

主① 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の柔軟な運用

ア 所要額の確保

- 新**・国の2次補正予算を踏まえた交付決定額では、病床や宿泊施設の確保等に関しては9月分までのみ対象とされているため、10月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、国の責任において所要額を迅速かつ確実に追加交付すること
- 新**・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、例えば医療従事者への慰労金など非常に多額の支出が見込まれる中、現在の予算額では不足することが全国的に懸念されるため、不足が生じた場合には、国の責任において迅速に追加交付を行うこと
- 新**・感染症対策は継続して取り組むことが必要のため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

イ 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

国2次補正において介護・福祉分野の創設、医療分の補助率引き上げ(1/2→10/10)、総額の拡充や事業の追加等が行われたものの、引き続き事業メニューが限定的であり、対象事業にも全国一律の補助対象や補助基準上限が設定されるなど、地域の実情に応じた対応ができないため、以下の項目をはじめ、交付金事業を柔軟に執行できるようにすること

- ・入院医療機関に対する運営経費支援（本県：入院患者一人あたり12,000円/日（掛かり増し経費相当））を対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額：6億2,100万円

- ・重点医療機関及び協力医療機関以外の空床補償単価について、補助単価の上限額を撤廃するなど地域の実情に応じた単価設定を可能とすること

※ 重点医療機関については、国二次補正予算を踏まえ、補助単価を引き上げ（1床あたりの1日の単価）

[ICU] 97,000円 → 301,000円 [重症・中等症] 41,000円 → 211,000円
[その他] 16,000円 → 52,000円

※ 本県独自の上乗せとして、重症病床：77,000円、その他病床：52,000円を補助（本県 補正予算計上額：3億4,500万円）

- 新**・本県が民間企業と共同して研究・開発を行うPCR検査移動型ロボットシステム（唾液採取）は、今後の感染防止対策に大いに資するものであるため、対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額：7,000万円（研究開発費の2/3相当）

- ・病院への設置を想定した帰国者・接触者外来に加え、陰圧テントの活用や地域の診療所への設置を想定した臨時外来を設置する場合、その運営には地域医師等の活用も想定されるが、設備整備費は対象となるものの、必要となる運営経費支援や研修経費などは対象外とされていることから、対象経費を拡充すること

- 新**・流行抑制のための血清疫学調査・研究事業を対象事業に追加すること（本県では神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施）

※ 本県 補正予算計上額：1億3,500万円（事業期間は3年間）

- 新**・パーティションや空気清浄機の整備等の感染拡大防止対策について、施術所（接骨院、鍼灸院等）は治療行為にあたらぬことを理由に支援金支給の対象外とされているが、施術に一定の感染リスクがあり社会生活を継続するうえで必要な医療施設であることから、診療所や助産所、訪問看護ステーション、薬局（院外薬局を含む）等と同様、交付金の対象とすること

※ 本県 補正予算計上額：39億2,000万円（1箇所あたり70万円）

- 新・ 患者が発生し、クラスター等となった施設については、保育所、認定こども園、児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設についても、介護・障害福祉施設と同様、慰労金の支給対象とすること。

また、患者が発生した施設等において職員と一体となって業務に従事したボランティアについても、慰労金支給の対象とすること。

※ 本県 補正予算計上額：1,900万円(対象：患者が発生し、クラスター等となった児童福祉施設等の職員)

- 新・ 慰労金の支給については、6月末までの勤務実績を踏まえて給付額が決定されるが、その後の感染拡大により新たにコロナ患者に診療を行う場合等も想定されるため、7月以降の勤務実績も考慮した要件に見直すこと
- 新・ 支給対象職員等の基準となる「患者と接する」（医療分）「利用者との接触を伴い」（福祉分）の範囲の考え方（検体を取り扱う検査技師、受付事務職員、施設内清掃の委託業者等、患者への診察、利用者へのサービス提供を直接行わない者の取扱）を明確化すること
- 新・ 「新型コロナウイルス感染症の疑い例」（医療分）「濃厚接触者」（福祉分）に対応したとして施設から支給単価 20 万円で申請があった場合の審査・確認方法を明確化すること
- 新・ 概算交付が可能とされている慰労金・感染症防止対策支援金について、国保連は申請受付及び支払い業務のみを担い、最終的な精算事務については都道府県において直接実施するとされていることから、簡易な精算方法を示すなど都道府県の事務軽減策を示すこと
- 新・ 精算の段階において、医療機関や福祉施設等の申請誤りや不適切な処理により概算交付額からの返還等が発生した場合、県が適切に事務処理した上でもなお債権回収できなかった経費については、国から県に対して還付請求を行わないこと
- 新・ 感染者が発生しクラスターとなった社会福祉施設の未感染入所者を、施設消毒やゾーニングの間、一時的に受入れる一時避難施設の確保に要する経費を対象事業として追加すること
- 新・ 国から配送された医療物資等（個人防護具、マスク、消毒液等）の配送料・保管料について、県が執行したものは、柔軟に緊急包括支援交付金の事務費の対象経費として認めること

② 保健所の体制強化等に向けた財政支援

- ・ 保健所や衛生研究所の体制強化等に伴う経費について、適切な財政措置を講じること

③ 国民健康保険に対する財政支援

- 新・ 新型コロナウイルス感染症対策として行った診療報酬上の対応について、地方及び被保険者への負担転嫁を防ぎ、国保財政の安定運営を図るため、国において必要な財政措置を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 国民健康保険の仕組み上、保険者が負担する保険給付費の財源のうち、1/2 を占める公費は保険給付に連動して増額されるが、残りの部分は主に保険料で賄われるため、被保険者の保険料転嫁につながってしまう。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応により加算される診療報酬は、医療機関における院内感染防止対策等に要する費用として、国で負担すべきである。

主④ 医療機関の経営支援

ア 診療報酬や空床補償単価の更なる引上げ

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対しては、重症・中等症患者への診療報酬の特例的な対応や、空床確保に関する補助単価及び対象病床の拡充等の支援策が講じられている。

軽症者、無症状患者、疑似患者についても、診療報酬や空床補償の更なる引き上げなど、経営支援を充実させること。

<診療報酬の特例的な対応 (R2. 5. 26 厚労省通知)>

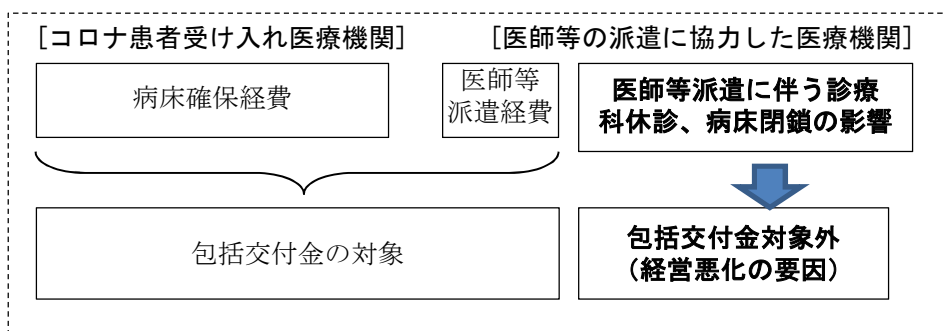
ア 重症・中等症患者の診療報酬を3倍に引き上げ

イ 重症・中等症患者の範囲の見直し（医学的な見地から継続的な診療が必要なものを追加） 等

イ 応援医療従事者の派遣協力に対する支援

- 新**・ コロナ入院患者受け入れ医療機関以外の公立病院等についても、コロナ感染症対策の中でコロナ入院患者受け入れ医療機関への応援医療従事者の派遣協力という重要な役割を担っているが、これに伴う休診は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象外であり、経営悪化の要因となっている。

地域の医療体制を引き続き維持していくためにも、当該交付金制度の対象拡充等により格別の措置を講じること。



ウ 医療機関の経営維持に対する支援

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。

これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

エ 公立病院の経営悪化に対する支援

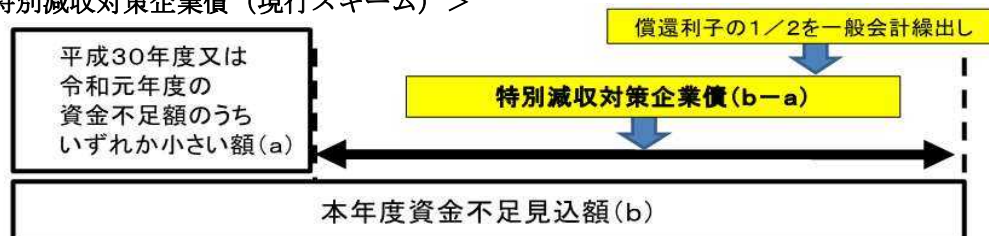
- 新・ 地域医療を維持し新型コロナウイルス感染症に対応していくためには、地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の維持が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化はもとより、コロナに伴う受診控え等による経営悪化を含めて、一般会計からの繰出を行う場合には特別交付税措置を講じること。

オ 特別減収対策企業債に対する特別交付税措置

- 新・ 新型コロナウイルス感染症により資金不足が発生又は拡大する公営企業に対する特別減収対策企業債については、公立病院がコロナ入院患者の受け入れや医師等の派遣など、公的な役割を担い続けていることを考慮し、償還金利子について全額一般会計繰出の対象とした上で、特別交付税の措置率を100%に拡充すること

＜特別減収対策企業債（現行スキーム）＞



※ 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出。当該繰出に対して特別交付税措置（措置率0.8）

カ 福祉医療機構による民間医療施設に対する無利子・無担保融資の拡充

- 新・ 新型コロナウイルス感染症に関連して減収等の影響を受けた医療関係施設に対する、福祉医療機構による無利子・無担保貸付額を拡充すること

＜福祉医療機構による融資＞ 注：公立病院は対象外

区分	右記以外の医療機関	コロナ対応を行う医療機関	政策医療を担う医療機関
当初5年間の無利子貸付の範囲（その他は0.2%）	1億円 〔診療所等は〕① 4,000万円	①の金額と「前年同月からの減収額の2倍」の高い方	①の金額と「前年同月からの減収額」の高い方
無担保貸付	3億円 〔老健等は1億円、診療所等は〕② 4,000万円	②の金額と「前年同月からの減収額の6倍」の高い方	②の金額と「前年同月からの減収額の3倍」の高い方

(10) 医療従事者や感染者等の人権対策の強化

【法務】

- ・ デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること

主(11) 避難所における感染拡大防止対策への支援 **【内閣府】**

- 新・換気設備の整備や民間宿泊施設の借り上げなど、国二次補正予算における感染症予防対策（パーティションや衛生用品等の関係物資の備蓄、1.1億円）の対象外となっている経費についても、対象に加え予算額を増額するなど、避難所における感染拡大防止対策について重点的な支援を行うこと

主(12) 社会福祉施設等における感染対策の強化 **【厚労】**

- 新・社会福祉施設における感染拡大防止対策は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援対象に追加されたが、同交付金を活用して各施設が対策を講じられるよう、標準的かつ具体的な整備・改修等のガイドラインの整備や、感染症専門家の派遣体制を構築すること

【提案の背景】

高齢者や障害者が新型コロナに罹患した場合には重症化しやすく、症状の軽重にかかわらず入院が必要となる一方、例えば障害者についてはその特性から病院での療養が困難な者もいるため、施設内療養が望ましい場合もある。

- 新・職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも、継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること

【兵庫県 社会福祉施設における感染症対策方針（R2.6.29策定）】

- ・高齢者、障害者等の入所施設において、患者が発生した場合の基本的対応方針を定めることにより、施設内感染を防ぐための仕組みを整備
- ・患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣等の仕組みを整備

- 新・感染者が発生した高齢者や障害者の福祉サービス事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合に必要な経費については、サービス継続支援事業の補助対象となっているが、濃厚接触者が発生した事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合についても、補助対象として認めること。

主(13) 大学における感染症予防対策の強化 **【文科】**

- 新・小中高等学校等では概ね授業が再開されたが、多くの大学では依然として遠隔授業が中心で本格的な対面授業の再開には至っていないことから、早期の対面授業の再開に向け、具体的な手順を示すガイドラインの早期策定や感染防止対策に対する財政支援（経常費補助の増額、補助制度の創設）など、必要な措置を講じること

- 新・新型コロナウイルス感染症への対策を充分に実施するため、大学・専修学校（専門課程）・各種学校（幼小中高相当課程等を除く）を学校保健特別対策事業費補助金（国：設置者＝1：1）の補助対象に追加すること

【国制度の問題点】

- ・小中高等学校においては、学校保健特別対策事業費補助金（国：設置者＝1：1）を活用して感染症対策が実施できるが、大学等は対象外となっている。

- 新**・看護系大学について、実習先や学内演習に必要な感染症対策を講じることができるよう、専門学校等の介護福祉養成施設等と同様に医療提供体制推進事業費補助金を措置すること

【国制度の問題点】

- ・ 専門学校等の介護福祉士養成施設においては、医療提供体制推進事業費補助金を活用して実習先や学内演習に必要な感染拡大防止策を講じることができるが、看護系大学には同様の措置が無い。

主 (14) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等 **【内閣官房】**

① 社会活動規制

ア 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・ 特定都道府県知事として、第 45 条第 2 項に基づき休業要請を行う場合、まず、第 24 条第 9 項に基づく協力要請を、業種や類型ごとに行うとされている。

しかし、特措法上、第 24 条第 9 項の協力要請は、第 45 条第 2 項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来異なるものである。

このため、第 45 条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・ 第 24 条第 9 項の協力要請、第 45 条第 2 項の要請、同条第 3 項の指示及び同条第 4 項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止するとともに、国は指針案を示すこと

イ 第 45 条第 3 項の「指示」に関する実効性の担保

- ・ 休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備（罰則適用など）を行うこと

ウ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・ 国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

② 感染防止対策の義務化

- 新**・ 全国的に多くのクラスターが発生している接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等の中には、感染防止対策が不十分なものが多い。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを法に基づき基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等の行政処分を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること。

【営業停止に関する規定（食品衛生法第 55 条、第 56 条）】

都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策

主(1) ハード事業に関する交付金の創設 【内閣府、農水、国交】

- 新・新型コロナウイルス感染症による巣ごもり状態からの消費減退に伴い、本年4月～6月期の国内総生産（速報値）は前期比7.8%減、年率換算すると戦後最悪の27.8%減となるなど、地域経済への影響が長期化・深刻化している。今必要な経済対策は、今後の景気浮揚に向け需要を喚起することである。

基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、ポストコロナ社会を見据えた情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

参考：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

- ア 地域活性化・公共投資臨時交付金（1兆4,000億円）
- イ 地域活性化・生活対策臨時交付金（6,000億円）
- ウ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（5,000億円）

主(2) 更なる消費喚起対策の推進 【内閣府、農水、経産、観光】

- 新・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るG o T o キャンペーンの拡充など、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

主(3) 総需要対策としての公共事業費の上積み 【内閣府、総務、財務、農水、国交】

- 新・総需要対策として、国土強靱化や防災・減災対策をはじめとする公共事業費の大幅な上積みを行うこと

※ 本県の主な取組

【防災・減災対策】

分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

主(4) 緊急雇用創出事業の創設 【厚労】

- ・ 本県の7月の有効求人倍率は前月から0.03ポイント低下し、平成27年8月以来、約5年ぶりに1倍を下回った。

雇用情勢の更なる悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時と同じく、基金を活用した緊急雇用創出事業(リーマン・ショック時：1兆500億円)を早急に創設すること。

【本県の有効求人倍率の推移】

R1.12月	R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.5月	R2.6月	R2.7月
1.40	1.31	1.26	1.21	1.13	1.05	1.01	0.98

主(5) 雇用調整助成金の拡充等

【厚労】

- ・休業手当の支給を証する確認書類の後日提出を認める措置について、具体的方針をまとめ、早期に実施すること
- ・相談窓口や審査体制の大幅な増強、FAQ（よくある質問）の充実など、迅速な支給のための改善を図ること
- 新**・休業規模要件（休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数）については、一定の緩和（中小：1/20→1/40等）が図られているが、緊急事態宣言下においても事業継続が要請されていた公共交通事業等の業種では、休業要件を満たすこと自体が困難であるため、更なる緩和を行うこと

3 地域経済の活性化・事業者等への支援の充実

主(1) 感染防止対策に対する重点的な支援 【文化、農水、経産、観光、環境】

① 新たな補助制度の創設

- ・事業再開の前提となる感染防止対策（換気設備や衛生管理用品の整備、飛沫防止対策等）を重点的に支援するため、中小事業者や商店街、宿泊施設などの取組に関する新たな国の補助制度を創設するなど、重点的な支援を行うこと

② 補正予算事業の大幅な増額

- ・業務用施設における高機能換気設備等の導入支援事業（環境省、30億円）、外食産業における衛生管理に必要な設備等の導入支援事業（農林水産省、10億円）、文化施設の感染症防止対策事業（文化庁、21億円）について、より多くの事業者等の取組を促すため、更なる予算の増額を図ること

(2) 事業継続に向けた支援の充実

【内閣官房、経産】

主① 迅速な給付・融資の実行

- ・持続化給付金、家賃支援給付金、政府系金融機関における融資などについて、可能な限り早期に必要な支援を受けることができるよう、人員等の体制強化や審査の簡素化などを図ること

主② 持続化給付金による支援の充実

- ・売上げ要件等の支給要件緩和による対象者の大幅な拡充（対象外とされている人格のない社団（任意団体）等を追加）や給付額の引き上げ（現行：個人事業主 100万円、中小法人 200万円）など、支援を充実すること
- ・原則オンラインとなっている申請手続きについて、オンライン申請に不慣れな中小零細企業・事業者にも配慮し、郵送等による手続きも可能とすること

③ 家賃支援給付金による支援の充実

- ・テナントへの支援に加え、オーナーが家賃軽減を行った場合も支援対象とするなど、更なる支援の充実を図ること

主④ 無利子融資制度の拡充

- ・事業継続のために最も重要なことは資金繰り対策であるため、中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額（4,000万円）の引き上げや無利子期間（3年間）の延長など、更に支援を充実すること

[本県・事業継続のための資金繰り支援]

<概要>

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス 対策貸付 (2/25～9/30)	セーフティネット(SN) 保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (3/16～9/30)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※)	5,000万円	10年(1年) 以内
③借換等貸付 (3/16～9/30)	県制度融資の 借換		0.70% (0.80%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
④新型コロナウイルス 危機対応貸付 (3/16～翌1/31)	①のさらに 別枠利用	0.70% (0.80%)			
⑤新型コロナウイルス 感染症対応資金 (5/1～翌1/31)	最大で当初3 年無利子、保証 料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	4,000万円	10年(5年) 以内
⑥新型コロナウイルス 感染症保証料応援貸 付 (6/22～翌1/31)	⑤の限度額超 の資金ニーズに 対応		0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年) 以内

※SN保証・危機関連保証を利用する場合（一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%）

<利用実績 (R2.8.18現在) > (単位：件、億円)

区分	保証承諾		融資実行	
	件数	金額	件数	金額
①コロナ対策貸付	3,188	633	3,177	628
②経営活性化資金	374	120	365	117
③借換等貸付	133	43	126	41
④危機対応貸付	1,248	477	1,239	473
⑤無利子資金	31,407	5,349	28,853	4,902
⑥保証料応援貸付	859	287	671	227
計	37,209	6,909	34,431	6,388

主⑤ 事業継続計画（BCP）の策定支援

- 新・感染症対策を含んだBCP策定ガイドラインの公表や専門家の派遣など、中小企業の取組に対する支援を早期に行うこと

主⑥ 地域企業再起支援事業の要件見直し

- ・国一次補正予算において、地域企業の再起を支援する地方公共団体の取組に対する国庫補助金（地域企業再起支援事業、補助率3/4）が創設されたが、事業実施主体への自己負担の義務要件が課されているため、同要件を削除し、自己負担分に対する地方公共団体の支援を可能とするなど制度を見直すこと

主⑦ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・ 本県をはじめ各地方公共団体が実施している、休業要請に応じた事業者等に対する支援金などについて、特例的に非課税扱いとすること
- ・ 国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと(再掲)

主(3) 事業者の設備投資に向けた支援の充実

【経産】

① 国内サプライチェーン網の構築

- 新・ 国内投資促進事業費補助金の対象企業が、生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの強化・再構築に資する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定した場合、同法による課税の特例措置の上乗せ要件の対象とするなど拡充すること

② 地域未来投資促進法による課税の特例措置の延長

- 新・ 地域未来投資促進法による課税の特例措置の適用期限(今年度末)を延長すること

【国内投資促進事業費補助金(国2次補正予算)】

生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図る。

- ・ 対象施設 工場、物流施設
- ・ 対象経費 建物取得費、設備費、システム購入費
- ・ 補助率 大企業：1/2～2/3以内、中小企業等：2/3～3/4以内
- ・ 補助上限額 150億円

【地域未来投資促進法に基づく課税の特例措置(適用期限：R3.3.31)】

先進的な事業に必要な設備投資(生産拠点の国内回帰やサプライチェーン強化を含む)に対する税制措置

- ・ 機械、装置等：40%特別償却、4%税額控除
- ・ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

上乗せ要件(付加価値額増加率が8%以上)を満たす場合：50%特別償却、5%税額控除

《本県の取組》

産業立地条例に基づく補助金(設備投資補助、雇用補助)や税負担の軽減(不動産取得税、法人事業税)を拡充し、生産拠点の県内回帰をはじめ、サプライチェーンの強化・再構築を支援

例：設備投資補助

- ・ 現行 設備投資額の3% (促進地域は5%、国補助金等との併用不可)
- ・ 拡充 設備投資額の6% (促進地域は10%、国補助金等との併用可)

主(4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実

【内閣府】

- 新・ 全国的に再び感染が拡大している中、更なる感染防止対策や地域経済・住民生活の支援等も想定されることから、地方の実情を十分に踏まえ、必要に応じて迅速に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加予算措置を講じること
- 新・ 感染防止対策や地域経済の回復には、継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

主(5) 実効性あるG o T o キャンペーンの展開

【農水、経産、観光】

① G o T o キャンペーンの展開

ア キャンペーン全体

- 新・ G o T o トラベル事業については、感染が拡大している東京都を発着する旅行が対象外となったが、今後の感染状況などを踏まえ、近隣地域の誘客からの実施に限定するなど、対象地域の限定や実施期間の見直しについて柔軟に検討すること。
また、G o T o E A Tキャンペーンなどその他の事業の実施時期や対象地域等についても、感染状況や地域の意見などを十分に踏まえ、検討すること。
- 新・対象事業者や対象経費などの要件を明確に示すとともに、申請手続きを可能な限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図ること
- 新・国民に対して、HPをはじめとする多様な広報媒体により、分かりやすく制度の周知を図ること

イ G o T o トラベル事業

- 新・観光業など地域経済の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、本年度予算が不足する場合には追加の財政措置を講じるとともに、令和3年度においても、ワールドマスターズゲームズ2021 関西を対象とすることも含め、継続して実施し十分な事業期間を確保すること
- 新・今後、感染状況に応じて対象地域が変更となった場合、利用者がキャンセル料を負担する必要が生じないように、東京発着の旅行を適用除外した際と同様の措置を行うこと

ウ G o T o E a t キャンペーン

- 新・キャンペーンの対象はオンライン飲食予約サイトに限定せず、電話予約なども含め、幅広く対象とすること
- 新・キャンペーンの実施にあたり必須とされている、商工会議所、商工会又は商店街振興組合の関与の要件を撤廃するなど、柔軟な制度設計を行うこと

エ G o T o イベント事業

- 新・大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売事業者や主催者自らが販売するチケットも対象とすること
- 新・前売り券に限らず、当日発売券も対象とすること

② スキー場など少雪の影響を受けている地域の活性化支援

- 新・近年の暖冬の影響を受け、年間を通じた安定的な経営、誘客が課題となっているスキー場周辺地域は、今回のコロナ禍でさらに厳しい状況となっているため、グリーンシーズンの教育旅行や合宿の誘致、体験型コンテンツ(キャンプ、マウンテンバイク等)の造成やスキー場設備の高度化に関する新たな補助金を創設するなど、支援を充実すること

主(6) 交通事業者に対する支援 【国交】

- ・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和(現行:15人以上→提案:2人以上)など支援措置を講じること
- ・航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること
〔※本県 但馬-伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R2 当初予算額:1億8,220万円]〕

主(7) 芸術文化活動に対する支援 【文化】

- 新・ 芸術文化施設の休館や公演・展覧会等の中止・延期により、芸術家の活動の場が大きく制約されるなか、芸術文化活動の継続的な活性化を促進する必要がある。
SNS等による動画配信や活動再開に向けた公演制作・準備など、新たな芸術文化の活動継続・再開に取り組む芸術家に対して国が実施する支援事業について、実施期間(2/26~10/31)を大幅に延長するなど、感染拡大が長期化する状況下に対応した十分な財政支援を行うこと
- 新・ 「新しい生活様式」の実践によって会場の収容定員を通常半分程度とせざる得ない状況のなか、興行者においては、鑑賞料収入の減少・公演事業の収支悪化に伴う公演開催の断念など影響が生じているため、これまでどおり公演鑑賞の機会が提供されるよう、感染防止対策も含め、公演開催継続のための新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと
- 新・ 収容定員を通常半分程度とせざる得ない状況により、施設の運営上も深刻な状況となっているため、具体的な科学的根拠に基づき、その必要性について、国民に丁寧に説明するとともに、必要に応じて「新しい生活様式」の見直しについても柔軟に検討すること(再掲)
- ・施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念されることから、施設の運営費に対する新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと

(8) 農林水産事業者への支援 【農水】

主① 生産者の事業継続に向けた支援

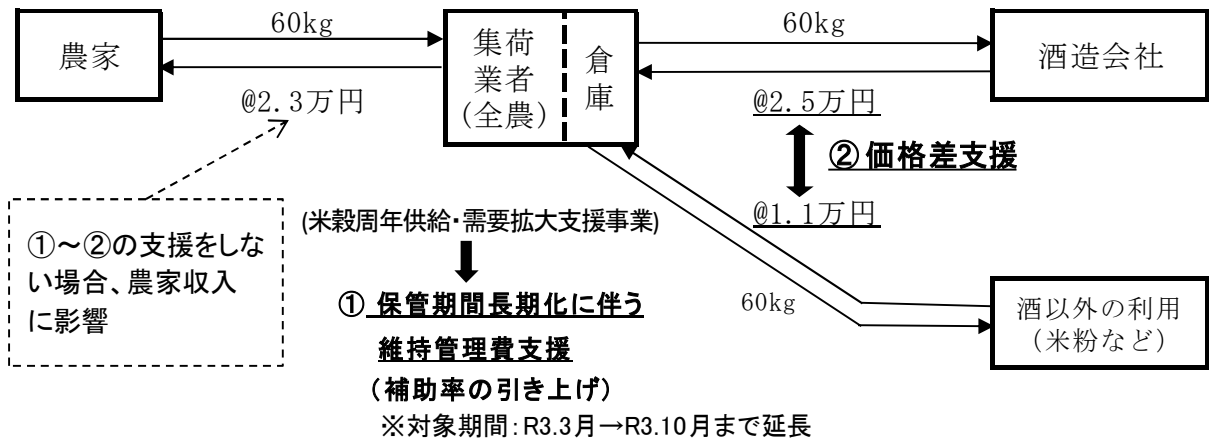
- ・肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、それら品目や県産酒米(山田錦等)を使った日本酒の消費拡大に向けた大胆なキャンペーン等を展開すること

主② 農業者への支援

ア 酒米生産者への支援

- ・保管期間の延長に伴う集荷業の経費負担を軽減するため、米穀周年供給・需要拡大支援事業の維持管理経費に対する補助率(1/2)を上げること
- ・米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差への支援策を講じること

【酒造好適米の販売スキーム(イメージ)】



イ 野菜や花き、果樹等の生産者への支援

- 新・国補正予算において措置された経営継続補助金(※1)及び高収益作物次期作支援交付金(※2)について、事業実施希望者が漏れなく活用できるよう、予算の拡充を図ること

- (※1 ①国内外の販路の回復・開拓など、経営継続の取組支援(補助率3/4、補助上限100万円)
②業種別ガイドライン等に即した感染防止対策(定額(上限50万円))
※2 次期作に取り組む高収益作物の生産者に対する資材購入や機械レンタル等を支援
(定額5万円/10a(施設花き等80万円、施設果樹25万円))

<事業要望額 見込み(7月末時点)>

- ・経営継続補助金
国予算: 200億円 ⇔ 県内申請額(概算) ・農業: 約20億円(7/29末締切: 2,188件)
・更に水産業480件、林業3件が申請見込み
- ・高収益作物次期作支援交付金
国予算: 242億円 ⇔ たまねぎで想定した場合
全国作付面積26,200ha × 50万円 = 131億円
→ たまねぎ1品目だけで131億円が必要

主③ 畜産業者への支援

- 新・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

【国補正予算で措置された主な事業】

- ・肥育牛経営等緊急特別支援対策事業
(経営体質の強化に取り組むへの肥育農家の取組支援(出荷頭数に応じて2万円/頭を交付)等)
- ・優良肉用子牛生産推進緊急対策事業
(経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援(月別全国平均価格に応じ、1~3万円/頭の奨励金を交付))
- ・和牛肉等学校給食提供推進事業

- ・枝肉価格の下落等による収入減を補填する「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」の生産者負担金(1/4)について、令和2年9月までの納付猶予措置が講じられたが、3年間程度の時限措置として生産者の負担割合(1/4)を国で負担するなど、更なる生産者負担の軽減を図ること

主④ 林業者への支援

- 新・国補正予算において措置された輸出原木保管等緊急支援事業(※1)及び過剰木材在庫利用緊急対策事業(※2)について、申請事業量が予算枠に近づいていることから、事業実施希望者が漏れなく活用できるよう、予算の拡充を図ること

- ※1 滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用を支援
 - ・補助対象経費 一時保管場所の確保や整備等に要する経費 等
 - ※ 建築用、輸出用に限る
 - ・補助対象者 ①素材生産業者、森林組合など、原木を生産する事業者
 - ②素材生産者等から原木を買い取り、出荷のために保管する事業者 等
 - ・補助上限額 保管場所の借り上げ(舗装)：100円/㎡・月、砂利敷等の仮設整備：1,695円/㎡ 等
- ※2 輸出の停滞により行き場のなくなった原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援
 - ・補助対象施設 学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎 等
 - ・補助対象者 工務店等
 - ・補助上限額 構造材：39,000円/㎡(床面積)、内装材：12,000円/㎡(内装面積) 等

- 新・輸出原木保管等緊急支援事業の補助対象経費に燃料用原木を追加するとともに、補助対象者に燃料用チップ製造事業者等を追加すること

- 新・過剰木材在庫利用緊急対策事業の補助対象者が工務店等に限られ、県が建築主となる公共施設では、入札制度上、同補助金の活用ができないことから、地方公共団体を補助対象者に追加すること

主⑤ 水産業者への支援

- 新・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

【国補正予算で措置された主な事業】

- ・特定水産物供給平準化事業
 - 〔 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分〕
 - 〔 保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成〕
- ・水産物販売促進緊急対策事業
 - (漁業団体等が行う販売促進の取組(学校給食への提供を含む)を支援)

- ・漁価の下落等による収入減を補填する「積立ぷらす」の基金積み増し及び漁業者の積立猶予等の特例措置が講じられたが、3年間程度の時限措置として漁業者の負担割合(1/4)を国で負担するなど、更なる漁業者負担の軽減を図ること

(9) 生活に困窮している方への支援

【内閣府、文科、厚労】

主① 生活福祉資金による支援の拡充

- 新・国二次補正予算において貸付原資の追加予算措置が講じられたが、本県の申請状況を踏まえると9月にも原資が枯渇するおそれがあるため、迅速に追加の予算措置を講じること

※ 本県の状況
ア 貸付原資 211億円（うち、国からの既交付分123億円）
イ 9月までの貸付見込 231億円
↓
差額（ア－イ）の20億円を、7月補正予算で計上

- ・償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において、所得の減少が続くなど貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること

② 住居確保給付金の要件緩和等

- ・住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、生活保護基準と同程度に収入要件を緩和すること

※ 収入要件
申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12） ＋家賃額以下であること（家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限）

- ・住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること

③ 大学生等に対する支援の充実

- ・修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）について、所得水準（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）の見直しを図り、対象世帯を拡大すること

④ 私立高等学校授業料の軽減

- ・前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担（現行：国1/2）で負担すること

⑤ 幼児教育無償化対象者の拡充

- ・幼児教育の無償化について、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象としているが、離職や収入が減少している者などについては、全額国負担により対象とすること

(10) 機動的な追加対策の実施等

【内閣府、財務、厚労、経産】

① 機動的な追加財政対策の実施

- ・今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和2年度における更なる補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和3年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じること

- 新・今回講じられた各種の特例措置について、恒久化や一定条件下で即発動される制度を構築すること

4 地方財政への支援

かつてない大幅な地方税の減収が予想される一方、防災・減災対策、少子高齢化への対応、地域の元気づくりなどに加え、新型コロナの感染拡大防止や落ち込んだ経済・雇用対策、ポストコロナ社会を見据えた取組など、地方公共団体が果たすべき役割は一層重要度が高まっている。このため、以下について提案する。

主(1) 令和3年度地方財政計画の充実

【総務】

- 新**・ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。
- このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。
- 新**・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、R3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置されるべきである。
- また、その規模は、リーマン・ショックの影響を上回ることが危惧されることを鑑み、地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。

【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円

- 新**・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。
- 留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。
- 国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額
- ・税の振り替わりの性格を持つものであることから、地方財政法第5条の特例として、一般財源として取り扱うとともに、元利償還金については、その全額を後年度交付税措置（臨時財政対策債は、交付税の振り替わりであり、一般財源総額のうち留保財源の減少分を）補填するものではない。

主(2) 減収補填債の対象拡充

【総務】

- 令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。

また、減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

【地方消費税の令和2年度減収見込み】

- 本県：120億円、全国：4,758億円

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	◎ (H21から譲与開始)
	所得割				○		
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○					
	地方消費税		○				

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし（資金手当債）（注）

（注）景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

主(3) 徴収猶予特例債の交付税措置拡充

【総務】

- 新・厳しい地方の財政状況が見込まれることに鑑み、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として制度化された、徴収の猶予制度の特例の財源として特別に発行する徴収猶予特例債（償還年限：1年以内、交付税措置：なし）の利子に対して、交付税措置を講じること

主(4) 緊急防災・減災事業債の対象拡充

【総務】

- 新・地震・津波や風水害等への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、庁舎や公的施設における感染防止のための改修、感染症蔓延期の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備等にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長し、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図ること

(5) 阪神・淡路大震災関連県債残高等に対する負担軽減

【総務】

新・厳しい財政環境が見込まれるため、他府県にない財政負担である阪神・淡路大震災の復旧・復興のために発行した震災関連県債などの元金償還や利子負担について、当面の間、特別な財政支援を行うこと

<震災関連県債残高等>

- 震災関連県債発行額：1兆3,000億円
 - R2末残高：2,853億円、R2公債費：421億円（当初予算ベース）
- 参考：行革期間中（H20～H30）に収支不足を補うために発行した行革推進債及び退職手当債発行額：3,620億円 → R2末残高：2,322億円、R2公債費：465億円（当初予算ベース）

<東日本大震災 被災地との比較>

区分	阪神・淡路	東日本	
復旧・復興総額	16.3兆円 (うち県2.3兆円、市町2.9兆円) ※後年度、一部交付税措置あり	32兆円程度(H27.6復興推進会議) (うち自治体0.03兆円)	
災害復旧	一部自治体負担	自治体負担は、ほぼゼロ	
復興交付金事業	(制度なし)		
補助事業	社会基盤整備		一部自治体負担
	市町村仮庁舎等		補助対象外
	介護老人保健施設		補助対象外
	被災者生活再建支援金		(制度なし)
復興道路・復興支援道路	(制度なし)		

(6) 旅券行政への財源措置について

【外務】

新・安定した旅券発給を行えるよう、国において、旅券業務に携わる職員の人件費や事務所経費の確保など必要な財源措置を緊急に講じること

【提案の背景】

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大とそれに伴う渡航制限により、旅券発給件数は著しく減少（前年度4月の発給件数と比較すると約84%減）し、法定受託事務である旅券業務体制を維持することが困難な状況となっている（他県も同様の状況）

5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

主(1) 多極分散の国土構造への転換 【内閣官房、内閣府、総務、財務、厚労、経産、国交】

東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。

この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

<本県の社会移動の状況（総務省 住民基本台帳移動報告、日本人）>

- ・ R1 転入超過数：▲7,260人、全国44位（H30：▲6,088人、全国41位）
（東京圏に対する転入超過数）

	H29	H30	R1
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲8,716人
（うち東京都）	（▲4,742人）	（▲5,260人）	（▲5,465人）

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

（世代別の転入超過数）

	H29	H30	R1
0～19歳	217人	767人	475人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲7,098人
30～39歳	▲694人	▲27人	▲542人
40歳以上	▲189人	▲138人	▲95人
計	▲6,657人	▲6,088人	▲7,260人

① 東京圏への立地規制の制度化

- ・ 本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地（移転を含む。）を抑制する制度を創設すること

② 地方振興を促進する立法措置

- ・ 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

③ 地方拠点強化税制の充実

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・ 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみを増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・ 本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。（現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上）

イ オフィス減税等の拡充

- ・ オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・ 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・ 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分		内容
地方に所在する本社機能の拡充（拡充型）	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除（最大）
		※ 併用は不可
東京23区から地方へ本社機能を移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
		※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）

・ 本県：13社認定（R1まで）。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望（うち1社は併用活用済み）

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと（大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上）

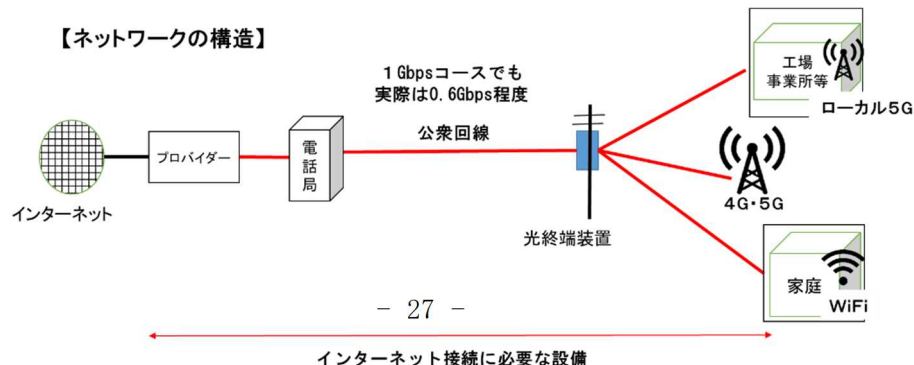
主(2) 情報通信基盤の強化等

【内閣府、総務】

- 新**・ 5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転など Society 5.0 を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること
- 新**・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps（※）以上の大容量高速通信ができるよう、国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、情報通信基盤整備を一層強化すること
（※ 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度）

【提案の背景】

- ・ 情報通信技術の発展は、都市部に限らず多自然地域など地域活性化のための重要なインフラとなるものである。
- ・ しかし、多くの1Gbps接続サービスはベストエフォート型（想定する最大速度）であり、実効最大速度はこれを下回る。（概ね0.6Gbpsとの公表あり。通信事業者や都市部・郡部の違い、戸建て・集合住宅の別、通信時間帯などにより、更に下回ることもある。）
- ・ 5G等の無線通信でも幹線は公衆回線（光ファイバー）を利用するため、公衆回線を増強することが不可欠である。通信基盤を社会インフラに位置づけ、①大容量高速化のための研究開発、②高機能の各種設備の社会実装について、国の責任で推進すべきである。



主(3) 「富岳」の本格稼働と「FOCUSスパコン」に対する支援

【文科】

① 早期の「富岳」本格稼働

- 新**・試行的運用(R2.4~)により実施した新型コロナウイルス感染症対策の飛沫シミュレーション等において、「富岳」の最先端の能力が活用されたことを踏まえ、早期の本格稼働を図ること

<新型コロナウイルス対策を目的とした「富岳」の試行的運用 (R2.4月~) >

- ・文部科学省が決定する研究開発実施課題(公募含む)に対し、開発・整備に支障がない範囲で、「富岳」の計算資源を優先して供出
- ・実施される研究開発に対し、理研が技術的サポート
- ・成果は関係機関と連携し、国内外に広く公開

↓

<新型コロナウイルス感染症対策の飛沫シミュレーション 中間報告(R2.6.3)>

- ・咳などの飛沫シミュレーションを行ったところ、現在推奨されている2mの間隔を空けたとしても、対面の人には飛沫が大量に吹きかかることが判明
- ・マスクの検証では、顔との隙間から飛沫が溢れでるものの、遠くまでウイルスを拡散させない効果は大きいことが判明

<新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2.7.3) >

- ・分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
- 数十種類の候補薬を選択

<TOP500世界ランキング1位獲得>

- ・毎年6月と11月に公表されるスーパーコンピュータの計算速度ランキング「TOP500」において、日本勢として9年ぶりに世界1位を獲得
- ・計算速度のほか3部門でも世界1位を獲得し(史上初の4冠)、汎用性の高さも証明

② (公財) 計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・産業界における「富岳」の利活用や成果創出を促進するため、申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用し、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築・運用すること

【提案の背景】

- ・「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

<「富岳」の整備スケジュール>

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度~ (R3~)
「京」	運用 (2012年9月~)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

③ 「FOCUSスパコン」増強に対する財政支援

- ・「富岳」の産業利用の裾野拡大に不可欠なステップアップ機である「FOCUSスパコン」について、必要な性能（現行の10倍程度の速度、クラウド機能）を確保できるよう、機能強化への財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」の産業利用の成果を最大化するためには、産業界のスパコン利用者が高度な機能を持つ「富岳」を十分に利用できるよう、「FOCUSスパコン」を増強し、「富岳」へのステップアップ支援を行う必要がある。
- ・国では、「富岳」をSociety5.0の基盤とするため、「富岳」のクラウド利用を促進する基本方針を示しており、「FOCUSスパコン」においてもクラウド利用を推進し、「富岳」につなげる必要がある。
- ・この度の新型コロナウイルス感染症により企業活動が大幅に制限される中、シミュレーションによる研究開発手法の評価等により「FOCUSスパコン」は大きく利用を伸ばしており、今後の企業活動の復活や新たな働き方への寄与も期待されている。

主(4) 新たな働き方に向けた環境整備 【厚労】

- 新**・フリーランスのほか、ギグワーク（空いている時間を利用して単発の仕事を受け負う働き方）、副業など従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと

【複数就業者に対する国制度の問題点】

① 労災保険給付

労働不能や死亡により失われる稼得能力は、複数の事業所から支払われる賃金の合算分であるにもかかわらず、実際に労災保険から給付がなされ、稼得能力の補填がなされるのは一の事業所において支払われていた賃金に見合う部分に限定される。

② 雇用保険

同一の事業主のもとで、週所定労働時間 20 時間以上であれば雇用保険は適用されるが、20 時間未満であるときは、複数の雇用関係を合算して週所定労働時間が 20 時間以上となっても雇用保険は適用されない。

③ 社会保険（医療保険、年金保険）

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

主(5) 学校のICT環境の整備 【文科】

- 新**・学校のICT環境整備及び更新に係る地方財政措置を引き続き継続するとともに、現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費についても支援すること
- 新**・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用や校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向け、地方財政措置の充実を図ること

【提案の背景】

- ・「教育のICT化に向けた環境整備 5か年計画(2018～2022年度)」の地方財政措置には、システム保守料やサポート料等、情報機器の高額なランニングコストについては、講じられていない。
- ・新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(文部科学省)を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。

(6) 大学における実験・実習等対面による指導が必要なカリキュラムへの対応

【文科】

- 新**・休業要請期間が長期化し、単位認定に必要な実験・実習等が長期間にわたり実施できない場合の代替措置（オンラインを活用した実験・実習等により単位認定を認めるなど）について、全国一律の基準を策定すること

【国制度の問題点】

休業要請期間が長期化し、単位認定に必要な実験・実習等が長期間にわたり実施できない場合の代替措置についての全国一律の基準が無い。

(7) マイナンバーの活用

【総務、厚労】

主① 利用可能事務の拡充

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること

主② マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- 新**・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- 新**・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること

主③ 健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助(上限:105万円)も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。

④ 市町への適切な財政措置等

- ・マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと

主(8) 遠隔診療の推進

【厚労】

- 新**・新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績・課題や技術革新の状況などを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定）の見直しも含め、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること

II 安全な基盤の確立

1 防災・減災対策の推進

主 (1) 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3年度以降にも取組むべき計画があることや令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みを創設するなど、以下について提案する。

新・国土強靱化に資する社会インフラ整備予算の確保

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の事業期間を延長すること
- ・その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること

(抜本的な対策(例))

- 人口集積地大規模河川対策(武庫川)
事業期間：H23～R12年度、総事業費：約420億円(R3以降 約165億円)
- 地震・津波対策(福良港湾口防波堤)
事業期間：H26～R5年度、総事業費：約111億円(R3以降 約38億円)

【提案の背景】

- ・現行の緊急対策では、対象事業が平成30年の重要インフラの緊急点検結果等を踏まえて緊急に実施すべき対策に限定され、事業期間が令和3年度以降に及ぶ大規模で抜本的な事業は対象外となっている。

【防災・減災対策に関する本県の主な分野別計画】

- ・津波防災インフラ整備計画(H26～R5年度)
- ・日本海津波防災インフラ整備計画(R1～R10年度)
- ・ひょうご道路防災推進10箇年計画(R1～R10年度)
- ・地域の防災道路強靱化プラン(H26～R5年度)
- ・地域総合治水推進計画[河川対策アクションプログラム](R2年度～R10年度)
- ・第2次ため池整備5箇年計画(R1～R5年度)
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画(R1～R10年度)
- ・第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～R5年度)
- ・ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画(R1～R32年度)
- ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(R1～R10年度)
- ・兵庫県無電柱化推進計画(R1～R5年度)

【防災・減災対策に必要な総事業費(R1～10の10年間) ※国土交通省所管分のみ】

約8,800億円

- ・R1～R2で実施する所要額 約1,800億円(うち臨時・特別分 約600億円)
- ・R3以降必要な対策費 約7,000億円

[3 箇年緊急対策による主な計画進捗への効果等]

分野別計画	計画 (R1~R10)						残事業 (R11 以降)	
	R1~R10		R1~R2 (H30補正含む)			計画残 (R3~R10)		
			通常 (a)	緊急対策 (b)	計 (a)+(b)			
第3次山地防災・土砂災害対策計画 (H30~R5年度) ※第3次計画以降の予定箇所含む(R6~) ※国土交通省所管分のみ	事業費	1,145億円	234億円	79億円	313億円	832億円	7,500 箇所	
	整備箇所	650箇所	135箇所	49箇所	184箇所	466箇所		
緊急対策の効果		・R2末対策完了：135→184箇所(残466箇所) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→7年〔R10までR1、2緊急対策並 の整備を行った場合〕						
ひょうご道路防災 推進10箇年計画 (R1~R10年度)	橋梁 耐震	事業費	337億円	77億円	52億円	129億円	208億円	409 橋
		整備箇所	167橋	20橋	23橋	43橋	124橋	
	緊急対策の効果		・R2末完成：20橋→43橋(残124橋) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→8年					
	法面 防災	事業費	137億円	18億円	32億円	50億円	87億円	2,700 箇所
		整備箇所	380箇所	61箇所	73箇所	134箇所	246箇所	
	緊急対策の効果		・R2末完成：61→134箇所(残246箇所) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→6年					

■河川中上流部治水対策

- ・緊急対策により、河川中上流部治水対策5箇年計画 (H28~R2年度) の11箇所を前倒しし、R1年度に計画が完了 (1年前倒し)
- ・R2年度以降も引き続き緊急自然災害防止対策事業債 (県単独事業) を活用し、中上流部の治水対策を実施

■兵庫県高潮対策10箇年計画

- ・緊急対策により、H30年台風第21号で浸水被害が発生した全8地区のうち7地区の対策を完了
- ・R3年度以降も計画に基づき高潮対策を実施

[本県の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 (国補助事業)]

(単位：億円)

区分	事業費				主な内容
	H30	R1	R2	計	
高潮対策	26	12	12	50	越流・越波防止対策
治水対策	33	33	30	96	河川ネック部改修対策、 内水氾濫防止対策
地震・津波対策	98	41	88	227	日本海津波対策、耐震対策
道路防災対策	69	43	35	147	道路交通確保対策
山地防災・土砂災害対策	36	38	32	106	山地防災・土砂災害対策
農業農村対策	50	37	53	140	ため池対策
荒廃森林対策	3	2	2	7	造林対策
災害対策林内路網整備	1	1	1	3	林道整備
合計	316	207	253	776	

注：予算ベース

[本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)]

(単位:億円)

区分	事業費			主な内容
	R1	R2	計	
高潮対策	27	15	42	越流・越波防止対策
治水対策	75	43	118	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	16	10	26	日本海津波対策
道路防災対策	15	0	15	
山地防災・土砂災害対策	50	52	102	山地防災・土砂災害対策
合計	183	120	303	

[R3年度以降の残事業費]

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

(2) 防災・安全交付金及び個別補助の予算確保

【国交】

① 防災・安全交付金及び個別補助の予算確保

- ・地震、津波や頻発する風水害への対策を計画的・集中的に実施できるよう、防災・安全交付金の予算を十分に確保すること
- ・短期間に多額の事業費を要する事業については、大規模特定河川事業や今年度新たに創設された大規模更新河川事業等の個別補助制度の予算を別枠で確保すること

【提案の背景】

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」、「インフラ・メンテナンス10箇年計画」等を期間内に着実に進めるにあたっては、短期間に多額の事業費を確実に確保する必要がある。

[主な事業例]

事業内容	所要額(R10まで)
津門川地下貯留管整備(河川対策)	約 70億円
防波堤・水門整備、防潮堤の液状化対策等(津波対策)	約 120億円
橋梁、排水機場、下水道施設等の更新(老朽化対策)	約1,500億円

主(3) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務】

新・ 阪神・淡路大震災により兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、これに伴う厳しい財政環境も踏まえ、最低限の補強耐震工事をしたのみで現庁舎をそのまま活用してきた。しかしながら、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築 50 年を経過し老朽化が進んでいることから、南海トラフ地震を控え、庁舎等の再整備を予定している。

県庁舎は、災害発生時の対策活動の広域拠点となるものであることから、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の交付税措置率の高い起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災により、兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、最低限の補強耐震工事をしたのみで、現庁舎をそのまま活用してきた。しかし、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築 50 年を経過し老朽化が進んでいることから、震災関連事業の総仕上げとして庁舎等の再整備を今後予定している。
- ・ 近い将来発生が予想される南海トラフ地震において、洲本市及び南あわじ市は国が指定する「南海トラフ地震津波避難対策特別地域」に指定されている。また、県庁舎が所在する神戸市は、南海トラフ地震で最大震度 6 強が予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- ・ 緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理事業債では、県庁舎再整備事業が対象事業に含まれておらず、多額の財政負担が発生する見込みである。
- ・ 市町村庁舎の建替は公共施設等適正管理推進事業債の対象となるものの、県庁舎は対象外となっている。

<兵庫県庁舎再整備事業の概要>

[現庁舎の状況]

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟	兵庫県民 会館	3号館	災害対策 センター
建築年度	S41.3 (築53年)	S45.12 (築48年)	S48.1 (築46年)	S40.6 (築54年)	S45.12 (築48年)	S43.5 (築51年)	H2.3 (築29年)	H12.3 (築18年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	新耐震 (※)	新耐震 (※)

[再整備の規模] ・ 行政棟：約 60,000 m² (28 階程度、別途駐車場が約 7,000 m²)
 ・ 議会棟：約 13,000 m² (別途駐車場が約 4,000 m²)
 ・ 県民会館：約 23,000 m²

[概算事業費] 約 700 億円

[スケジュール] ・ R 元年度～R 3 年度 基本計画、基本設計
 ・ R 3 年度～R 7 年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

※ 3 号館、
災害対策 C
は対象外

主(4) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長【警察、総務、財務、農水、国交】

・地震・津波や風水害等への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲の拡大、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図るとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
- 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
- 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
- 耐震化に資する公共施設の建替事業
- 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

新○庁舎や公的施設における感染防止のための改修や、感染症蔓延期にも災害対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備（再掲）

【国制度の問題点】

- ・現状では公共施設等の耐震化や既存施設の機能強化は対象事業となっているものの、地震・津波対策に関する防潮堤等の新規整備をはじめとする、防災・減災対策に資する整備事業等は対象となっていない。
- ・耐震化に資する公共施設の建替え事業は、平成29年地方債計画において創設された公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）で対象とされた耐震化未実施の市町村の本庁舎の建替えを除き、対象とされていない。
- ・警察待機宿舎・独身寮等は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であるにも関わらず、その耐震化事業等に要する財政支援制度が講じられていない。
- ・緊急防災・減災事業債は、台風や風水害、地震等を想定した事業債となっているが、新型コロナウイルス感染症という新たに生じた課題への対応が必要である。

[緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の平成29年度制度拡充(対象事業追加)]

- ・指定避難所におけるWi-Fi等の整備
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の導入(30年度まで)・情報伝達手段の多重化
- ・消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備

※ なお、H29年度末までとされていた当該制度の期間は、東日本大震災に係る復興・創生期間であるR2(2020)年度まで継続

[緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の平成30年度制度拡充(対象事業追加)]

- ・次の公共施設及び公用施設において、防災機能を強化するための施設を対象に追加

- ・災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- ・不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
- ・災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- ・災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（学校法人が実施する指定避難所以外の施設については、国庫補助と併せて地方公共団体が助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額を対象とするものであること。）

- ・デジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化

[緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の令和2年度制度拡充(対象事業追加等)] (対象事業追加)

- ・指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策
- ・洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に、必要な消防署の移転
(経過措置)

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置が講じられること。

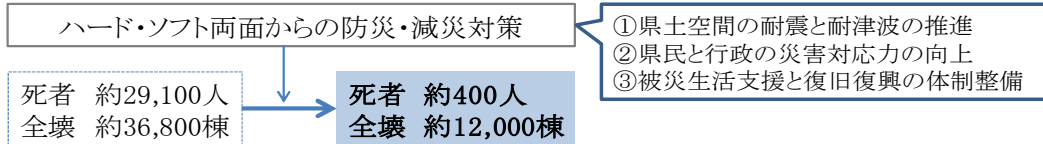
(5) 地震・津波対策の推進 【内閣府、総務、財務、文科、厚労、農水、国交】

① 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

主ア 津波防災に関するインフラ整備予算の確保

- ・ 本県が策定した「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」、「津波防災インフラ整備計画」、「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく対策に必要となる予算を確保すること

[南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6)] 計画期間：H26～35年度



➢ **【具体の対策】** 橋梁耐震対策、道路の法面対策、下水道施設の耐震化

[津波防災インフラ整備計画] 計画期間：H26～R5年度 (億円)

事業内容	概算事業費
レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
津波防御対策	358
防潮堤等の高さの確保	213
防潮堤等の健全性の保持	118
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	27
避難支援対策	3
レベル2津波対策（浸水被害を軽減する）	
既存施設強化対策	221
防潮堤等の越流・引波対策	60
防潮堤等の沈下対策	131
防潮水門の耐震対策	30
津波被害軽減対策	55
防潮水門の下流への移設	55
排水機場の耐水化	55
合計	約640

(重点整備地区の設定)

津波到達時間の早い淡路島（4地区）と人口・資産が集中する大阪湾沿岸（3地区）を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

➢ **【具体の対策】** 重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策

[日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム (R1.7)] 計画期間：R1～10年度

ハード・ソフト両面からの防災・減災対策

[日本海津波防災インフラ整備計画] 計画期間：R1～R10年度

事業内容	概算事業費 (億円)
河川堤防整備	17
防潮堤等整備	14
水門耐震化	1
防波堤の沈下対策	24
計	56

イ 防災・安全交付金の対象事業の拡大

i) 日本海側の地震・津波対策等への拡充

- ・ 重点配分の対象外となっている日本海側の地震・高潮対策（海岸事業）について、防災・安全交付金の重点配分対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 防災・安全交付金（地震・高潮対策 海岸事業）については交付対象とされているものの、重点配分の対象外となっている。

ii) レベル2津波対策への拡充

- 対象となっているレベル1津波の対策に加え、最大クラスの津波（レベル2津波※）に備える防潮堤の整備等についても、交付対象とすること

【国制度の問題点】

- 本県が策定した日本海津波防災インフラ整備計画のレベル2津波（※）に対する防潮堤等の新設については、交付対象外となっている。

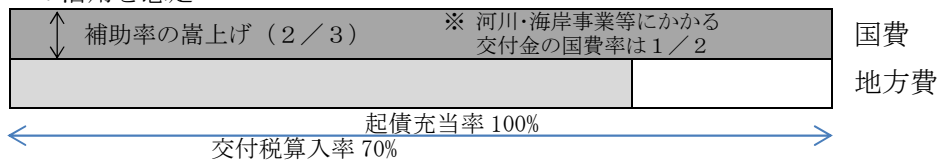
※ レベル1津波：概ね100年に1回程度発生する発生頻度が高い津波	}
<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ：M8.4（安政南海地震並み）の地震による津波 日本海：日本海中部地震（1983年）、北海道南西沖地震（1993年）による津波を想定 	
レベル2津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	}
<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ：最大クラス（M9.0クラス）の地震による津波 日本海：断層による地震（M7.2～7.9）による津波を想定 	

ウ 新たな財政支援制度の創設

- 河川・海岸堤防等の整備や耐震化、堤防構造の強化等、必要な対策を短期間に集中して実施できるよう、「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」を新たに創設すること
- 実施の際には多額の地方負担が見込まれることから、地方財政措置を講じること

【「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」のイメージ】（事業年度：R3～R5年度）

- 国庫補助及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並の地方財政措置
- 本県は、太平洋に面する南あわじ市の湾口防波堤の整備など、短期間に集中して実施する事業への活用を想定



② 総合的な地震・津波対策の推進

ア 推進地域における支援策の充実

- 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

【提案の背景】

- 南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域は、南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが指定されており、本県では淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等が指定されている。
- 地震防災対策特別措置法では、消防用施設やへき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等について国庫補助率が嵩上げされるが、公立病院の耐震改修等は対象となっていない。

イ 地震・津波観測監視情報の活用

i) 実動機関がリアルタイムで活用できるシステム構築

- 本格運用を開始したDONETによる地震・津波の観測情報を、救助活動を行う消防、警察等の実動機関がリアルタイムで活用できるシステムを構築すること

【提案の背景】

- ・ DONET[※]の観測データそのものは、地震計や水圧計の観測値に過ぎないため、初動応急対応時などにおいて自治体で即時に活用することは困難である。
- ※南海トラフで発生する地震や津波を観測するために開発された観測網。強震計や水圧計などのセンサーから構成され、南海トラフ海域の熊野灘と紀伊水道沖に計51ヶ所の観測点がある。

ii) 実動機関の活用に向けた協働した研究

- ・ 救助活動の開始時期や活動範囲の判断が可能となる基準の策定に向けた研究を実動機関と協働して実施すること

【提案の背景】

- ・ 津波警報等の発表中は、住民の避難だけでなく、救助活動を行う実動機関も退避が優先され、その間、生存者の救助活動を行うことが困難になる。

ウ 地震・津波対策に関する調査研究の推進**i) E-ディフェンスを活用した調査研究の推進**

- ・ E-ディフェンス(実大三次元震動破壊実験施設)を活用した共同研究を継続すること
- ・ 建築物だけでなく地盤に関する実験にも取り組むとともに、研究成果を速やかに普及展開すること

【提案の背景】

- ・ E-ディフェンスが運用開始されて10年以上が経過したが、建築物に関する実験が多く為されている一方、地盤に関する実験研究があまり為されていない。
- ・ 東日本大震災では、液状化被害や堤体等盛土構造物被害など地盤に関する様々な被害が発生し、南海トラフ地震で同様の被害の発生が危惧される。

【実験研究の回数と実験の例】

区 分	回 数	実験の例
建築物に関する実験	79回	多種構造物の長周期地震動による耐震性検証
地盤に関する実験	15回	ため池堤体、土のう構造体などの耐震性検証
その他	12回	免制振装置、振動台などの性能検証

ii) 内陸型地震の連続発生に関する調査研究の推進

- ・ 内陸型地震の連続発生や他地域への波及に関する調査研究を進め、地方公共団体や住民が具体的に活用できる内容で公表すること

【提案の背景】

- ・ 平成28年熊本地震において、数日間のうちに連続発生した内陸型地震により被害が拡大し、また他地域への波及が懸念された。
- ・ 地震発生後には、連続地震の有無などが災害対応上重要となるが、それらを明らかにする学術研究や国の調査がなされておらず、事前シナリオを描いた効果的な対応ができない。

エ 東日本大震災の復興支援

- ・ コミュニティの再生、こころのケア等の実践活動団体等の派遣及び県内避難者への支援などに対する財政措置を講じること
- ・ 復興・創生期間後も復興の進捗状況を踏まえながら、被災地方公共団体に対する計画的な人的支援の実施など国による抜本的な対策を講じること

【提案の背景】

- ・ 今後の復興過程においては被災者の生活復興とまちのにぎわいづくりが重要であり、そのための被災者のこころのケアやまちづくり等の支援の継続が必要である。
- ・ 一方で、他の地方公共団体からの職員派遣は長期にわたっていると同時に、派遣側の地方公共団体は、定員の適正化等により職員派遣要請に応えることが難しくなっている。

③ 建築物の耐震化等の推進

ア 学校施設の耐震化

[県内学校の耐震化の状況] ※高等学校及び特別支援学校は県立を含む		
学校種別	耐震化率 (%)	耐震化完了棟数/全棟数
小中学校	99.9	5,032 / 5,034 *R2年度までに完了予定
幼稚園	96.8	457 / 472 *残りは閉園予定、整備方針検討中のもの
特別支援学校	100.0	280 / 280
高校	100.0	1,452 / 1,452

i) 防災機能強化等のための予算確保

- ・ 市町整備計画による学校施設の防災機能強化等に必要な予算を確保すること

ii) 地方債・地方交付税措置の拡充

- ・ 学校施設の耐震化に関する地方債及び地方交付税措置を拡充すること
 - 緊急防災・減災事業債(R2年度まで)の恒久化
 - 全国防災事業債(H27年度廃止)と同等の地方債の創設

iii) 天井等落下防止対策等のための補助制度の拡充

- ・ 非構造部材の耐震対策(天井等落下防止対策等)に関する補助制度の補助率を嵩上げ(1/3→2/3)すること

【提案の背景】

- ・ 熊本地震で非構造部材(内壁、窓等)の損傷・落下により、避難所が利用できない事例があった。
- ・ 落下物や転倒物に対する児童生徒の安全を確保するためには、構造体(地震防災対策特別措置法の嵩上げ措置(1/3→2/3)あり)と同様に非構造部材についても早急に耐震対策が必要である。

iv) 避難所機能を担う際に必要となる施設整備に対する補助制度の充実

- ・ 学校が避難所としての機能を担う際に必要となる施設設備に対する補助制度を充実すること(体育館等への空調設備の整備、自家発電設備整備やWi-Fi整備等に対する補助の高等学校の対象化など)

【提案の背景】

- ・ 現在、県立高校107校、県立特別支援学校12校が、市町からの要請により避難所指定されている。
- ・ 高校が避難所としての機能を担うためには、自家発電設備の整備が必要となるが補助対象外。

v) 私立学校の耐震改築事業補助の拡充措置の継続

- ・ 国庫補助率を公立学校並みへ引上げ(Is値0.3以上施設1/3→1/2(公立並)、Is値0.3未満施設1/2→2/3(公立並))、補助対象限度額(小中高:2億円、幼:1億円)の廃止措置を継続すること

イ 大規模多数利用建築物等及び防災拠点建築物の耐震化

- 耐震診断が法律で義務付けられている大規模多数利用建築物等や防災拠点建築物の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- 大規模多数利用建築物等の国の補助事業（交付金含む）の内示率は昨年度及び今年度はいずれも100%となっており、着実に耐震化を進めるためには、引き続きの予算の確保が必要である。
- 大規模ではない防災拠点建築物の今年度内示率は63%であり、一層の予算の確保が必要である。

〔兵庫県耐震改修促進計画〕（平成28年3月改定）

多数利用建築物 H27(2015)：86.6%（耐震性なし3,466棟）→ R7(2025)：97%（耐震性なし900棟）

（用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

（規模）一部の用途を除き階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上

※ うち床面積の合計5,000㎡以上=大規模、2,000㎡以上=中規模、1,000㎡以上=小規模と区分している。

- 耐震対策緊急促進事業の補助率の更なる嵩上げを行うこと

〔大規模避難施設の耐震化に対する補助スキーム案〕 ※ 診断・設計と同等まで嵩上げ

現行スキーム					本県提案				
	国	県	市町	事業者		国	県	市町	事業者
	1/3	1/6	1/6	4/15		1/3	1/6	1/6	1/6
国 1/15(耐震対策緊急促進事業による上乗せ)					国 1/6(耐震対策緊急促進事業による上乗せ)				

ウ 医療・福祉施設の耐震化

i) 民間医療施設の耐震化の促進

- 入院患者のいる民間医療施設の耐震化について、移転建て替えに必要な代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

ii) 社会福祉施設の耐震化の促進

- 社会福祉施設等耐震化促進事業等の予算を確保すること
- 通所施設を対象とする新たな補助制度を創設すること

エ ライフライン事業者への指導・監督

i) ライフライン事業者への指導・監督

- 管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること

【提案の背景】

- 台風21号では、電柱折損、倒木による電線接触や飛来物による電線の断線等の被害等により、県内で延べ431,000軒が停電
- 平成以降の自然災害による停電では、関西電力供給エリア内では阪神・淡路大震災に次ぐ規模(軒数)

ii) 水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化に対する補助率の引上げを図ること（現行1/3 → 一律1/2）

【提案の背景】

- 南海トラフ地震をはじめ、将来起こりうる自然災害に備え、早急に耐震化を進める必要があるにもかかわらず、重要な社会インフラである水道施設の基幹管路耐震化率※は3割にも満たない。

※ 導水管や送水管及び配水本管のうち、地盤の状況に関わらず震度7級の地震に対応できる管（離脱防止継手を有する管）の割合
【生活基盤施設耐震化等交付金】水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）補助率 1 / 3

【基幹管路耐震化率の状況（平成30年度）】

兵庫県内事業体	29.4%
兵庫県企業庁	37.6%（浄水場や水管橋等は耐震補強済み）
全国	25.9%

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(R元.11改訂版)】

耐震適合性のある管路の率 71% (R5(2023)) H30年度末 68.9%

※ 耐震適合性のある管とは、震度7級の地震においても良質地盤に敷設されているため被害が軽微な管

オ 土砂災害対策も含めた住宅・宅地の安全確保

i) 民間住宅の耐震化のための予算の確保

- 民間住宅の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること
- 補助限度額の更なる嵩上げを行うこと（100万円→150万円）

【住宅耐震化に関する総合的支援メニュー H30創設】

補助対象	耐震設計、耐震改修費用
補助限度額	定額補助100万円（工事費の8割が限度）
交付率	1 / 2

【兵庫県耐震改修促進計画】（平成28年3月改定）

住宅の耐震化率の目標設定 H30(2018)速報値：90.1%（耐震性不足22.9万戸）→R7(2025)：97%（耐震性なし7万戸）

ii) 住宅等の移転等に対する支援の拡充

- 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転(除却)や防護壁等の整備(改修)については、土砂災害から国民の生命を守る緊急の取組として、補助率の嵩上げを行うこと

○ 住宅移転(除却) 補助限度額 現行：975千円 → 提案1,333千円

○ 防護壁等整備(改修) 補助率 現行：23% → 提案1/3

補助対象限度額 現行：3,360千円 → 提案：9,000千円(旅館等)

[県内指定状況と今後の見込み] R2年6月末指定状況：10,334箇所(R2年度に指定完了予定：総計約12,000箇所となる見込み)

[土砂災害特別警戒区域内住宅に対する補助スキーム]

	現行スキーム	提案								
住宅移転(除却)	※事業費2,000千円の場合 <table border="1"> <tr> <td>国 1/4</td> <td>県 1/8</td> <td>市町 1/8</td> <td>事業者 1/2→1/3</td> </tr> </table> 補助率 1/2 補助限度額 975千円 県独自嵩上げ 1/6 (県 1/12、市町 1/12)	国 1/4	県 1/8	市町 1/8	事業者 1/2→1/3	※事業費2,000千円の場合 <table border="1"> <tr> <td>国 1/3</td> <td>県 1/6</td> <td>市町 1/6</td> <td>事業者 1/3</td> </tr> </table> 補助率 2/3 補助限度額 1,333千円	国 1/3	県 1/6	市町 1/6	事業者 1/3
国 1/4	県 1/8	市町 1/8	事業者 1/2→1/3							
国 1/3	県 1/6	市町 1/6	事業者 1/3							
防護壁等整備(改修)	<table border="1"> <tr> <td>国 11.5%</td> <td>事業者 77%→66.7%(2/3)</td> </tr> </table> 国制度(補助率 23%) 国 11.5% 県 5.75% 市町 5.75% 補助対象限度額 3,360千円 県独自嵩上げ 10.3% (県 5.15%、市町 5.15%)	国 11.5%	事業者 77%→66.7%(2/3)	<table border="1"> <tr> <td>国 1/6</td> <td>事業者 2/3 (66.7%)</td> </tr> </table> 県 1/12 市町 1/12 補助率 1/3 (33.3%) 補助限度額 住宅：1,000千円/旅館等：3,000千円 補助対象限度額 住宅：3,000千円/旅館等：9,000千円	国 1/6	事業者 2/3 (66.7%)				
国 11.5%	事業者 77%→66.7%(2/3)									
国 1/6	事業者 2/3 (66.7%)									

[参考：大規模多数利用建築物耐震化助成事業(耐震対策緊急促進事業により、国補助を嵩上げ)]

- 国補助 補強設計：通常2/9 → 嵩上げ後4/9
改修工事：通常11.5% → 嵩上げ後1/3

(補強設計)

国① 2/9	国② 2/9	県 1/9	市町 1/9	事業者 1/3
4/9		2/9		

(改修工事)

国① 21.8%	国② 11.5%	県市町 11.5%	事業者 55.2%
1/3			

注 国①：耐震対策緊急促進事業(～R4)、国②：社会資本整備総合交付金

iii) 住民等の合意形成に関するガイドラインの早期策定

- 宅地耐震化推進事業を円滑に進めるために、費用負担を求める宅地所有者等の範囲や調整方法など、住民等の合意形成に関するガイドラインを早期に策定すること

【国制度の問題点】

- 現状は「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」のみが策定されており、住民等の合意形成に関しては不十分である。

iv) 費用負担の軽減措置の拡充

- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に対する補助率(現行：国1/3(優先すべき地域：国1/2))の更なる嵩上げを行うこと

- ・ 宅地所有者の工事費の負担を軽減する税制上の優遇措置を創設すること

【提案の背景】

- ・ 対策工事の実施に当たっては、対象区域内の宅地所有者等の多大な費用負担を伴うため、地元協議を進めるには、更なる手厚い措置が必要である。(国の補助は工事費の1/3(優先すべき地域：国 1/2)に嵩上げされたが、残りの2/3(優先すべき地域：1/2)は地方公共団体と宅地所有者の負担となる。)
- ・ 今後、本事業を円滑に進めていくためには、対策工事の実施を見据えた優遇措置が必要である。

(6) 総合的な治水対策の推進

【国交、経産、厚労、農水】

① 河川の事前防災対策の推進

主ア 事前防災対策の推進

- ・ 本県が今年度策定する「河川対策アクションプログラム(R2～R10)」に基づく河川改修や堤防強化などの事前防災対策の取組について、必要な予算の確保や3か年緊急対策の延長等における重点項目とするなど、積極的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 令和元年東日本台風等でも関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となったが、これまでの治水対策や利水ダムの治水協力の効果により、家屋浸水を回避した。これらの実績から、治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、事前防災対策に重点的に取り組むことが急務である。
- ・ 河川は国土保全上又は国民経済上重要であるため、河川整備計画に基づく整備促進が必要である。

イ 都市部の河川改修等の推進

- ・ 一級水系や人口や資産が高度に集積する都市部の河川改修等を推進(猪名川、加古川、揖保川、円山川、市川、武庫川、津門川(地下貯留管)、八家川(調節池)等)できる予算を確保すること

ウ 防災・安全交付金における想定氾濫人口を重視した事業の推進(個別補助制度の拡充)

- ・ 防災・安全交付金の重点配分を行う事業メニューに想定氾濫人口を重視した事業を加えること

【国制度の問題点】

- ・ 武庫川・市川・猪名川など、人口や資産が高度に集積し、ひとたび破堤すると大きな被害が見込まれる。
- ・ 都市部の治水安全度の向上は喫緊の課題であるが、防災・安全交付金で優先的に配分される事業に該当しておらず、継続した計画的な執行が確保できない。

[防災・安全交付金の配分の考え方の例]

- ・ 大規模氾濫減災協議会等の国、県、市町等からなる協議会において取組方針が策定され、その方針に基づきハード・ソフト一体となった取組が着実に進められている河川で行う事業
- ・ 人口・資産が集中する地域等において河川整備計画目標相当の洪水を安全に流下させるために整備する遊水地や放水路等の抜本的な治水安全度の向上に資する事業(対象施設は遊水地、放水路及び地下調節池とし、社会資本整備交付金総合計画の事業期間内に完成する見込みがあるもの)

② 既存ダムの利活用の推進

主ア 事前放流の積極的な導入

- ・事前放流の実施体制が整備されていない多目的ダムや利水ダムがあることから、一級水系に加え二級水系においても事前放流の実施を徹底させること
- 〔多目的ダム：洪水調節機能と水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダム〕
〔利水ダム：水道水、工業用水、農業用水などに利用するためのダム〕
- ・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の対象を拡充すること

【提案の背景】

- ・国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムも追加されたが、事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の対応が必要である。
- ・令和2年度に、一級河川の利水ダムの事前放流に対する損失補填制度が創設されたが、対象となっていない県管理の多目的ダムと二級河川の利水ダムについても国が損失を補填することで、より積極的な事前放流が可能となる。

イ 引原ダム再生事業の予算確保

- ・引原ダム再生事業の推進に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・揖保川流域では、平成21年等に浸水被害が度々発生している。引原ダムでは、供用開始後60年間で直近2回（平成23年9月、平成30年7月）異常洪水時防災操作を実施した。
- ・国が下流から整備を進めているが、上流の引原川を含め完了には時間を要するため、早期に治水効果が期待できる対策が必要である。
- ・令和2年度より引原ダム再生事業を実施しており、事業推進に必要な予算の確保を求める。

③ 超過洪水に備えた堤防強化等の推進

- ・本県では、近年の異常豪雨等に伴う超過洪水に備え、決壊しにくい堤防とするため、堤防の法尻補強や天端保護等による「粘り強い構造」への河川堤防強化に取り組む。その予算について、3か年緊急対策の延長等における重点項目として積極的に支援すること

【提案の背景】

- ・令和元年東日本台風では関東甲信・東北地方を中心に、多くの雨量局・水位局で既往最高を記録して堤防越水による決壊が発生し、人的被害が大きくなった。
- ・このため、超過洪水にも備えた堤防の法尻補強や天端保護等による「粘り強い構造」への河川堤防強化を推進する必要がある。

主④ 河川中上流部の局所的な治水安全度向上対策の推進

- ・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること

【本県の河川中上流部治水対策事業(河川対策アクションプログラムの内数)】

区分	R1補正	R2	R3	R4	R5	合計
整備箇所	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	80箇所
金額	6億円	6億円	6億円	6億円	6億円	30億円

⑤ 鉄道事業者の応分の負担

- 河川工事に伴う鉄道橋梁の架替等の工事費の負担割合について、鉄道事業者の経営状況や路線の収支状況等を勘案した応分の負担がなされるよう見直しを行うこと

【国制度の問題点】

- 現行の制度では、河川改修に伴う鉄道橋梁の架替に要する費用のうち、鉄道事業者の負担は数%で大半が河川管理者負担となっている。

⑥ 準用河川に対する防災安全交付金事業の採択要件の緩和

- 地震・高潮対策河川事業の対象河川に準用河川を含めること

【提案の背景】

- 地震・高潮対策河川事業において、準用河川に対する採択要件が一級河川や二級河川よりも厳しいため、準用河川における治水対策に遅れが生じている。

⑦ 流域貯留浸透事業の推進

ア 補助率の嵩上げ及び採択要件の緩和

- 流域対策の取組をより一層推進するため、流域貯留浸透事業の補助率の嵩上げを行うこと（現行1/3→提案1/2）
- 流域貯留浸透事業の採択要件を下記のとおり緩和すること
 - 通年機能を発揮する施設→増水期に2ヶ月以上機能を発揮する施設
 - 公園、学校の公共施設等：500m³以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m³以上
 - ため池等：3,000m³以上の治水容量→1,000m³以上

【提案の背景】

- 流域対策を一層推進するため、補助率の嵩上げによる財政的支援を行うとともに、小規模施設への取組範囲を拡大することで、浸水被害の軽減を図る。
- ため池は営農への水利用を目的として設置された施設であり、農繁期（一般に8月まで）に事前水位下げ等による治水活用は困難であるが、限定的であっても、増水期（6月～10月）のうち治水活用が可能な9月～10月の2ヶ月間を積極的に活用していくことが必要。

⑧ 減災対策の推進

ア 想定最大規模降雨・高潮に対応した市町の洪水ハザードマップ作成支援

- 洪水ハザードマップの作成と「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みへの支援を全ての河川を対象に行うこと
- 市町が作成する高潮ハザードマップについても財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 兵庫県では、総合治水条例に基づき全ての河川で洪水浸水想定区域図等を作成・公表している。
- 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるには、基幹事業の有無に関わらず、市町が行うハザードマップの作成及び看板により浸水深等を周知する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みを広く支援し促進していく必要がある。
- 高潮のハザードマップ作成は、朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸で実施するハード整備に関する費用の2割を上限とされているが、朔望平均満潮以下の防護区域を有さない市町やハード整備の計画がない市町でもハザードマップ作成を広く行っていく必要がある。

(7) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農水、国交】

平成30年7月豪雨や台風21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。

今後、土砂災害特別警戒区域（R区域）の指定に伴いR区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を優先して砂防堰堤などを整備していく必要があることから、以下の項目を提案する。

主① 治山事業、砂防関係事業の推進

- ・ 本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 局地的豪雨などによる土砂・流木災害が激甚化する中、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な箇所が約1万4千箇所と多く残っている。
- ・ 土砂災害特別警戒区域（R区域）指定の本格化に伴いR区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備していく必要がある。

【本県の第3次山地防災・土砂災害対策計画】（H30(2018)～R5(2023)年度）

区分	整備目標（着手箇所数）			合計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
①人家等保全	390	438	-	828
②流木・土砂流出防止	-	240	-	240
③災害に強い森づくり	-	-	55	55
合計	390	678	55	1,123

※ 局地的豪雨の増加等を踏まえ、人家等保全対策及び流木・土砂流出防止対策の県単独事業を前倒して整備

<重点計画箇所>

- ① 人家等保全：R区域内に人家があるなど緊急性の高い箇所を重点的に整備
- ② 流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備
- ③ 災害に強い森づくり：危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林を整備

【兵庫県土砂災害特別警戒区域指定状況（R2.3.31現在）】

・ 9,690箇所 ※令和2年度に指定完了予定（総計約12,000箇所となる見込み）

主② 老朽化対策、機能強化対策の予算確保

- ・ 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるよう予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 県下全体約1万4千の治山施設のうち老朽化が懸念される650施設について、詳細な点検診断に基づく個別施設計画を今年度までに策定し、順次補修等を進めることとしている。
- ・ 県下全体約4,100の砂防関係施設のうち241施設で老朽化対策が必要であり、多大な費用を要することから、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

主③ 公共事業の対象箇所の拡充

- ・ 公共事業の対象箇所を拡充すること

例 [砂防・土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで、対象を拡大

[砂防・急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 または ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等47 -

(2)要配慮者利用施設がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：(1)の場合においても、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上まで、対象を拡大

④ 河川上流部の土砂・洪水氾濫対策の予算確保

- ・ 上流で発生した土石流等により河川下流部で土砂と洪水が氾濫した大規模な被害を防ぐことを目的とした大規模特定砂防事業等の個別補助事業費の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 平成30年7月豪雨など土砂・洪水氾濫による大規模な被害が発生する中、兵庫県では、国土強靱化対策の一環として土砂・洪水氾濫対策に重点的に取り組んでおり、引き続き事業費を確実に確保する必要がある。

(8) 山の管理の徹底

【農水】

① 健全な森林を育成するための森林整備の推進

主ア 間伐及び作業道開設に対する支援の拡充

- ・ 森林所有者の負担なしで間伐及び作業道開設に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること

- 新・ 森林整備のさらなる促進を図るため、期限付き特例措置『切捨間伐の対象年齢の引き上げ』を恒久化すること

【提案の背景】

- ・ 標準的な経費に対して概ね68%の補助としている現行制度においては、残り32%の経費は森林所有者の負担となるため、補助の割合を増やして森林所有者の負担がない制度に拡充する。
- ・ 平成24年度以降、造林補助制度の改正により、現地に伐採木を残す切捨間伐は、35年生以下の若い木を除き、原則補助対象外となった。(36年生以上の人工林でも10m³/1ha以上の搬出があれば一部、切捨間伐が可能)
- ・ 新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴う、原木市場等での木材の滞留を回避するため、令和2年度から切捨間伐の対象年齢の引き上げ(35年生以下→60年生以下)が期限付き(1,2年程度)で措置された。
- ・ これまで、搬出適期に達していない40年生程度の森林では、切捨間伐の補助対象外であったため間伐が進まなかった。また、森林経営計画の区域内の森林であっても、地形等の条件で生育不良林となり搬出に向かないエリアが一定程度存在し、これらの切捨間伐が恒久的に可能となれば、さらなる森林の公益的機能の維持につながる。

イ 災害復旧に対する支援制度の創設

- ・ 災害で生じた流木の緊急処理や被災した作業道の復旧に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 災害で発生した流木については、二次災害防止のため緊急に処理できるよう支援が必要である。
- ・ 被災した作業道については、周辺の間伐等森林整備を待たずに早期復旧し、森林管理に利用できるようにするため、災害復旧としての支援が必要である。

② 「災害に強い森づくり」支援制度の創設

- ・ 森林の防災機能を高めるため、次の事業に対する支援策を創設すること
 - 豪雨時の土砂流出防止のために間伐木を利用した土留工を設置する事業
 - 流木災害を軽減するための溪流沿いの流木止め設置や危険木の除去等災害緩衝林を整備する事業
 - 広葉樹の着実な生育のためのシカ不嗜好性樹種の植栽や小面積防護柵を設置する事業

③ 水源林の適正な保全と奥地林整備の促進

主ア 水源林の適正な保全

- 新・ 県民生活に不可欠な水源林を保全するため、水源林における土地取引の規制に係る関係法令の整備を行うこと

【提案の背景】

- ・ 本県には該当事例は無いが、全国的な事案として、外国資本による水源林等の買収事例が報告されており、県民生活に不可欠な水源の確保を図るため、土地取引にかかる規制が必要である。

イ 人件費等の掛増し経費に対する助成制度の創設

- ・ 条件不利地における切捨間伐を行う際の人件費等の掛増し経費に対する助成制度を創設すること

ウ 更新伐や防護柵の設置、植栽等に対する支援の拡充

- ・ 森林所有者の負担なしで更新伐や防護柵の設置、植栽等に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること（現行：国・県負担68%等）

④ ナラ枯れ被害対策の強化

ア ナラ枯れ被害対策の予算措置の充実

- ・ ナラ枯れ対策として、駆除等の防除事業実施に対する十分な予算措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 都市近郊の人の入り込みの多い里山における被害が依然高水準で推移している状況の中、人が立ち入るなど倒木や落枝などによる人身被害の防除の優先度が高い森林における駆除の徹底、未被害地への被害拡大防止を図り、効果的に防除事業を進める必要がある。

【兵庫県ナラ枯れ被害(材積)の推移】

[単位：m³]

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,490	4,578	9,234	5,745	3,248

イ 的確かつ効率的な被害対策に向けた調査研究の推進

i) 森林の公益的機能に及ぼす影響等の解明

- ・ ナラ枯れが土砂の崩壊防備など森林が有する公益的機能に及ぼす影響について、被害の程度（面積、被害率等）や地形、地質等の環境条件を踏まえて解明すること
- ・ 被害発生から終息までの期間の長短に影響する因子等を解明すること

ii) 被害位置が把握できる手法の開発

- ・ 被害調査について、航空機や衛星画像データを効率的に活用し、広域的かつ正確な被害位置が把握できる手法を開発すること

【提案の背景】

- ・ 被害調査は県と市町が合同で地上から目視で行っているが、奥山など把握できない被害があるため、広域的かつ正確に被害位置を把握する手法を開発し、効果的に防除事業を進める必要がある。

(9) 災害に強いたため池改修等の推進

【総務、農水】

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風によりため池決壊災害が多発したことや、令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されたことを踏まえ、ため池の防災安全対策のより一層の推進が求められている。

全国最多のため池が本県に集中するなど、偏在しているため池の防災工事や適正管理の体制整備を計画的・効果的に進めていくためには、地域の実情に応じた支援が必要なことから、以下の項目を提案する。

主① ため池の防災工事に必要な事業予算の安定的な確保

- ・ 令和2年6月に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、災害に強いたため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるため、兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」に基づき、必要な予算を確保すること
- ・ 決壊により周辺地域に被害を及ぼすおそれがある特定ため池について、事前予防対策を着実に推進するため、国庫補助率を嵩上げするとともに、地方財政措置を拡充すること

- 新・ ため池整備の進捗を低下させないよう、調査・事業計画策定等に要する定額助成(令和2年度で終了予定)を継続すること

【提案の背景】

- ・ 平成30年7月豪雨を受けて実施した緊急点検の結果、不具合のある小規模なため池や利用実態のないため池が多数存在することが判明した。
- ・ このため、新たに小規模なため池を整備対象に加えて策定した「第2次ため池整備5箇年計画」に基づき、早急に対策を講じる必要がある。
- ・ 令和元年度から市町営事業への地方財政措置が拡充され、農業者や市町の負担が軽減されたものの、ため池整備を早急に進めるためには、防災・減災、国土強靱化緊急対策や地すべり対策等と同程度の交付税算入率へ引き上げることにより、さらに負担を軽減する必要がある。
- ・ 令和3年度以降も改修整備が必要なため池が多数(「第2次ため池整備5箇年計画」の要改修では約700箇所)あることから、調査・事業計画策定等への定額助成の継続が必要である。

〔令和元年度 県・市町営事業にかかる地方財政措置〕

区分	通常分 (公共・非公共)	臨時・特別措置分 (H30～R2・公共限定)	地すべり対策等 (公共)
都道府県分	公共事業等債 [充当率90%、算入率20%]	防災・減災、国土強靱化 緊急対策事業債 [充当率100%、算入率50%]	公共事業等債 [充当率90%、算入率49%]
市町村分	公共事業等債等 [充当率90%、算入率20%]		(地すべり対策や海岸侵食対策は市町負担なし)

〔第2次ため池整備5箇年計画(R1(2019)～R5(2023)年度)〕着手箇所数：730～830箇所、総事業費：370億円〕

区 分		特定 ため池 総数(※1)	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	[第2次]	[第2次]
				着手数 (箇所)	総事業費
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177～ 1,277	730～830	370億円
		—	(877)	(430)	(315億円)
		—	(300～400)	(300～400)	(12億円)
		—	—	—	(43億円)

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(2015～2018年度※2) 270箇所 211億円

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒して、第2次計画を策定したことから、第1次計画は4箇年となっている。

<防災重点ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法の概要>

- ・国が策定した基本指針を基に、都道府県が防災重点ため池を選定し、防災工事の実施優先度を定めた「防災工事推進計画」を策定する。
- ・都道府県は、防災工事を行う市町村等に対し、技術的な指導、助言等を行う。
- ・推進計画に基づく防災工事及び市町村への指導等の費用に対して、国は財政措置・地方財政措置を行う。
- ・防災工事を集中的に進めるため、R12年(2030年)までの時限立法とし、施行後5年で検証する。

② ため池管理者による適正管理を支援する制度の充実

- ・市町等が設置・運営する「ため池保全サポートセンター」が巡回調査、現地指導を通じたため池管理者の適正管理を支援できるよう、全国一律の国庫補助上限枠を撤廃すること

【提案の背景】

- ・本県では改修等に着手するまでの安全・安心を確保するため、ため池管理者の適正な管理を支援する「ため池保全サポートセンター」を設置している。
- ・サポートセンターの設置や管理者講習会等の取組については、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池の保全・避難対策)の事業メニュー「監視・管理体制の強化」で実施可能となったが、全国一律に事業費上限枠が設定されている。(1団体あたり：一律1,000万円)
- ・全国一ため池数(約24,000箇所)が多い本県の事情が反映されておらず、上限枠の撤廃が必要である。

〔「ため池保全サポートセンター」の概要〕

趣 旨	ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者の適正な保全管理活動を支援するため、県と市町の連携により、平成28年5月に淡路地域、平成30年6月に全県を対象としたため池サポートセンターを開設
業 務	①ため池管理の相談窓口、②現地パトロール、③助言・現地技術指導、④普及啓発等
成 果 (H30)	①約1,600箇所のため池を巡回点検し、新たな漏水等を57箇所を確認 ②ため池管理者から約140件の相談を受け、管理方法やため池廃止等を助言・指導

③ ため池の避難対策を支援する制度の継続

- ・ ため池ハザードマップの作成を進めるため、定額助成（令和2年度で終了予定）を継続すること
- ・ 豪雨時の避難勧告等に活用する「ため池水位観測・警報システム」の導入を進めるため、定額助成（令和2年度で終了予定）を継続すること

【提案の背景】

- ・ 令和3年度以降もハザードマップ作成や、ため池水位観測・警報システムの導入が必要なため池が多数あることから、定額助成の継続が必要である。
（決壊した場合、人的被害等があるため池でハザードマップ未作成約4,000箇所。決壊した場合、人的被害等があるため池約4,900箇所のうち、貯水量10万m3以上で観測システムがないため池は約200箇所）

④ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴う支援

- ・ 防災重点ため池以外のため池の届出に係る所有者探索等の外部委託経費への助成制度を創設するなど、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い市町が担う事務に対して支援制度の充実を図ること
- ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴う県及び市町の事務について、事務量に応じた地方交付税措置の充実を図ること

- 新**・防災重点ため池について、決壊による周辺地域への影響を住民に周知徹底するため、池名や管理者名等を表示した看板の設置を国庫補助対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 防災重点ため池以外のため池は利用実態不明が多く、また淡路島等の特定地域に集中し所有者探索・督促による届出が進まないため、外部委託経費への助成制度の創設による支援が必要である。

【ため池の届出状況】（R2年2月末時点）

（箇所）

	対象数	未届出数	うち管理者・所有者特定困難
防災重点ため池以外のため池	15,265	12,129	（調査中）

- ・ 新たな事務に伴う地方交付税措置については、単位費用の算定に反映されたものの、その他の事務経費が圧縮され、結果的に単位費用は据え置かれている。（下表：単位費用（農業行政費、農家1戸あたり））

区分	H30	H31
道府県	107,000円	107,000円
市町村	84,300円	87,800円

- ・ 測定単位は農家数となっており、全国一のため池数を有する本県の事務量の負担が反映されていないため、ため池数に応じた補正が行われる必要がある。

【農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要】

- ・ 所有者又は管理者による都道府県への所有者やため池諸元情報の届出を義務づけ
- ・ 都道府県によるデータベースの整備、公表
- ・ 所有者等による適正管理の努力義務
- ・ 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告
- ・ 特定農業用ため池（決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池）の都道府県による指定
 - ①形状変更行為の制限（都道府県による許可制）
 - ②防災工事の施行（所有者等による計画届出、都道府県による施行命令及び代執行）
 - ③保全管理体制の整備（所有者不明のため池の管理権を市町村に設定）
- ・ 下流に住宅等があるため池を防災重点ため池に選定（兵庫県ではため池管理保全法及びため池保全条例に基づき特定ため池に指定）し、市町の防災マップへの掲載・公表により地域住民に周知しているが、現地において池名・管理者名・防災重点ため池であることなどがわからないため、周知徹底されるよう、また、水防活動の際にも役立つ看板の設置が必要である。

(10) 高潮対策等の推進に対する支援

【国交、農水】

主① 高潮対策に対する支援

- 平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

【再度災害防止対策】

事業期間	平成30年度～令和3年度
主な箇所	芦屋市・南芦屋浜（護岸等の嵩上げ）、西宮市・甲子園浜（防潮堤の改良、嵩上げ） 神戸市・高橋川（堤防嵩上げなど）
総事業費	約121億円 ※令和2年度までに完了する事業については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し実施するが、計画の推進のためには、同期間終了後も継続的な支援が必要

【兵庫県高潮対策10箇年計画(R1～R10)】

- 平成30年台風第21号により浸水した地区以外についても、兵庫県高潮対策10箇年計画に基づき、計画的に高潮対策を推進する。
※国、市町や民間管理施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。
- 排水機場の大規模更新等、短期間に多額の事業費を要する事業について、新たに創設された大規模海岸保全施設改良事業の個別補助制度の予算を別枠で確保すること
- 直轄事業について、十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- 排水機場の更新等の大規模改築にあたっては、一旦着手すると完了まで継続的な予算配分が必要
〔整備の例〕湊排水機場・大対策を推進
※国、市町や民間の管理施設についても情報提供を江島排水機場の更新
- 東播海岸における直轄事業完了に伴う本来管理者への引き継ぎに向けた着実な事業推進(令和5年度事業完了)が必要

② 海岸漂着物処理対策の充実

- 海岸の漂着物処理に対する事業について、海岸管理者毎に、より小規模な事業を対象とするよう要件緩和するとともに、災害復旧事業並みに補助率を増大（現行1/2→2/3）する等、財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 現行制度では事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であり、かつ、一の事業主体の事業費が200万円以上であれば補助対象となるが、限られた時間で機動的に対応するため、海岸管理者毎での採択要件にするとともに、より小規模な漂着物に対する支援が必要
- 補助率についても、災害復旧事業並みの更なる支援が必要

(11) 災害時の避難行動力の向上、安全確保対策

【内閣府、気象、総務、消防、経産、厚労、国交、観光】

① 住民の早期避難につながる避難方策の構築

ア 直近の災害を踏まえた避難行動の検証等

- 台風第19号の被災地では、「大雨特別警報」の解除をきっかけに住民が自宅に戻り、その後河川の氾濫による浸水被害を受けたことなどを踏まえ、台風第19号時の特別警報の発表・解除とそれに伴う住民の避難行動等について検証すること

- ・今年度から創設された「警戒レベル」「警戒レベル相当」を用いた避難情報と大雨特別警報等の気象情報との関係性や、住民がとるべき具体的な行動について、住民がとるべき具体的な行動につながるよう、一層の周知を図ること

イ 防災気象情報の更なる改善

- ・適切な避難等が行えるよう、以下のような防災気象情報の更なる改善を進めること
 - 平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定
 - 局地的大雨等の予測精度の向上
 - 夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15～24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)の提供
 - 潮位や風速についても、精度が高い予測情報の提供

ウ 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- ・地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等に伴う改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- ・市町が実施する防災行政無線の整備に対する財政支援について、市町の財政力を考慮した制度とすること

【提案の背景】

- ・気象庁の特別警報、防災気象情報レベル化などの制度改正、Lアラート(災害情報共有システム)への連携など、災害時等の情報伝達に関する災害関連情報の内容拡充に対応するため、地方公共団体独自の防災情報システムは大規模な改修が必要となっているが、費用負担が大きい。

エ 可視化による伝達手段の開発・整備

- ・気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること

オ 広域避難計画策定のためのガイドラインの早期作成

- ・想定最大規模の降雨や台風による洪水、高潮からの大規模な広域避難について、市町が実効性のある広域避難計画を策定できるよう早急にガイドラインを作成すること

② 避難行動要支援者の支援体制の構築

- ・高齢者や障害者等の避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、災害対策基本法上の法定事項として規定すること
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付けるとともに、報酬加算を創設すること

【提案の背景】

- ・個別計画の作成は内閣府の取組指針で示されているが、法的拘束力がないため、全国的に作成が進んでいない。(法定事項：避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供)
- ・高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、個別計画が不可欠であることから、法定事項として規定すべきである。
- ・現状では、介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員に対して、ボランティアで個別計画作成への協力を求めることとなるため、報酬加算が必要である。

【防災部門と福祉部門が連携した本県の取組】

- ・ 本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が自主防災組織等とともに個別計画を作成するモデル事業を昨年度実施した。
- ・ その結果、福祉専門職（ケアマネ等）と地域住民、自主防災組織、障害当事者等がケース会議や防災訓練でお互いが意見を出し合う中で理解が深まり、普段からの声掛けにも繋がった。

【防災と福祉の連携による個別計画作成促進事業の概要】

事業
内容

- ・ 福祉専門職に対する個別計画作成のための研修を実施
- ・ 自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施
- ・ 福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別計画を作成
- ・ 避難行動要支援者防災訓練により作成した個別計画の内容を検証
- ・ 防災と福祉の連携による個別計画作成促進事業による定額補助
7千円/計画1件（負担割合：県1/2、市1/2）

③ 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実

- ・ 通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に向けた支援を行うこと
- ・ 受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄に対し、財政措置を講じること
- ・ 地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国においても検討すること

④ 外国人観光客の災害時の安全確保対策

- ・ 災害による観光客への影響を最小限にするとともに、訪日外国人観光客の更なる増加を図るため、安全・安心に関する正確かつ迅速な情報の発信、風評被害対策、訪日旅行の促進等の対策を実施すること
- ・ 災害時において、外国人の安全を確保できるよう、旅行事業社を含め関係機関と連携した体制を整備するため、以下の取組を実施すること
 - 在外公館との連携による安否確認手順の確立
 - 公衆無線LANの整備促進を含む情報伝達手段の充実
 - 一時滞在施設の提供や避難誘導

【提案の背景】

- ・ 現時点においては、各自治体において宿泊・観光事業者や警察・消防と連携した防災訓練等が実施されているが、防災対策の観点からは、広域にわたる各関係機関の連携が必要である。
- ・ 災害時には、旅行事業者から旅行者の緊急連絡先への電話等による安否確認に加え、無線公衆LANの整備によるスマートフォンへの情報提供や、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた多言語での避難情報等の広域的な発信が不可欠である。
- ・ 外国人旅行者が数日程度滞在する一時滞在施設の確保については、各自治体等と宿泊事業者との協力体制を広域的に構築する必要があり、また、災害発生時には各観光施設職員や各自治体職員が担う避難誘導機能を広域的に構築することが必要である。

⑤ 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

- ・ 発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること
- ・ 停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること

- ・非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること（現行：災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター）

(12) 災害復旧対策の迅速化

【財務、農水、国交】

主① 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

- 新・ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること
- 新・机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること

【国制度の問題点】

- ・実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体にとって、準備が大きな負担となっている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には都道府県域を越える移動の自粛が求められ、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

② 査定設計委託費等補助制度の対象範囲の拡大

- ・激甚災害等に限定されている査定設計委託費等補助の対象範囲を拡大すること

(13) 被災地(者)支援に関する制度の充実 【内閣官房、内閣府、総務、消防、財務】

① 災害救助法の見直し

ア 救助費用の全額国庫負担化

- ・避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

【提案の背景】

- ・現行は、災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）することとなっているが、全額国負担とすることにより、迅速な復旧・復興に向けた積極的な応急対応が可能となる。

イ 対象範囲の拡大及び運用見直し

主 i) 罹災証明書の発行業務に要する経費の対象化

- ・災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む。）に要する経費を災害救助費の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲（災害救助費の対象）が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

ii) 災害ボランティア活動に要する経費の対象化

- ・ 大規模災害時に、被災市区町村及び社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品設備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどのボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助費の対象とすること

【提案の背景】

- ・ 大規模災害時のボランティアへの支援は重要であり、国の防災基本計画でも災害ボランティアの受入や調整、ニーズの把握等の役割が求められている。その役割を担う災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会や市町村が行っているが、人員不足や財政負担等が生じている。
- ・ ボランティア活動に最低限必要な物は、活動参加者による持参が原則であるが、個人で用意を行うことが困難である資機材等の確保及びその費用は市町村等が負担している。
- ・ 提案の実現により財政負担が軽減されれば、災害ボランティアセンターの設置・運営の円滑化、被災者ニーズの把握による支援の迅速化が図られ、被災者の早急な生活再建が可能となる。

ウ 修理工事を先行し事後的な手続きを可能とするなど制度の見直し

- ・ 国が指定する大規模災害の際には、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

【国制度の問題点】

- ・ 住宅の応急修理や障害物の除去等は、契約主体である県(事務委任している場合は市町)が、他の災害対応業務が膨大にある中で、発注、契約、審査及び支払いの事務をしなければならない。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害では、住宅の応急修理や障害物の除去等に関する事務が追いつかず、迅速な応急救助が困難となることが想定される。

エ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・ 避難所開設等に要する経費については、災害救助法が適用されない場合でも財政支援措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 円滑な避難のためには早期に避難情報を発出する必要があるが、空振りに終わった場合、避難所開設等に要する経費には災害救助法が適用されず、市町に大きな財政負担が発生している。
- ・ 平成29年台風第18号では33市町で427箇所の避難所を開設されたが、災害救助法が適用されず。

② 被災者生活再建支援法の充実等

ア 大規模災害における国の対応

- ・ 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること

主イ 被災全地域への適用

- ・ 同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に対象とすること

【提案の背景】

- ・ 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。
- ・ 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

主ウ 半壊、準半壊世帯への適用

- 令和元年台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯及び準半壊世帯も支援対象とすること

【提案の背景】

- 同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・準半壊世帯は支援対象となっていない。

エ 対象拡大に伴う財源負担等に関する地方との協議

- 対象拡大に伴う支援金額及び財源負担については、全国知事会と協議の上、決定すること

③ 災害援護資金貸付金制度の改善

ア 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- 県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

【国制度の問題点】

- 他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- 災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

イ 改正弔慰金法の円滑な処理に向けた対応

- 弔慰金法の改正により可能となる免除の処理を円滑に行うため、市から県、県から国への償還期限を、債権管理法等による履行延期特約により、必要な期間、延長すること

【災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)の概要】

- 被災者生活再建支援法制定以前の災害について、一定の所得・資産要件により、免除
- 平成31年4月以降は保証人の可否を市町村が決定することを踏まえ、それ以前の災害についても貸し出しから20年経過後、市町村が保証債権を放棄することが可能
- 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- 所得・資産を調査する権限を市町村に付与

ウ 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置

- 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置を行うこと

【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災では、大混乱の状況下で早期の被災者の救済が求められたが、当時は中低所得の被災者の生活再建には災害援護資金以外の選択肢がなく、貸付から20年が経過している現在においても、多くの労力と費用を費やして償還業務にあたっている。

【災害援護資金貸付金の償還状況（R1.9末時点）】

貸付額約1,309億円（うち神戸市分約777億円）のうち、償還額約1,109億円、償還免除額約149億円、未償還額約52億円（うち神戸市分約31億円）

④ 社会福祉協議会職員の応援派遣に係る体制強化

ア 社会福祉協議会職員の応援派遣に係る財源の確保

- 新**・大規模災害発生時に、社会福祉協議会の全国ネットワークを生かした被災地支援体制を構築するための財源を確保するため、発災後の県及び市区町社会福祉協議会職員の派遣費用に対しては全額国費で措置するよう制度化すること。

【提案の背景】

- ・大規模災害発生時には、被災地からの要請等により、全国の社会福祉協議会が職員派遣等を行う支援体制が構築されつつある。
- ・大規模災害発生時の社会福祉協議会職員の現地派遣費用は、生活福祉資金貸付制度に係る原資取崩し等により対応している。
- ・原資取崩しによる対応は災害の都度、国通知で指示がある暫定的な対応であること、当該貸付原資が将来的に国への返還が見込まれていることから、原資取崩しによる対応では今後の大規模災害に対応できない恐れがある。
- ・また、現在の状況では、職員派遣時に派遣等経費にかかる財源が措置されるかどうか、その予算規模が不明確なまま派遣要請に応じているため、各社会福祉協議会の負担が大きく、職員派遣体制構築の足かせとなっている。

⑤ 避難者に関する基礎情報の一元化

ア 避難者名簿の様式・項目の統一

- ・災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿（避難者カード）」の様式・項目を全国的に統一すること

【国制度の問題点】

- ・避難所運営に必要な避難者名簿（避難者カード）については、避難所運営ガイドラインにより市町が作成することとされているが、様式・項目については示されていない。
- ・様式や項目が市町により異なっている現状では、市町村や都道府県域を越える広域災害に対応する際、十分な情報が得られず、支援の遅れを招く可能性がある。

イ 被災者の配慮事項等の共有システムの構築

- ・被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すること

【提案の背景】

- ・原子力災害や大規模災害など広域的な対応を要する場合において、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するには、自治体間での被災者の情報共有が不可欠である。
- ・しかし、被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムがなく、災害時要援護者に対する細やかなかつ切れ目のない支援につなげられない事例が生じている。

⑥ 大規模自然災害時の支援体制の継続

- ・大規模自然災害時の応援要請に対して迅速かつ確実に支援が行えるよう、TEC-FORCEや資機材の支援体制を充実強化すること

【提案の背景】

- ・近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、迅速かつ確実な緊急対応のためには、引き続き国の支援が必要不可欠であるため。

⑦ 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設

- ・ 災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

[大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(ふるさとひょうご寄附金事業)]

対象者	5人以上で構成する以下の団体 ※県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合は対象外
補助対象	現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費(交通費)
補助金額	上限20万円

⑧ 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

- ・ 住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- ・ 地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

【提案の背景】

- ・ 地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付するものであることから、控除制度の対象外とされている。
- ・ 当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

【「兵庫県住宅再建共済制度」の概要】

区 分	住宅再建共済		家財再建共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円/戸	年500円/戸	年1,500円(本体制度と併せて加入の場合1,000円)
給付対象	半壊以上で建築・購入・補修	準半壊で建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

(13) 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた財政支援

【総務】

① 震災復旧・復興のために発行した地方債の実質負担軽減

- ・ 阪神・淡路大震災の復旧・復興のためのインフラ整備のために発行した震災関連地方債の元金償還や利子負担を軽減するよう、適切な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体は、震災から25年を経過した今日においても、その震災関連公債費の影響もあり、厳しい財政状況が続いている。負担軽減には、東日本大震災の復旧・復興事業と同様の軽減措置が必要である。

【阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高】

区 分	地方債残高A	交付税措置B	実質的な負担A-B
兵庫県	971億円	210億円	761億円
被災市	351億円	94億円	257億円
計	1,322億円	304億円	1,018億円

(注1) 被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2) 地方債残高：平成30年度決算ベース

② 公的資金繰上償還における補償金免除制度の適用

- 平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を適用すること

【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の復旧・復興事業のため多額の借入を行った当時の金利水準である4%以上の公的資金借入残高（H30決算：486億円 [うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は115億円]）に対する負担軽減措置が必要である。

2 防災体制の充実

主 (1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- 過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など、一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること

【提案の背景】

- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するため、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- 防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。

※ 主な国の研究機関

防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

【防災庁の必要性】 出典：「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書」(H29.7)

- ① 国民の防災意識を高めるため(防災・減災の推進役)
- ② 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため(防災の主流化と創造的復興)
- ③ 災害情報の一元化を図るため(防災情報発信の司令塔)
- ④ 全自治体の確実な防災対応力の向上のため(防災体制水準の確保)
- ⑤ 自治体等との緊密なネットワークを確保するため(顔が見える関係の構築)
- ⑥ 災害ノウハウや調査研究成果の活用のため(経験や知見の高度化)
- ⑦ リダンダンシーを確保するため(首都機能のバックアップ)

(2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、国交】

① 関西における首都機能バックアップ構造の構築

主ア 首都機能バックアップ構造の構築

- 防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

【兵庫県内の拠点設置に資する機能集積状況】

三木総合防災公園	大規模かつ広域的な災害に的確に対応する基幹的広域防災拠点であり、国際緊急援助隊が訓練するほか、E-ディフェンスによる基礎研究等を実施している。
神戸東部新都心	人と防災未来センター、国連防災戦略事務局駐日事務所、JICA関西(国際防災研修センター)、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能を持っている。

- 首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること
- 関西の位置付けを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること

イ 基幹的な交通インフラ整備による国土のリダンダンシーの確保

- ・ 基幹的な交通インフラの整備(下記例)により国土のリダンダンシー(代替性)を確保すること
 - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
 - リニア中央新幹線、北陸新幹線、山陰新幹線の整備
 - 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化
 - 関西の航空需要等への的確な対応

② 防災教育・研究の拠点地域の形成

ア 防災教育・研究機関の集積促進

- ・ 人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム(IRP)等が集積する兵庫県を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- ・ 特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- ・ 広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

【提案の背景】

- ・ 海外においても災害が頻繁かつ激しく起こっており、より一層の国際防災協力が必要である。
- ・ 本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた災害対応ノウハウの蓄積に加え、人と防災未来センターを中心に、HAT神戸(神戸副都心)に集積する国際防災関係機関が継続的に連携することにより、高度で効果的な調査、研究、人材育成等が期待される。

【首都圏に立地する防災教育・研究機関の例】

施設名称	設置目的	職員数
消防大学校	消防関係者(消防職員、消防団員、その他消防事務に携わる職員)に対し、幹部としての高度な教育訓練を行う国の機関	12名 〔収容人数〕 〔250名程度〕
消防研究センター	火災の原因究明のための調査・試験、先進の消防資機材の開発等消防の科学技術に関する研究開発を総合的に行う国の機関	25名
一般財団法人消防防災科学センター	消防防災に関する科学的調査研究及び情報資料の収集・分析並びに消防防災に関する情報の提供	18名

【HAT神戸に立地している国際防災関係機関の例】

アジア防災センター、JICA関西(国際防災研修センター)、国際復興支援プラットフォーム、国連防災機関駐日事務所、国連人道問題調整事務所神戸事務所 等

【昨今の本県に集積する関係機関の海外の災害への協力状況】

- ・ アジア各国、中南米等からの研修員、客員研究員の受入(アジア防災センター、JICA関西等)
- ・ 防災グローバルプラットフォーム、アジア防災閣僚級会議等の各種国際会議における日本の復興事例等の紹介(国際復興支援プラットフォーム等)
- ・ 海外における災害被災地現地調査及び提言、衛星画像提供等(アジア防災センター等)

【兵庫県広域防災センターの概要】

- ・ 災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時においては、地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

イ 人と防災未来センターの体制強化

- ・ 「人と防災未来センター」を全国レベルの防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること
- ・ 研究機能の充実など、機能・体制の強化に対して支援すること
- ・ 運営支援を継続すること

【提案の背景】

- ・ 「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓の国内外へ発信するとともに、専門研修による災害対策の実務を担う中核的な人材の養成や、大規模災害被災地の支援などに取り組んでおり、我が国の災害対応力の向上に貢献している。
- ・ 国内外で災害が多発していることを踏まえ、国内外の大学、研究機関等との連携・交流を引き続き展開するとともに、研究機能の充実を目指し、関係機関の更なる集積や体制強化を図る必要がある。

【人と防災未来センターの概要】

- ・ 国の支援を得て平成14年4月に兵庫県が設置、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が指定管理により運営
- ・ 阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献することを目的とした研究、研修等を実施

ウ 公立大学法人兵庫県立大学における防災研究に対する支援

- ・ 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科で実施する防災関係機関と連携した取組など、同大学における独自性の高い防災研究、教育に対する支援を行うこと

【「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科」の概要】

○博士前期課程（平成29年4月開設）

入学定員	1 学年12名	修業年限	2 年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減災復興アセスメント領域（自然災害史、生活環境アセスメント、防災情報 等） ・ 減災復興コミュニケーション領域（社会心理、防災教育、災害ボランティア 等） ・ 減災復興マネジメント領域（災害対応マネジメント、コミュニティ防災、地域産業復興政策 等） ・ 減災復興ガバナンス領域（自治体防災行政、被災者支援政策、国際防災協力 等） 		

○博士後期課程（平成31年4月開設）

入学定員	1 学年 2 名	修業年限	3 年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会システム ・ 人間・生活分野 		

(3) 発災時の関西 3 空港相互支援体制の構築

【国交】

- ・ 平成30年の台風第21号により関西国際空港の機能が大きく損なわれたことを踏まえ、発災時の関西 3 空港相互支援体制の構築に向け支援し、日本全体での空港間の支援・補完体制を整備すること

新

- ・ 発災時に神戸空港、伊丹空港で国際線の受入れが可能となるよう、「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」を見直すこと

【提案の背景】

- ・ 令和元年5月の関西3空港懇談会において、短期(2021年頃)の視点に立った取組として以下のとおり合意しており、この内容を速やかに実現することが必要

[関西3空港懇談会取りまとめ (R1. 5. 11) (抜粋)]

- ・ 広域災害対策の一環として、3空港の災害対応力向上を図るとともに、発災時の3空港相互支援体制を構築し、日本全体での空港間の支援・補完についても体制を整えていく。

[空港の設置及び管理に関する基本方針 (H20. 12. 24) (抜粋)]

近畿圏における空港相互間の連携のあり方

- ① 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当
- ② 大阪国際空港は国内線の基幹空港であり、環境と調和した都市型空港
- ③ 神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

(4) 消防力の充実強化のための支援の拡充**【消防】**

- ・ 市町の消防団（非常備消防）に対する財源措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の確保に取り組んでいるが、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、団員装備費等の財政負担が重くなっている。
- ・ 現行の普通交付税（人口10万人当たり消防団員数583人分をベースに市町村ごとに算出）や特別交付税等の更なる拡充など市町の実情に応じた更なる財政支援が必要である。

- ・ 防火水槽の長寿命化に対する財政措置を木造密集地域以外の消防水利まで拡大すること

【提案の背景】

- ・ 消防水利の設置については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条第3項において、消火栓に偏らないよう考慮することとされている。これまで、各消防本部において、地域の特性に合わせて消防水利を整備してきたが、その老朽化が懸念されている。
- ・ 消防水利の整備促進強化に関する財政措置について（平成30年1月25日付け消防庁消防・救急課長通知）において、財政措置の対象範囲が、防火水槽の新設、更新に加え、長寿命化まで拡大されたが、対象地域は「大規模火災の危険性が高い木造密集地域」に限定されている。

(5) 陸上自衛隊姫路駐屯地の体制維持**【防衛】**

- ・ 陸上自衛隊姫路駐屯地が本県の災害対応拠点として、さらには大規模・広域災害時のベースキャンプとしての機能を発揮できるよう、輸送や後方支援など新たな機能付与も含めて、現行の体制を維持すること

【提案の理由】

- ・ 防衛計画では部隊の編成の見直し方針等が示され、中期防衛力整備計画では北海道以外の火砲部隊の集約を着実に進めるとされており、陸上自衛隊姫路駐屯地に所属する火砲部隊である第3特科隊も縮減対象とされている。
- ・ 姫路駐屯地は、昭和26年の創設以来、本県や姫路市の総合防災訓練、水防演習への参加のほか、阪神・淡路大震災以降、20回に及ぶ災害派遣を行うなど、地域の災害対応に不可欠な存在である。
- ・ 関西と中国・四国を繋ぐ交通の要衝に位置する姫路駐屯地は、熊本地震でも西日本への集結地として活用されており、今後も広域的な災害対応拠点としての役割が期待される。
- ・ 近年、風水害が相次ぎ、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、本県の災害派遣要請部隊である第3特科隊の縮減は、県民の災害救援等に対する不安を増大させるだけでなく、西日本全体の安全や地域社会、地域経済への影響も懸念される。

(6) 原子力災害対策の充実

【内閣府、原子力】

① 実効性のある防護措置実施のための支援

ア 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等の充実

- ・ 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実すること

【提案の背景】

- ・ 緊急時モニタリング体制の構築は、国の責任において実施されるが、UPZ外においては、具体的な計画等が示されていない。
- ・ 国による防護措置の判断や避難の指示等が、迅速かつ的確に伝達されることが求められるが、一般回線のみでは、通信不全の時の備えとしては不十分である。

イ 防護措置のあり方の理解促進

- ・ 原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得ること
 - 放射線の実測値に重点をおいた防護措置
 - UPZ外の地域での防護措置のあり方 等

ウ 防護体制の整備・支援

- ・ 国の責任による防護体制の整備・支援を行うこと
 - モニタリングポストの増設
 - UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 等

【提案の背景】

- ・ 緊急事態における住民等への放射線の影響を、最小限に抑えるための防護措置について、万全の体制で臨む必要がある。

【防護体制の状況】

モニタリングポストの設置	環境放射能水準調査用として県内6箇所を設置
UPZ外における安定ヨウ素剤の配備	UPZ外自治体に対する国の財政支援の措置がない

② 広域避難対策の充実

- ・ 都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、以下のような取組を行うとともに、必要な財政支援を行うこと
 - 避難退域時検査や簡易除染等に関する要員・資機材の確保
 - 広域避難の際の渋滞解消対策
 - 避難車両及び運転員の確保対策
 - 要支援者対策の広域調整及び実戦的な訓練の実施

(7) 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化

【内閣府、厚労、農水】

① 新型インフルエンザ等への備えの強化

ア 水際対策の的確な実施

- ・ 海外で新型インフルエンザが発生した際には、水際対策を的確に実施すること
 - 発生国からの入国者を検疫する空港・港の集約
 - 第三国経由での入国者の捕捉 等
 - 発症者の停留
 - 未発症者（要健康観察者）に対する感染防止措置の啓発
 - 健康観察を要する帰国者情報の都道府県等への提供

イ 集団発生時の体制の確保

- ・ 集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること
 - 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）を活用した病床の確保
 - 都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援 等

【提案の背景】

- ・ 大量患者発生の際には、国立病院等の遊休病床等の活用が必要である。休床利用等を円滑に行えるようマンパワーの確保支援により医療体制の確保や集団発生時の対応が行える。

ウ 対策に必要な財政支援

i) 休業措置等を行った社会福祉施設等に対する財政支援

- ・ 県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 財政支援により、県の要請がスムーズに受諾され施設内での集団感染等の防止につながる。

ii) 薬剤保管経費の全額国費化

- ・ 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の保管経費は、全額国費で措置すること

【提案の背景】

- ・ 備蓄薬剤の購入・廃棄経費は地方財政措置が講じられている一方で、備蓄薬の保管には、日本薬局方に規定される室温（1～30℃）で保管できる空調設備を備え、厳重な施設管理ができる大きな保管庫が必要であるが、これに要する保管経費に対する地方財政措置は講じられていない。

iii) 事務職員等の補償の対象化

- ・ 県の要請等で医療の提供を行う医療事業者が、患者と直接接する業務に事務職員等を活用した場合には、医療関係者のみならず、事務職員等も補償の対象とすること

【提案の背景】

- ・ 実際の医療活動を行う場合、事務職員等も含めた各医療スタッフ等がチームとして医療提供が行う必要があるが事務職員等が補償の対象となっておらず、医療活動に支障を来すおそれがある。

② エボラ出血熱対策など一類感染症への備えの強化

ア 感染症指定医療機関に対する運営支援の充実

- ・ 「感染症指定医療機関運営費補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関に対する運営支援を充実すること
 - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの person 費の補助対象経費化
 - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃

【提案の背景】

- ・ エボラ出血熱等の一類感染症の患者の治療を行う「第1種感染症指定医療機関」では、一類感染症患者対応のスタッフ確保や検査機器等の購入など特別な対応が必要である。
- ・ しかし、国の「感染症指定医療機関運営費補助金」の補助対象経費には人件費が含まれず検査機器と購入費に上限が設定されている。人件費を対象経費とすることにより、感染症指定医療機関が専門医やスタッフの雇用を積極的に行えるようになる。
- ・ また、単価を撤廃することにより、高価な備品も整備できるようになり、感染症指定医療機関の診療機能の充実につながる。

イ 専門医・専門スタッフの育成

- ・ 国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

【提案の背景】

- ・ 全国的に感染症専門医および感染症専門スタッフの数が不足している。感染症の知識を有する専門医や専門スタッフが増えることで、診断の早期発見や院内感染対策、普及啓発の推進となり、感染症拡大予防につながる。

③ 家きんの鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化

- ・ 国内外の家きんでの鳥インフルエンザ[※]の発生状況や、今般の豚熱続発原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること
- ・ 海外からの畜産物の持込みを厳格化し、水際対策を一層強化すること
- ・ 防疫に関する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・ 近隣諸国で高病原性鳥インフルエンザをはじめ、口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生が続いており、国内へ侵入するリスクが高い。
- ・ 特にアフリカ豚熱については、本年1月に中国から持ち込まれた豚肉製品から生きたウイルスが分離され、感染力を持つウイルスが我が国の水際まで到達していた。
- ・ インフルエンザウイルスは、数種類の異なる遺伝子から組換え交雑が起きやすく、ウイルスの由来を究明し伝播経路に応じた対策をとらなければ、国内侵入防止に向けた対策の強化が図れない。
- ・ 発生が拡大かつ長期化している豚熱の続発要因を究明しなければ、防疫対策の強化が図れない。
(参考) 特定家畜伝染病：牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性および低病原性鳥インフルエンザ

(8) 朝鮮半島情勢に対する対応の充実・強化 【内閣官房、消防、法務、防衛】

① 国民への情報提供と関係機関の対応の明確化

- ・ ミサイルが落下した際の、国、地方公共団体、消防、警察、交通機関などの関係機関がとるべき対応（タイムライン）を明確化すること

② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する対応

- ・ ミサイル飛来時の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（施設管理者、当該者の支援者含む）の取るべき避難行動のあり方について検討し、周知すること

③ Jアラートによる確実な情報伝達

- ・ 設定の誤りなど人為的なミスにより情報伝達に不具合が生じることのないよう、Jアラートシステムを改善すること

【提案の背景】

- ・ 現行システムは、各市町で詳細に設定する必要があるため、人為的なミスが生じやすい。

【全国一斉情報伝達訓練結果（令和元年5月28日）】

全体	1,716市町村
情報伝達が出来なかった市町村	10市町村

④ 避難民の流入に対する対応

- ・ 朝鮮半島から我が国への避難民流入想定を示すこと
- ・ 関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること

3 持続可能な地域環境の創造

(1) 地球温暖化対策と環境保全対策の推進

【農水、経産、環境】

① 地球温暖化対策の強化

- ・ 温室効果ガス排出削減目標の見直しや長期戦略の策定を含め、温室効果ガス排出削減や気候変動適応のための取組強化に向けた地方公共団体への財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 異常気象や自然災害が相次いでおり、地球規模の気候変動リスクが極めて大きな地球規模での課題である。
- ・ 国内では「低炭素」から「脱炭素」へ取り組む機運が急速に高まるなか、地球温暖化対策推進計画の的確な見直しが求められており、取組の強化を地域からリードしていく必要がある。
- ・ また、気候変動適応に取り組むためには、各分野の試験研究機関や大学等との継続した連携や専門的な知識を有する人材の確保・育成が必要である。
- ・ 気候変動適応の推進に関する地方交付税（普通交付税）措置として、道府県に職員1名分が措置されたが、実効性の確保、センターの継続的な運営には、継続した財政支援が必要である。

② 石炭火力発電所新增設等の際の規制強化

- ・ 石炭火力発電所の新增設等により大幅なCO₂排出量の増加が懸念されることから事業者にはCO₂排出削減及び代替措置の実施を義務付けること

【提案の背景】

- ・ 今後、新增設される石炭火力発電所が40～50年稼働すると想定すると、国の地球温暖化対策計画の長期的目標「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減」の達成に大きな影響がある。

③ 石炭火力発電所に関する環境影響評価手続の強化

- ・ 現行では環境影響評価法の対象とならない小規模な石炭火力発電所の新增設や既設火力発電所の燃料転換（石油から石炭へ）についても、法対象に加えること

【提案の背景】

- ・ 出力11.25万kW未満などの小規模な石炭火力発電所の新增設及び既設火力発電所の燃料転換によるCO₂排出増加は、国の長期的目標の達成に大きな影響がある。

④ 持続可能な地域創生を推進する取組・人材育成

- ・ 再生可能エネルギーの導入による「地域循環共生圏」を創出・推進するための取組・人材育成に向けた財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 2年間（H27～28）環境省事業として但馬地域で開発したプログラムを、県下他地域で継続的に展開していくことで、「自ら立案・事業化」し、「地域へ効果を波及させる」力を持つ人材を育成する

【「持続可能な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」の概要（H27～28）】

本県対象地域 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 ほか 滋賀県、佐賀県の計3県
代表事業者 (株)地域計画建築研究所（国の委託による実施）

内 容 兵庫県立大学等を拠点に、地域の課題を解決するため、「事業化」という視点から「自ら事業化立案・推進が可能な人材」及び「チーム」を育成

⑤ CO₂削減に関する制度改善と取組の促進

ア J-クレジット制度の充実

- ・ 「J-クレジット制度」について、より利用しやすい制度に改善すること
 - プロジェクト計画書等の作成へのソフト支援の拡充
 - 手続の簡素化 等

【国制度の問題点】

- ・ 「J-クレジット制度」の現状では、
 - ① 計画書の作成支援は1事業者あたり1方法論につき1回、
 - ② 審査費用の補助は1事業者あたり1年間に2回まで、
 - ③ 計画書の登録やクレジット認証まではそれぞれ平均6～7ヶ月と長期に及ぶなど、事業者の利用が進みにくいことから、一層のソフト支援等が必要である。

【「J-クレジット制度」の概要】

- ・ 中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理などの取組（事前に計画書の作成、第三者機関による審査が必要）によるCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を事後に「クレジット」として国が認証する制度（事後のクレジット化がインセンティブになる。）
- ・ 本制度により創出された「クレジット」は、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用が可能

イ うちエコ診断事業の推進

- ・ 「うちエコ診断推進事業」実施に要する、診断士派遣に伴う旅費や派遣調整を行う職員の人件費に対する補助制度を創設すること
- ・ 国の補助・融資制度等で受診を要件化するなどにより、普及を支援すること

【国制度の問題点】

- ・ うちエコ診断受診後のアンケートによると、2割程度のCO₂排出量削減効果が見込まれる。
- ・ 診断士の資格試験実施、診断ソフトの改修などを国が行っているが、診断士派遣に伴う旅費や調整を行うための人件費等、実際に診断を行う経費への財政支援がない。
- ・ 旅費及び人件費について、実費相当の財政支援が必要である。

【「うちエコ診断推進事業」】

- ・ （公財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センターを中心に兵庫県等が協力して開発、現在は、環境省の制度として全国で展開（H26～）している。
- ・ 受診家庭の光熱費等の情報を専用の診断ソフトに入力し、各家庭が無理なくできる省CO₂、省エネルギー対策を提案。診断は無料で、診断に要する時間は50分程度である。

⑥ PM2.5に関する適切な情報発信及び常時監視の充実

ア 分かりやすい情報発信

- ・ 調査研究で判明した健康影響や濃度に応じた日常行動の目安について、分かりやすくホームページに掲載し、報道機関へも情報提供するなど、広く発信すること

【提案の背景】

- ・ 国において、PM2.5成分分析調査等により機構解明等を進め、知見の充実が図られている。
- ・ PM2.5への不安を軽減するためには、国がPM2.5による健康への具体的な影響を示した上で、呼吸器系や循環器系疾患のある者・小児・高齢者等（高感受性者）を含め県民が濃度に応じて取るべき行動の具体例を示し、適正な情報を発信することが必要である。

イ 前日予報等の実施

- ・ 高濃度が予想される場合に外出を控えるなどの予防行動をとることが可能となるよう、全国統一的な基準での国による前日予報等を実施すること

ウ 測定局の更新及び維持管理に対する財政支援

- PM2.5によるぜん息や気管支炎などの健康影響の実態が把握できるよう、効果的な測定を行うための測定局の更新及び維持管理に財政支援すること

エ 成分分析に対する財政支援

- 発生源の把握や生成機構の解明のための成分分析に財政支援すること

⑦ PM2.5をはじめとした大気環境等保全に関する国際的な技術協力の強化

- 大陸からの越境大気汚染に対し、発生源において実効ある公害防除対策が講じられるよう技術協力を強化すること

(2) エネルギー対策の推進 【総務、農水、経産、環境、国交】

① 再生可能エネルギー活用の普及支援

ア 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度の創設

- 住宅用太陽光発電設備の設置を一層促進するための補助制度を創設すること

[過去に実施された住宅用太陽光発電に関する国助成制度]

H25：1万5千円/kW（システム価格50万円/kW以下）、2万円/kW（システム価格41万円/kW以下） H26：廃止

[県内の事業用太陽光発電設備（10kW以上）の導入容量の推移（累計）]

- FITの買取価格の下落や適地の減少等から、事業用の大規模太陽光発電設備の導入ペースが鈍化。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
導入容量（万kW）	7.1	35.2	75.6	114.9	138.3	156.9	177.4
増加量	—	28.1	40.4	39.3	23.4	18.6	20.5

イ 研究開発の加速化

- 太陽光、地熱、小型風力、小水力など再生可能エネルギーのバランスの取れた導入が進むよう、整備・運営コストの低減や実用化に向けた研究開発を加速化すること

[再生可能エネルギーの導入費用の比較（1kWあたり平均導入費用）]

太陽光発電	30.6万円
地熱発電	165万円
小型風力発電	141万円
小水力発電	299万円

※ R2.2.4 経済産業省 調達価格等算定委員会
「令和2年度以降の調達価格等に関する意見」
より、分野別資本費用を引用

ウ 系統連系の円滑化

- 系統連系接続に関する連系可能容量や連系費用の情報開示を促進すること
- 系統連系接続に関する検討期間（現行：3か月以内）を短縮すること

【提案の背景】

- 系統連系接続に関する検討では、電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施している。
- 算定にあたっては、同時期等の他の申し込みの容量を考慮しないため、最終的な接続契約締結の際、連系可能容量や接続に必要な費用が変わる場合がある。

エ 需給調整力に関する強化方策の早期具体化

- 連系可能容量の拡大など需給調整力に関する強化方策の早期具体化を図ること

【提案の背景】

- 電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が懸念され、再生可能エネルギーの新たな導入に支障を来している。（H26年度に淡路島南部地域で太陽光発電設備からの系統連系申込みの回答保留が発生。北海道や東北でも同様の事例が発生していた。現在、回答保留は解除されている。）

オ 電源構成の開示の義務付け

- ・ 低炭素型の電力を選択できるようにするため、すべての小売電気事業者に対して電源構成の開示を義務付けること

【提案の趣旨】

- ・ 電源構成（石炭、原子力なのか再エネなのかなど）が開示されることにより、消費者が、何で作られた電気なのかを確認できることにより、二酸化炭素排出の少ない小売電気事業者を選択しやすい環境を整備することで、二酸化炭素の排出抑制や、再生可能エネルギーの導入を促進する。

② バイオマス資源の利活用への支援の充実

ア 軽油引取税の軽減措置の創設

- ・ バイオディーゼル燃料（BDF 5%混合軽油）の利用促進に向けて、軽油引取税の軽減措置を創設すること

【提案の背景】

- ・ 廃食用油等から製造されるBDF（バイオディーゼル燃料）100%での車両における使用は、こまめなメンテナンスが必要なことから利用者が自治体などに限られ、一般への普及拡大が進んでいない。
- ・ 車両への負荷を軽減する品質確保法の規格に適合したBDF 5%混合軽油（B5軽油）には軽油引取税が課税されるため、利用が進んでいない。
- ・ 不正軽油対策としてB5軽油を適正に製造・流通できる仕組みづくりが必要となる。

イ 環境への影響に関する全国共通の定量的な評価基準の策定

- ・ バイオマスの収集から変換、利用まで一連の過程におけるCO₂の削減効果などが評価・検証できるよう、環境への影響について全国共通の定量的な評価基準を策定すること

③ 固定価格買取制度の更なる改善

- ・ 買取価格及び買取期間の見直しに当たっては、設置場所や規模毎の事業収益性を踏まえたきめ細かい検討を行うこと
- ・ 賦課金とのバランス等国民生活にも配慮すること

【提案の背景】

- ・ 固定価格買取制度の見直し（H29. 4 施行）により、リードタイムの長い電源（開発に一定期間かかる地熱、風力、水力等）の導入拡大（数年先の認定案件の買取価格の決定や環境アセスメントの迅速化等）等が図られている。
- ・ しかし、まだ地域の特性に応じた制度設計（例：山間部の小水力発電は買取単価を上げる等）になっていないため、さらにきめ細かい検討が必要である。

【再エネ特措法等の一部を改正する法律（H29. 4 施行）の概要】

- ・ ① 新認定制度の創設、② コスト効率的な導入、③ リードタイムの長い電源の導入、④ 減免制度の見直し、⑤ 送配電買取への移行
- ・ 毎年度買取価格を決定していたが、③により、複数年度の価格を設定することが可能となった。

主④ FIT法手続の厳格化

- ・ 太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者安全性の確認や地域住民への事前説明を義務付けるなど、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと

- 特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解が得られない施設に対して、厳格に対応すること

【提案の背景】

- 大規模太陽光発電施設や風力発電施設の設置に際して、防災上の懸念や居住環境への影響等をめぐる地域住民とのトラブルが多発している。
- トラブル解消のためには、FIT法において設置地盤等の安全性確認や近隣への説明などの開発調整機能を規定することが必要である。

【本県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の概要】

手続	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力1,500kW [*] 以上の風力発電施設の設置工事（H30年10月に追加）
施設基準	景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他（保守点検・維持管理、動植物の保全）等について基準化

※自然環境など特に保全すべき地域（特別地域）では500kW

- 令和元年度 事業計画の届出実績：70件

【本県の「環境影響評価に関する条例」の概要】

アセスメント対象	事業区域5ha（出力2,000kWに相当）以上の太陽光発電の新設・増設 （参考 環境影響評価法に基づく対象：出力40,000kW(100haに相当)）
施行日等	令和元年10月3日規則改正、令和2年4月1日施行

【県内における懸案事例】

区分	内容
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設（事業区域：約170ha、出力：約70MW）の設置計画あり。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災面や自然環境破壊への懸念などから地元住民の反対運動が起こった。 採算性の確保が困難との理由から、事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設（基数：21基、出力：約92MW）の設置計画あり。絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる懸念される。

主⑤ 太陽光発電事業の環境影響評価に関する規模要件の見直し

- 山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模（出力40,000kW(100ha相当)）より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと

<本県・太陽光発電所の新增設に関する自然環境調査と環境アセス手続>

区分	0.5ha以上 (注)森林伐採等を伴うもの	5ha以上 (概ね2,000kW以上)	出力4万kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 (調査結果報告書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 (直接事業者へ)	知事意見 (国を通じて事業者へ)
適用	R2.3.10適用開始	R2.4.1施行	R2.4.1施行

注 太陽光条例の対象規模相当（たつの市など一部市町の区域は0.1ha）
三田市の市街地調整区域は、市条例許可対象の300㎡

⑥ 家庭用燃料電池及び蓄電池の設備設置補助の拡充

- 家庭用燃料電池（エネファーム）及び蓄電池の設備設置補助を拡充すること
 - 補助事業費の増額
 - 蓄電池を単体で補助対象化 等

【国制度の問題点】

- エネルギーを最適に利用するスマートライフの要となるHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）設置件数の増加など、スマートライフの機運の高まりを逃さずエネファームの設置を促進する必要がある。
- エネファームの設置には、現行制度では、4万円から最大で8万円までの補助が受けられるが、本体と工事費で123万円ほどかかることから不十分である。消費者が10年で投資回収できるよう約9万円の増額が必要である。（123万円-事業者の投資回収年額10.6万円×10年-補助額8万円=9万円）
- 蓄電池の設置については、現行制度では、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の要件を満たす工事でない限り補助対象とならない。単体の設置であっても上記の補助と同じ、2万円/kWh（上限20万円/台）が必要である。

⑦ 洋上風力発電施設等の設置に関する海域利用への対応

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が制定されたが、以下の点について見直しを行うこと

- 促進区域の指定に先立つ状況調査に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣による都道府県知事への事前協議を実施すること
- 促進区域の指定に当たっては、都道府県知事の同意を条件とすること

【海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律】

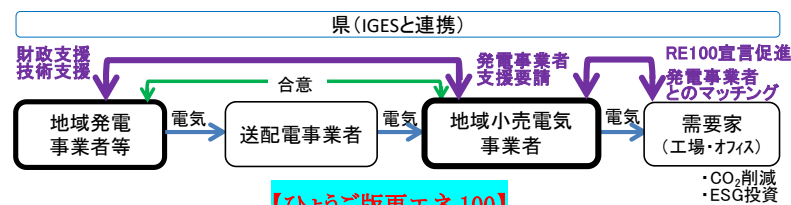
- 経産大臣及び国交大臣が促進区域を指定し、事業者から提出された公募占用計画を認定
※指定しようとする区域の状況調査に当たり、都道府県との事前協議は明記されていない

⑧ 地域主導型再生可能エネルギー利用の促進

- 新** RE100等を宣言する企業の創出・拡大を図りながら、地域発電事業者や小売電気事業者が、ソーラーシェアリングや小水力発電などによる再生可能エネルギーの導入・利用を促進する取組に対する財政面での支援を行うこと

【提案の趣旨】

- 本県では、RE100等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進する“ひょうご版再エネ100”を推進している。



- 国では、小規模事業用太陽光（50kW以上）や小規模地熱・小水力・バイオマスについては、FIT認定基準としての地域活用要件の設定に向けて制度設計が進んでいる。
- 地域主導型再エネ発電事業を促進するには、RE100宣言をした企業が同一県内の発電事業者から再エネ電力を調達する場合も地域活用要件とするなど支援方策が必要。
- 地域循環共生圏構築のために、地域小売電気事業者が地域再エネ発電事業者に対し、資金・技術提供を行えるよう支援方策が必要。

(新しいFIT地域活用要件)

小規模事業 用太陽光	10-50kW	2020年度から自家消費型の要件を設定
	50kW以上	地域での活用実態やニーズ等を見極めつつ、今後地域活用のあり方を検討
小規模地熱 小水力 バイオマス		2022年度から地域一体型の要件*を設定

※地域一体型の要件 (①②のいずれかを満たすもの)

- ① 災害時に再エネ発電設備で発電された電気の活用が、自治体の防災計画に位置づけられること。
- ② 自治体が自ら再エネ発電設備事業を実施するものであること。又は、自治体が再エネ発電事業に直接出資するものであること。

⑨ 水素社会推進に向けた取組への支援

水素社会実現を目指し、①水素利活用の飛躍的な拡大に向けたF C V (燃料電池自動車) 及び水素ステーションの一層の普及、②水素発電所の整備等について、以下の提案を行う。

【提案の背景】

- ・ F C Vは、同車格のハイブリッド車と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - 国目標：20万台(2025年) ⇔ 現状：3,009台(2019年3月末)(兵庫県：54台(2019年3月末))
 - 現在、F C Vとハイブリッド車の価格差は約300万円
 - 量産化、低価格化、機能向上(航続距離の伸長、燃費効率の向上等)に向け、F C Vの要素技術や大量生産技術等の確立が必要

〔参考：1 kmあたりの燃費の比較〕

F C V車：約7.3円、ガソリン車：約8.2円、電気自動車：約1.3円

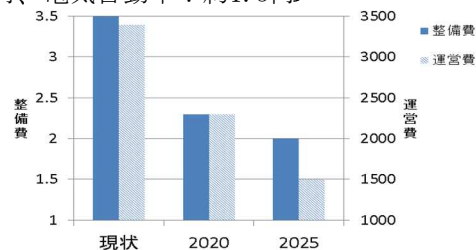
- ・ 水素ステーションは、整備費・運営費が高額であり、自立化に向けたコスト低減が必要である。

- 2020年代後半の水素ステーション事業自立化に向け、整備費・運営費の大幅な削減が必要

〔整備費：3.5億円→2億円〕

〔運営費：3,400万円→1,500万円〕

- 構成機器の技術開発を進めるとともに、安全性確保を前提に、規制見直しを着実に図ることが必要



【国のSTコスト削減目標】

[県内のFCV台数及び水素ステーション整備基数] ※兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン (H26. 7策定)

区分	2018年(実績)	2020年※	2030年※
FCV保有台数	54台	3,000台(目標)	25,000台(目標)
水素ステーション基数	2基	8基(見込)	20基(見込)

ア 国補助事業の拡充

- ・ F C V及びF Cバス(燃料電池バス)の導入を加速するため一般的な乗用車・バスとの販売価格差が実質的に補填されるよう購入補助を拡充すること
(例：F C Vの国補助額を200万円→300万円に拡充)

- 新・ F Cバスを複数台導入する事業者に対し、F Cバスの継続的な導入を促進するため2台目以降についても1台目と同等の補助率となるよう補助を拡充すること

【提案の背景】

- ・ F C VやF Cバスは、同車格のハイブリッド車等と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - F C Vとハイブリッド車の価格差：約 300万円（国補助額：約 200万円）
 - F Cバスと通常のバスの価格差：約8,000万円
（1台目(1/2)国補助額：約5,000万円、2台目以降(1/3)約3,500万円）

【本県のF C V等の状況】

- ・ F C V：54台(H31.3現在)[目標：25,000台(兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン)]
- ・ F Cバス：なし

【本県のF C V車導入支援に関する取組】

- ・ 国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助
（例(神戸市の場合)：25万円(神戸市)+25万円(県)=50万円を補助)
 - ・ 国の補助に加え、F Cバスを導入する民間運送事業者等に対し1,000万円(定額)を補助
- ・ 水素ステーションの新設及び水素供給設備等（F Cバス対応など）の機能強化、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
(例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

【本県の水素ステーションの整備支援に関する取組】

- ・ 国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施

区分	整備費	運営費(注3)
費用	約3億5,000万円 (ガソリンスタンド ：約8,000万円)	約3,400万円/年 (天然ガススタンド ：約2,000万円/年)
国補助	補助率：2/3 上限額：2億5,000万円(注1)	補助率：2/3 上限額：2,200万円(注4)
県補助	上限額：5,000万円(注2)	—

- 注1 水素供給能力300N₂/h以上のオフサイト方式
注2 県補助額は、総整備費から、国補助額及び8,000万円を除いた額
・神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助
注3 別途、自動車メーカーからの運営費補助(補助率1/3)の対象となる場合あり
注4 オフサイト方式の場合

【兵庫県内の水素ステーションの設置状況】

開設者	開設時期	場所
岩谷産業(株)	平成26年7月	尼崎市
日本エア・リキード(株)	平成29年3月	神戸市兵庫区

イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

- ・ コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること
 - 人材確保が困難な保安監督者について、経験要件（水素製造に関する6箇月の実務経験）を見直すこと
 - 高強度で安価な汎用材料の使用を可能とすること

【提案の背景】

- ・ 国の規制改革実施計画において、水素ステーションの保有量上限の撤廃や公道とディスプレイ等の離隔距離の性能規定化等、設置に関する規制の見直しが進められている。

【国の規制見直しの状況】

- ・ 平成29年6月に規制改革実施計画へ37項目の規制見直しを盛り込み検討中
※ これまでの見直しで、ガソリンスタンドとの併設、公道と充填装置間の距離の短縮は可能となった。

ウ F C V、水素ステーションの技術開発の推進

- ・ 燃料電池の触媒中の貴金属（白金等）など、コスト増高要因を改善する材料の開発や水素タンク製造工程の効率化など、低価格化・量産化のための技術開発を推進すること

- ・ 水素ステーションの稼働率向上等の観点から、FCバスやFCトラック等、他のモビリティも併せて展開することが必要であり、普及に向けた技術開発を進めること

エ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

- ・ 水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- ・ 商用化に向けた実証施設については、水素混焼が可能である多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ・ ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。
- ・ 火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることで、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。

【県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要】

概 要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主 体	技術研究組合CO ₂ フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業㈱、岩谷産業㈱、シェルジャパン㈱、電源開発㈱）、丸紅㈱、JXTGエネルギー㈱、川崎汽船㈱

【「水素発電導入可能性に関するフィジビリティスタディ（FS）調査」の概要】

概 要	既存火力発電設備を対象とした水素・天然ガス混焼発電の実現可能性について、主に以下の項目を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ガスタービンの燃焼器の改造を伴わない限界水素混焼率 ・ 水素混焼による燃焼性能等の評価 等
主 体	関西電力㈱

オ 水素関連製品試験機関の整備

- ・ 水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【提案の背景】

- ・ 水素ガス環境下で水素製品の耐久試験等を行う公的機関が福岡県にしかなく、評価試験の依頼が集中(半年待ちもある)していることから、県内企業から評価試験機関整備に対する要望が強い。

【「水素エネルギー製品研究試験センター」の概要（全国で福岡県のみ：H22.4～）】

運 営	公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター
基本財産	70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）
建設費	44億円（一部経費を除き全額国庫補助）
実施事業	中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業 ①水素エネルギー関連製品の製品試験事業 ②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業 ③水素エネルギー関連製品の開発 ④水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等)

⑩ 環境低負荷型の社会を実現する電気自動車の普及促進

ア 国庫補助事業の拡充

- ・電気自動車の充電器の整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
- 新**・電気自動車と一般的な乗用車との販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

【提案の背景】

- ・次世代自動車戦略2010における2030年の目標（EV、PHVの乗用車の新車販売台数に占める割合20～30%（2018年実績：EV 0.61%、PHV 0.54%））の達成に向けた取組が必要である。
- ・EVと一般的なガソリン車との価格差は100万円以上あるが、国の補助額は「補助単価（1,000円/km）×一充電走行距離（km）（上限40万円）」であり、さらなる補助の拡充が必要である。
- ・県自ら28基の電気自動車用急速充電器を設置・維持管理し、県内では、充電インフラ整備は進捗してきているが、電気自動車の普及促進のため、さらに充電器の整備を進めることが必要である。

【本県の電気自動車導入支援に関する取組】

- ・国の補助に加え、市町が補助する額の1/2（上限100万円）を補助
（例（神戸市（上限額）の場合）：12万円（神戸市）+12万円（県）=24万円を補助）

イ 電気自動車の技術開発の推進

- ・電気自動車の充電時間の短縮や航続距離を伸ばすための技術開発を推進すること

【電気自動車の充電時間】

- ・電気自動車のフル充電にかかる時間が急速充電で約40分、普通充電（3kW）で約16時間程度必要。

⑪ 広域ガスパイプラインの整備

- ・ガス販売の自由化及び供給体制の強靱化を促進するため、広域ガスパイプラインに関する国の整備方針を策定し、舞鶴～三田間を整備方針に位置づけること
- ・広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

【提案の背景】

- ・国の整備方針が策定されておらず、富山以西の日本海側の天然ガスインフラ整備が大きく遅れている。産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ機能を担うためには、日本海側と太平洋側を結ぶ舞鶴～三田間を整備方針へ位置付け、整備を推進することが必要。
- ・整備方針の策定と合わせて、制度的枠組みの決定や公的支援による戦略的な整備の推進が必要。

【「エネルギー基本計画」（H30.7閣議決定）におけるガスパイプラインに関する記載内容】

「天然ガスについても、供給体制の強靱化を進めるべく、LNG受入基地間での補完体制を強化するため、基地の整備・機能強化、太平洋側と日本海側の輸送路、天然ガスパイプラインの整備などに向けて、検討を進めていくこととするとともに、都市ガス分野における耐震化を引き続き進めていく。」

⑫ 山陰沖におけるメタンハイドレートの商業化に向けた研究開発の促進

- ・日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向け、生産技術の開発や山陰沖での海洋調査等を着実に実施し、早期に海洋産出試験に取り組むこと

【提案の背景】

- ・エネルギーの安定供給や国土強靱化だけではなく日本海側の産業や経済の活性化を図る観点からもメタンハイドレートの開発を一層促進させる必要がある。

【「海洋エネルギー鉱物資源開発計画」（H31.2経産省）における開発目標（表層型）】

「将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す」

(3) 資源循環型社会の構築

【環境】

① PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充

ア 処理費用に対する財政支援の拡充

- ・ PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充すること
- ・ 地方公共団体が保有するPCB廃棄物の処理費用に対する財政支援措置を創設すること

イ 代執行に対する財政的・技術的支援の拡充

- ・ 都道府県が行う高濃度PCB廃棄物処分の代執行（代執行による処理後の費用請求も含む）に対する財政的・技術的支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 処分期限が令和2年度末と迫っている中、事業者の早期処理に向けた国の支援が必要である。
- ・ 現状の仕組みでは、費用の大部分が基金の活用及び地方交付税措置でまかなわれるが、一部費用の負担が都道府県において求められることから、更なる費用負担の適正化に向けて提案する。
- ・ 処分期限がせまる中、代執行は1年間で集中的に行わなければならないため、他地域に先行する北九州地域の事例（北九州はH30年度に実施、兵庫県はR3年度実施予定）を踏まえたマニュアル作成等の技術支援を提案する。

【現行制度の問題点】

- ・ PCB特措法改正（H28.8.1施行）により、高濃度PCB廃棄物の処分に対する代執行の規定が設けられた。
- ・ 国及び都道府県が代執行の権限を有することとなり、都道府県において代執行をする場合の費用負担の考え方が示されたが、人件費などの行政経費が財政支援の対象となっておらず、代執行が多量に発生した場合、都道府県の負担が大きくなる懸念される。

【本県の高濃度PCB廃棄物保管量】（平成31年3月末現在） ※ PCB油類は200Lを1缶として換算

項目	トランス類	コンデンサ類	PCB油類	安定器等
計	38台	840台	52缶	584,412台

② 異物等混入防止に対する取組強化

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場において、処分品目の見直しも含め、異物等混入を防止する仕組みを強化すること

【提案の背景】

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場には排水処理施設が設置されておらず、廃プラスチック類に付着した食品残さなどの有機物等の安定型以外の品目が混入した場合、汚染された水が排出される恐れがある。
- ・ 安定型品目以外が混入することのないよう、現在の搬入物の目視を行う展開検査にとどまらず、廃プラスチックの埋め立て禁止などの具体的な混入防止措置を講じる必要がある。

【現状の仕組み】

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場については、搬入物が安定型5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類）に限定されており、異物混入を防止する展開検査の仕組みも導入されている。

③ 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築

- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去費用について、地方公共団体負担が増加しないよう恒久的な支援制度を早期に構築すること

【国制度の問題点】

- ・ 原因者が支障除去等の措置をとらず、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合について、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の基金から必要な費用を支援する制度がある。
- ・ 平成25年度の見直しにより、産業界の負担が大きかったことを理由に、国25%→30%、都道府県25%→30%、民間50%→40%と、国・都道府県の負担割合が引き上げられた。

④ 廃棄物処理法の野外焼却禁止例外規定の見直し

- ・ 廃棄物の野外焼却禁止に関する例外規定について、実態に合わせた判断基準をより具体的に示すこと

【国制度の問題点】

- ・ 廃棄物の野外焼却は原則禁止されているが、「生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」などとして、政令で定めるものが例外として認められているが、当該例外規定が設けられてから社会情勢も変化しており、郊外での住宅地開発等による農地と住宅地が隣接する地域への対応等、地域の実情に合わせた指導がされていることから、地域によって判断基準が異なっている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の例外規定】

- ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

⑤ リサイクル料金の前払い制の導入

- ・ リサイクル料金を廃棄時に支払う後払い制から購入時に支払う前払い制へ改めること

【提案の背景】

- ・ 廃家電の不法投棄、違法回収業者による不適正処理等の未然防止や、確実にリサイクル費用を徴収し、確実に資源を再生利用するためには、購入時に支払う前払い制にする必要がある。

⑥ 循環型社会形成推進交付金の充実

ア 予算の確保

- ・ 「循環型社会形成推進交付金」の予算を確保すること

イ 二酸化炭素排出量削減率の緩和

- ・ 一般廃棄物処理施設の基幹的施設改良事業の交付要件のうち、二酸化炭素排出量削減率（交付率1/2の場合原則20%以上）について、要件を緩和すること

【提案の背景】

- ・ 計画的な施設整備には、当初予算において必要予算の確保が必要である。
- ・ 省エネルギー化が進んだ施設では20%以上の削減が困難であり、国や県の温室効果ガス削減目標を達成するためには、少しでも省エネに繋がる取組を進める必要がある。

ウ 対象事業の追加等

i) 焼却炉解体後、災害廃棄物の仮置場等に活用する場合を対象化

- ・ 新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行わない焼却炉解体であっても、跡地を災害廃棄物の仮置場等として活用する場合は「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 現行の交付金では、新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行う解体のみが対象となっている。
- ・ 国も進めている廃棄物処理施設の広域化等においても、焼却炉の解体は発生しているが、財政支援がないために解体に着手できないケースがある。跡地を仮置場として活用できれば、迅速な災害廃棄物処理が可能となることから、災害廃棄物処理を進める上でも、財政支援が必要である。

ii) 浄化槽の改修の対象化

- ・ 浄化槽設置整備事業において、浄化槽を改修及び更新する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ H31年度当初予算分から汚水衛生処理率の向上に寄与しないとして、個人設置型浄化槽の更新については交付金の対象外となった。（下水道では、主要な施設や管路の改築に財政支援あり。）
- ・ 市町村が設置する公共浄化槽は更新時も補助対象となることに加え、新設時の補助額が個人設置型浄化槽より高いことから、本県では市町に対して公共浄化槽の積極的な活用を周知している。
- ・ しかしながら、公共浄化槽では個別・迅速な対応が困難な場合があるため、個人設置型浄化槽の改修や更新も、一般のごみ処理施設と同様に財政支援が必要である。

⑦ 海岸漂着物等対策の推進

ア 日本海沿岸諸国に対する働きかけの実施

- ・ 日本海沿岸諸国に対して、国として以下のような働きかけを行うこと
 - 廃棄物の適正処理
 - 漂着物・マイクロプラスチック等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化

イ 国の全額負担による恒久的な支援措置の制度化

- ・ 海岸漂着・漂流物及び海底ごみの回収・処理については、国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

【国制度の問題点】

- ・ 海岸漂着物等は発生源と回収・処理の主体が異なるが、その費用は回収・処理を行う自治体の負担となっている。
- ・ 海岸漂着物等地域対策推進事業の地元負担が段階的に引き上げられた。
- ・ 無償で漁業者等が回収した海底・漂流ごみの処理を行う、定額補助（上限あり）が令和2年度から創設されたが、回収にかかる費用については、ボランティアを前提とするため補填されていない。

年度	負担割合
H26以前	国10/10
H27	国 8/10、地方2/10
H28以降	国 7/10、地方3/10

【海岸漂着物等地域対策推進事業の概要】

趣旨	海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業を支援
補助率	原則国7/10、地元3/10（回収・処理にかかる費用） ただし、漁業者等が無償で回収した漂流ごみ・海底ごみは定額（処理にかかる費用）

ウ 漂流・海底ごみ対策の推進

- ・ 漂流・海底ごみ対策は、国が自ら実施若しくは自治体等に委託することにより、国の責任において実施すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流・海底ごみについて、国及び地方公共団体が円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。
- ・ しかし、漂流・海底ごみは自治体の管理の及ばない海域中でのことであり、処理責任が明確になっておらず、自治体単位での対応が難しい。
- ・ このため、広域的な問題として足並みを揃えた対策が必要であり、国の責任において対応すべきである。

主エ 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

i) 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

ii) プラスチック製品等の抑制・回収対策

- ・ ワンウェイ(使い捨て)プラスチックを、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに転換するために必要となる生産設備等の早期実用化に向け、技術開発を促進すること
- ・ プラスチック製買物袋の有料化について、消費者及び小売業者の混乱を招くことなく買物袋の削減が徹底されるよう、有料化の対象外とされているバイオマスプラスチック等の買物袋についても、有料化の対象とすること

[有料化の対象外とされている買物袋](省令)

- バイオマスプラスチックの配合率が25%以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋
- 繰り返し使用の観点から厚さが50 μ m以上の買物袋

- ・ 海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・ リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
 - ※製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
 - 商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下
- ・ 現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

(4) 鳥獣被害対策と外来生物対策等の推進

【総務、農水、環境】

① シカ、イノシシ等の捕獲

ア シカ、イノシシ捕獲に関する予算の確保

- ・ シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、本県の捕獲目標(シカ46,000頭/年、イノシシ25,000頭/年)が達成できる予算を確保すること

[本県の捕獲目標]

- ・ 平成30年度以降 シカ4.6万頭、イノシシ2.5万頭と捕獲目標を掲げ、捕獲を推進中

[具体の取組]

- ・ 県捕獲専門家チームの派遣(警察OB等) 目標：シカ1,000頭、イノシシ500頭
- ・ 狩猟期中のシカ・イノシシ捕獲報償金(施設搬入なしの場合も7千円/頭)
- ・ ICT活用大型捕獲オリの活用

イ 猟友会有害捕獲班の補助対象化

- ・ 鳥獣被害防止特別措置法に基づく捕獲活動等を担う鳥獣被害対策実施隊について、市町が有害捕獲を委託している猟友会の有害捕獲班も対象とすること(現行は市町職員(非常勤職員含む)のみ)

【国制度の問題点】

- ・ 猟友会有害捕獲班は効率的な捕獲を実施し、実質的な鳥獣被害対策実施隊の活動を行っている。
- ・ しかしながら、被害対策に要する国庫補助(10/10)を算定する際の根拠となる実施隊人数には、市町職員(非常勤職員含む)のみがカウントされ、有害捕獲班の人数は対象外となっている。

ウ 捕獲個体の運搬経費補助の拡充

- ・ 有害鳥獣捕獲個体の有効活用の推進を図るにあたり、狩猟者や処理加工施設運営者が捕獲現場から処理加工施設等まで捕獲個体を運搬する経費を補助対象とすること

【提案の背景】

- ・ 捕獲個体の食肉への利用率を高めるため、狩猟者や処理加工施設運営者が、冷蔵車等を利用して施設へ搬入するための運搬経費の補助対象化が必要である。

エ 狩猟期捕獲の経費支援の拡充

- ・ シカの捕獲拡大に向けた狩猟期の捕獲経費等の支援を拡充すること（1施設あたりの上限額200万円→400万円）

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度より捕獲したシカ等を処理加工施設に搬入した場合は支援対象となったが、捕獲拡大を進める上で処理加工施設に搬入しなかった場合も支援対象とすべきである。
- ・ 処理加工施設に搬入する処理頭数が多い場合、国が定める管理費・残渣処理支援の上限額を超過するため、上限額を上げる必要がある。

オ カワウ捕獲報償金の支援単価の拡充

- ・ アユ等の食害のある河川等以外において、内水面漁業協同組合以外の者が実施するカワウの捕獲に対する報償金を拡充(200円/羽→水産庁の補助事業並3,000円/羽)すること

【国制度の問題点】

- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業におけるカワウの捕獲報償金は、200円/羽と単価が低い。
- ・ 一方、水産庁の補助事業（約3,000円/羽：内水面漁業協同組合が捕獲者に支払う概ねの最低単価）はアユなどの水産資源を管理する内水面漁業協同組合が補助対象者であり、ため池等での捕獲は同組合の管轄外であるため、広域的に行動するカワウの被害対策が進んでいない。

【本県の状況】

- ・ 県内においても約5,400羽（H31年平均）が生息しており、アユ等の有用魚種を捕食し、内水面漁連の試算では、約3億7千万円の漁業被害が発生していると推定される。

② 野生動物の捕獲推進のための人材育成

ア 射撃場の整備支援制度の予算の拡充

- ・ 狩猟者の技能向上を図るための捕獲技術高度化施設（射撃場）について、鳥獣被害防止対策交付金事業などの整備支援制度の予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金において射撃場等の整備事業は交付対象とされているが、内示は要求額を大幅に下回っている。
- ・ 環境省においても、民間団体を新たな狩猟者とする制度は創設されたが、狩猟者育成のためのハード整備は事業化されていない。

【本県の兵庫県立総合射撃場（仮称）の整備】

整備予定地	三木市吉川町福井、上荒川
整備施設	クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
総事業費	約25億円
供用開始(予定)	令和4(2022)年5月

イ 狩猟者後継者の確保、育成対策に対する支援、予算の拡充

- ・ 新規狩猟者の参入拡大、狩猟免許所持者の技能向上に関する研修会開催などの施策の拡充や都道府県が行う取組に対する財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 人材の確保・育成をさらに強化するには、国主催研修会等の関西地区での開催や県が行う狩猟免許試験を外部委託できる財政支援が必要である。
- ・ 県が計画している兵庫県立総合射撃場（仮称）において、各地で捕獲活動に従事する人材の育成を行うには、指導者人材経費や研修資材経費の安定的な確保が必要である。

【本県の取組】

- ・ 狩猟免許所持者を増やすため、県では狩猟免許試験の回数の増や休日開催を実施するほか、フォーラム・研修会等を開催している。

③ シカ、イノシシ等からの被害防止対策

ア 防護柵の設置に関する要件緩和と被災防護柵の復旧事業の補助対象化

- ・ シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう採択要件を見直すこと
- ・ 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数（金属柵14年、電気柵8年）よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること
- ・ 効果の高い防護柵の積極的な導入を促すために防護柵の上限単価を引き上げること

【提案の背景】

- ・ 被害の広がりや先端地等で予防対策として設置する場合は、大きな被害にまで至っていないことから、採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・ 国が示す防護柵の耐用年数は、農林業用の構築物（金網柵は「金属造のもの」、電気柵は「その他のもの」）を準用している。
- ・ 被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。
- ・ 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響（こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等）による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。
- ・ 近年、各資材メーカーが、軽く丈夫でかつ潜り込み防止の折り込みがつく侵入防止効果の高い防護柵を開発しており、現状の上限補助単価を超えるこれらの資材を採用する場合は、国との協議が必要となっている。

イ 野生動物による生活環境被害対策に対する支援

- ・ 市街地等に出没するイノシシ等の捕獲、追い払い、防護柵設置や餌付け防止の普及啓発などの取組に対する支援制度を創設すること

新 追い払い・撃退・忌避効果のある薬剤や機器等の技術開発を進めること

【国制度の問題点】

- ・ 餌付け等により人慣れしたイノシシによる生活被害や人身被害が発生している。
- ・ 農林業被害対策に対する支援制度は整備（農林水産省）されているが、生活環境被害対策に対する支援制度が未整備（環境省）である。

【提案の背景】

- ・ 既存の忌避剤や撃退用機器は継続的な有効性が乏しく、市街地周辺で活用可能な技術開発が求められている。

④ シカ捕獲個体の処理

ア 処理加工施設や減容化・焼却施設整備の予算の拡充

- ・シカの有効活用を促進するための処理加工施設や、廃棄処分するための減容化・焼却施設の整備の予算を引き続き確保すること

【提案の背景】

- ・捕獲したシカ等を地域資源として有効活用を図るため処理加工施設の整備や、活用できない個体や適正処理を行うための減容化施設の整備を促進しており、年間1万頭の処理が可能となるよう施設整備を進める必要がある。

イ 有効活用できないシカ捕獲個体の処理施設整備等に対する支援

- ・有効活用できないシカ捕獲個体の適正処理に必要な積替保管施設、冷凍や破砕等の焼却等前処理施設、焼却施設等の整備に対する財政支援を行うこと
- ・市町等の一般廃棄物焼却施設をシカ捕獲個体の処理が可能ないように改修等をする経費について財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現在、有効活用できないシカ捕獲個体の多くは山中に埋設されているが、他の害獣の餌になってしまうことから、山から搬出する必要がある。
- ・それらは焼却施設で適正処理をする必要があるため、発電効率等の要件に関わらず、循環型社会形成推進交付金の対象とする必要がある。

⑤ 鳥獣害対策の強化のための予算の拡充等

ア GISシステムを活用した獣害対策の強化のための予算の拡充

- ・獣害対策に関するデータを一元管理するシステムの運用のための予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等を科学的に分析し、将来予測を見据えた計画的な対策が必要である。
- ・野生動物は広域的に移動するものであり、その痕跡や被害状況、捕獲や防護柵等の対策情報等を地図上に可視化し、被害対策の立案や効果検証に活用するには、GISシステムが有用である。
- ・県域を対象にGISシステムを導入するには、初期経費で5,000万円程度、運用経費で500万円程度が新たに必要となり、現状の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（限度額2,300万円）では対応できないため、別枠で予算の確保が必要である。

イ 十分な特別交付税措置

- ・鳥獣害対策に関する鳥獣被害防止総合対策交付金事業や単独事業における市町の地方負担に対する十分な特別交付税措置を行うこと

【提案の背景】

- ・鳥獣被害対策は市町において、捕獲や防護柵の設置等主体的に取り組んでいるところであるが、被害対策に係る経費が増大してきており市町の財政負担を軽減する必要がある。

⑥ ツキノワグマの府県間広域保護管理を行うための取組への支援

- ・ツキノワグマによる人身被害を防ぎつつ生息数を維持していくため、府県毎の捕獲数や年齢、栄養状態、寿命等の広域データを集約し、一貫した生息数の推定と保護・管理を進めていくための支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ ツキノワグマは行動圏が広く、府県行政界をまたいで広域的に分布しているため、府県ごとではなく、共通の地域個体群を持つ関係府県が生息状況に応じた保護・管理を行っていくことが望まれる。(環境省は、全国でツキノワグマを18の個体群毎に管理する必要があるとしている。)
- ・ 本県では、ツキノワグマの生息数推定とあわせて捕獲数の上限を定めた有害捕獲や狩猟による個体数管理を行っているが、府県毎に生息数の推定方法、管理方法などが異なる。
- ・ 人身被害を防ぎながら、ツキノワグマの持続的な広域保護管理に必要なモニタリングシステム(データベース)の管理のため、継続的な国の支援が必要である。

【本県における府県間連携の取組】

- ・ 近畿北部と東中国個体群毎の管理を行うため、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県の4府県で平成30年10月に協議会を設立
- ・ 4年後を目途に、広域でのモニタリングデータを通じて生息数を推定し、管理指針(仮称)及び管理計画を作成のうえ、保護・管理を推進

主⑦ ニホンイヌワシ保護対策への支援

- 新
- ・ 絶滅危惧種であるニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の保護を図るため、その生息エリアとして餌場となり、ヒナの飛行訓練域としても重要な上山高原のススキ草原等について、適切な維持管理が求められる。

しかしながら、生物多様性保全推進交付金(国内希少野生動植物種保全)による動植物生息環境の維持管理費に対する支援期間は原則3年間以内とされていることから、同要件を撤廃し、永続的に適切な維持管理を図ることができるよう、支援を拡充すること。

※ 但馬地方に生息する絶滅危惧種ニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の営巣地を調査したところ、県内で16年ぶりに1羽のヒナを確認、その後巣立ちも確認した。
〔日本イヌワシ研究会 イヌワシ繁殖成功率調査では、2015年度に全国で15組(東北7、関東2、中部1、北陸5)が繁殖に成功〕

⑧ 森林動物研究センターに対する支援

- ・ 森林動物研究センターが行っている事業に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等の科学的な分析や戦略的な施策立案が不可欠である。
- ・ 森林動物研究センターが長年培ってきた調査・研究成果及びデータを全国に発信し、主催する人材育成研修に関西広域連合構成団体からの受講生を受け入れるなど、科学的な根拠に基づく獣害対策を、県域を越え広域的に進めており、取組を継続するためには財政支援が必要である。

【森林動物研究センターの主な事業(丹波市青垣町)】

- ・ 野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究(ツキノワグマ狩猟解禁による個体数変動など野生動物の保護管理についての調査研究など)
- ・ 調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援(上記研究の事業実証など)
- ・ 行政担当者や県民の現場対応の技術支援(独自に設置している森林動物専門員による地域支援活動など)
- ・ 野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成(自治体職員の研修等人材育成事業など)

⑨ 外来生物対策の推進

ア 国が直轄で防除する地域の全国への拡大

- ・ 国が直轄で防除する地域を、世界自然遺産候補地などの主に生物多様性保全上重要な地域から全国に拡大すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物の生息域が拡大し、広域で生じている在来種の捕食・競合・駆逐等の被害に対応する必要がある。

イ 地方公共団体が行う取組に対する支援制度の創設

- ・ ため池固有の水生动植物保全や、アライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物等の防除を進めるため、地方公共団体が行う取組に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

ウ ヒアリ等に関する情報共有と国による積極駆除、緊急駆除に対する財政支援

i) 国による積極的な駆除

- ・ ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物について、地方公共団体との情報共有を図りつつ、国による駆除を積極的に進めること
- ・ 貿易関係国と連携して、輸入コンテナ自体にベイト剤の設置を義務付けるなど、国として水際対策を強化すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物法においては、ヒアリ等の特定外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・ 特定外来生物の侵入が確認された時の第一報は現場の地方公共団体に入ってくるが多いため、情報共有を密にし、国による積極的な対応を要望する。
- ・ 国内への侵入を阻止するためには根本要因である海外からのコンテナへの対策が重要である。

ii) 緊急駆除に対する財政支援制度の創設

- ・ 地方公共団体による緊急駆除に対する財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物の侵入が確認されているところであるが、侵入が確認されたときに第一報を受け、緊急駆除を行うのは現場の地方公共団体となることが多い。
- ・ 外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

エ 在来種に関する研究開発の推進と地方への情報提供や技術支援

- ・ 国において在来種への影響調査や防除手法等に関する研究開発を推進すること
- ・ その成果に基づく、地方公共団体への情報提供や技術支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 外来生物法においては、外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・ ヒアリやアライグマ等の健康被害を及ぼす特定外来生物についての影響調査や対策は、全国共通のものであるため国における先導的な対応が必要である。

4 安全な地域づくり

(1) 青少年の健全育成の推進 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労、経産】

① 青少年のインターネット安全利用対策の強化

ア 携帯電話事業者への指導強化

- ・ 青少年インターネット環境整備法で義務付けられているフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること

イ アプリ等サービス提供事業者への法規制の創設

- ・ アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務付けるなど、サービス提供事業者への法規制を行うこと

ウ インターネット接続機器製造事業者への法規制の強化

- ・ スマートフォン等の利用時間を制限する機能を設けることを義務化するなど、インターネット接続機器の製造事業者への法規制を強化すること

【提案の背景】

- ・ スマートフォンのSNSアプリ (Twitter等) を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たない。
- ・ 青少年のインターネット依存が深刻な問題となっているが、フィルタリングだけでは対策として不完全である。

② 児童ポルノ自画撮り被害増加への対策

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法に勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなど、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備を行うこと

【提案の背景】

- ・ 本県を始め、他の都道府県においても児童ポルノ自画撮り勧誘行為を禁止する条例が順次施行されているが、全国的な問題であるため、法による対応が必要である。

主 (2) ボーガン (クロスボウ) に対する規制の強化 【法務、国公委、警察】

- 新 人体に危害を及ぼすおそれがあるため、ボーガン (クロスボウ) に対する規制を強化すること

<ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例(仮称) 要綱案>

県内でボーガンを凶器とした殺傷事件が立て続けに発生しているが、ボーガンは銃刀法の規制対象にはなっておらず、所持や使用に対する規制が十分とはいえない。

このため、早急にボーガンを規制する条例を制定し、安全で安心な県民生活を確保することが必要との認識から、地域安全まちづくり審議会での審議を踏まえて、下記のとおり、条例要綱案を作成した。(8/7～8/27 パブリック・コメント実施)

項目	内容
規制の対象	弦の引き重量が30ポンド以上のボーガン
取得の届出	所得者及び条例施行前からの所有者に対して、届出を義務づけ
使用者、所持者の義務	使用者、所持者の遵守事項を列記し、ボーガンの安全な使用と適正な管理を義務づけ
事業者の義務	販売にあたり、購入者の氏名等の確認及びボーガンの安全な使用と適正な管理についての説明を義務づけ
報告徴収及び立入検査	使用者、所持者、事業者を報告徴収及び立入調査の対象とする
罰則	条例の実効性を担保するために、以下の罰則を規定 (5万円以下の過料) <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得等の届出義務違反に対する罰則 (条例施行前からの所有者も対象) ・ 報告徴収、立入調査の拒否等に対する罰則

(参考：青少年愛護条例にかかる有害玩具類への指定 (R2.6.5))

- ・ 玩具類販売店などによる青少年への販売・貸付を禁止
- ・ 違反した場合、30万円以下の罰金又は料金の罰則あり

(3) 地域の交通安全対策

【国交】

① 自転車保険への加入を義務付ける制度の創設

- ・ 自転車保険への加入を義務付ける制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 人对自転車の交通事故が急増し、その事故による賠償金額が高額となる事案が増えている。

【「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要】

- ・ 条例において、自転車事故における被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減のため、事故への備えとして以下のとおり保険加入の義務付けを規定した。
 - 自転車利用者への自転車損害賠償保険等への加入
 - 保護者による、監護する未成年者の自転車損害賠償保険等への加入
 - 事業者による、従業者の自転車損害賠償保険等への加入

(4) 安全安心な消費生活の推進

【消費】

① 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保

- ・ 地方消費者行政に対する支援について、長期的な支援の方向性を示したうえで、必要な財源を恒久的に確保し、地方の実情に応じた柔軟な活用を可能とすること

【提案の背景】

- ・ 「地方消費者行政推進交付金」による事業開始は平成29年度までとされ、事業ごとに活用期間の終期が定められているが、平成30年度交付額は前年度の約6割に減額され、その後も十分な財源措置がなされておらず、活用期間終期の前に事業を取りやめる状況が生じている。
- ・ 「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」（平成30年度～）は使途が限定されるうえ、補助率1/2（または1/3）、活用期間最長3年程度となっている。

② 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援

- ・ 消費生活相談員について、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築による人材確保や研修機会の充実等の資質向上を支援する取組を一層充実すること

【提案の背景】

- ・ 「地方消費者行政推進交付金（平成30年度～ 地方消費者行政強化交付金（推進事業）」は相談員の養成や資質向上を図る事業を対象としてきたが、平成30年度以降新規事業は実施できず、事業終期が定められている。「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」は国が指定する研修の開催・参加のみを対象としており、内容が限定されるうえ補助率も1/2（または1/3）で、十分な対応ができない。

③ 成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育の強化

- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育を徹底するための教材の提供、教員研修の充実、消費生活センター等外部人材との連携強化等を支援すること

【提案の背景】

- ・ 令和4（2022）年4月に成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が施行される。新たに成年となる18～19歳の若者が悪質業者のターゲットになる可能性が高く、消費者被害が拡大する恐れがある。
- ・ 小・中・高校・特別支援学校での消費者教育の推進には、消費者庁と文部科学省の一層の連携による取組が不可欠である。

④ 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援

- ・ 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の財政的基盤の確保に必要な国補助金制度や支援基金などの仕組みを創設すること

【提案の背景】

- ・ 適格消費者団体が行う差し止め請求訴訟業務及び特定適格消費者団体が行う集団的被害回復関係業務は、いずれも公益性が高く、安定的かつ継続的に行われる必要がある。

(5) 人権擁護のための早急な法整備

【総務、法務】

① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設

ア 人権救済機関の創設をはじめとした法整備

- ・ 人権救済機関の創設をはじめ、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るための法整備を早急に進めること

【提案の背景】

- ・ 人権侵害の被害者に対して実効ある救済を図るためには、司法的救済を補完する何らかの公的機関が第三者的に入ることにより、より実効ある人権擁護が担保される仕組みが必要である。

イ 地方組織体制の整備

- ・ 法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るための調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

【提案の背景】

- ・ 人権救済制度が創設され、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制が整備されることで、司法的救済に比べ、簡易迅速で利用しやすい人権救済が可能となる。

② 部落差別等の解消に向けた抜本的な対策

ア 法的措置も含めた抜本的な対策

- ・ インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組むとともに、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、実効性のある法制度を整備すること

【提案の背景】

- ・ 「「部落地名総鑑」のような図書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」との国の見解（平成元年7月）を踏まえた対応が必要である。
- ・ 昭和50年に発覚して以降、法務省が事実関係の調査、当該図書の回収・廃棄、発行者や販売者等に対する人権侵犯事件としての措置等の処理を行ってきており、また、インターネットでも同種の情報が網羅的に書き込まれたりするなど、悪質化しており、国が積極的に対応すべきである。
- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景となったインターネット上の悪質な差別的書き込みは、現行制度上、強制的に削除できない状況にあり、他の差別的書き込みとともに、実効性のある法制度が必要である。

イ 国と地方公共団体の役割分担の明確化

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関して、国と地方公共団体の役割分担を明確にすること

【提案の背景】

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関する国と地方公共団体の役割分担については、法施行後3年以上経過したにもかかわらず、示されていない。

③ 戸籍謄本等不正取得事件の再発防止

- ・ 司法書士等による個人情報流出などの人権問題に対して、再発防止に向けた本格的な取組を積極的に行うこと
- ・ 不正の有無に関わらず、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人への通知について、全国統一的に実施できるよう、関係法律を改正すること

【提案の背景】

- ・ 身元調査等のための司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件は、大量の個人情報が流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題である。平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄本等の交付条件の厳格化、罰則の強化がとられたが、依然、不正取得が続いている。

(6) 厳しい治安情勢への的確な対応

【内閣府、国公委、警察】

① 警察装備等の整備推進

ア 装備資機材と人材育成の充実

- ・ 警察捜査の新たな課題に対応する装備資機材と人材育成の充実を図ること
- ・ 高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めること

【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪、悪質巧妙化する特殊詐欺、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震など、警察捜査の新たな課題に対応するための装備資機材と人材育成の充実を図る必要がある。
- ・ 特に、暴力団対立抗争事件の防あつや、特定抗争指定暴力団等の指定事務、迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化と、高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進める必要がある。
- ・ いわゆる「ソフトターゲット」の警備、特に、ソフトターゲットを対象として発生するNBCテロに対して、迅速に対応する必要がある。

【提案する個々の装備資機材及び人材育成内容】

一般装備	各種解析用パソコン98台、SNS広報啓発用端末5台、WT-1携帯型無線機10台、IPR無線機278台、UW-301型イヤホンマイク20個、駐在所用防犯カメラ269式、書ききり型デジタルカメラ855台及び書ききり型撮影媒体、防毒マスク244個、化学防護服4式、軽量化耐刃防護衣4306着、防弾ヘルメット1,162個、防弾衣1,437着、防弾楯535個、車載録画装置31個、仮想実体験型交通安全VR1台、潜水隊資機材40式（一部20式）、墜落防止用器具80着、下肢切創防止用防護衣（チャップス）44着、ライフルスコープ（エリート製）及び設置付属品5式
航空機・車両	捜査用車24台（普乗17台、軽四6台、普貨1台）、防弾仕様車1台、鑑識車両1台、交通取締用車（覆面）1台、警ら用車3台、小型警ら車30台、交通事故処理車29台、交通鑑識用車2台、サインカー1台、捜査用二輪車15台、警察用航空機1機
NBC対応資機材	化学剤等検知器（ハブサイト）1台、ラマン分光分析器（ファーストデフエンダー）1台、可搬型核種同定装置（マルチサーベイメーター）1台、ポータブル危険ガス検知器（LCD3.3）1台
その他	解析ツールの整備、通信費用等の維持管理コストの補助金制度の設立、DNA型鑑定周辺機器の整備、自動速度違反取締装置の新設、常時録画式交差点カメラの整備
人材育成	部内通訳員の語学研修制度の創設

イ 災害用装備資機材・施設等の整備促進

- ・ 災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・ 災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するため、警察待機宿舎・独身寮の整備事業について財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 多発する豪雨災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に的確に対応するため、災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進める必要がある。
- ・ また、警察待機宿舎・独身寮は、大規模災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するために必要な施設であり、その耐震化事業等の整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、財政支援を講じる必要があるため。

【提案する個々の災害用装備資機材及び施設等の内容】

一般装備	エアーテント3式、現地指揮所用装備資機材セット4式、電動コンビツール44台、ソーラー式ポータブル電源153台、チェーンソー95台、エンジンカッター133台、災害用救助工具セット272式災害対策用ドローン2機
航空機・車両	災害対策用バギー車4台、オフロード二輪車7台、船外機付き救助用ゴムボート11式
その他	警察待機宿舎・独身寮の耐震化事業等に要する財政措置、災害警備訓練等の予算化

ウ AIやICTなどの新技術活用への財政支援等

- ・ AIを活用した犯罪情報分析に関する研究・開発のため、国によるモデル事業の実施や活用指針を示すとともに、財政措置を講じること
- ・ 許認可事務などの各種申請・届出事務の合理化・高度化を推進するため、ICTを活用した電子申請の導入に向け、財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 各都道府県警察が保有する犯罪発生情報等の膨大なデータ分析には、AI等の新技術の活用が見込まれることから、国のモデル事業や指針など一定の基準を示す他、財政措置を講じる必要がある。
- ・ 住民の利便性向上の観点から、警察に対する手続きのオンライン化が急務であるため、電子申請化に向けた財政措置を講じる必要がある。

② 警察官の増員

ア 警察官の増員

- ・ 情勢に応じた警察事象に迅速かつ的確に対処するため、警察官を更に増員すること

【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震などに対処するため、警察官を更に増員する必要がある。

【特殊詐欺発生件数等の推移】

区 分	兵庫県			全国			
	H29	H30	R元	H29	H30	R元	
認知件数	766	773	658	18,212	17,844	16,851	
主 要 手 口	オレオレ詐欺	189	240	224	8,496	9,145	6,725
	架空請求詐欺	398	388	261	5,753	4,844	3,533
	融資保証金詐欺	43	25	19	548	421	348
	還付金等詐欺	121	59	8	3,129	1,904	2,375
	その他の手口	15	12	8	286	182	93
キャッシュカード詐欺盗	—	49	138	—	1,348	3,777	
被害額（億円）	14.67	18.38	10.98	394.7	382.9	315.8	

【主な人身安全関連事案認知件数の推移】

区 分	兵庫県			全国		
	H29	H30	R元	H29	H30	R元
ストーカー事案	1,103	1,142	1,095	23,079	21,556	20,912
DV事案	3,380	3,453	3,465	72,455	77,482	82,207
児童虐待事案	2,326	3,482	3,891	52,022	65,801	86,386
行方不明事案	5,193	5,427	5,524	84,850	87,962	86,933

イ 条例定数化した警察官の政令定数化

- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

【提案の背景】

- ・ 厳しい治安情勢に的確に対応するため、平成7年度に交通巡視員260人の警察官への身分切替を実施し、その260人を県単独定数として条例定数化した。
- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を講じることにより、県の財政負担の解消につながる。

(7) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進

【法務、厚労】

① 刑の一部執行猶予制度による保護観察対象者の増加への対応

ア 保護司の増員や更生保護施設の増設等の実施

- ・ 保護司の増員や更生保護施設の増設等の措置を講じること

イ 専門医療体制の強化

- ・ 薬物事犯の保護観察対象者が専門治療を受けられる薬物処遇重点実施更生保護施設の増設等により専門医療体制を強化すること

【提案の背景】

- ・ 専門治療が行える病院は限られており、薬物事犯対象者に対して重点的な処遇を実施する薬物処遇重点実施更生保護施設は県内1箇所のみであり、十分な体制ではない。

【刑の一部執行猶予制度（H29.6～）】

裁判所が3年以下の懲役(又は禁錮)判決を言い渡す場合に被告の刑期の一部を執行猶予できる制度

② 再犯防止対策を行う推進体制の整備

ア 必要な情報の提供

- ・ 地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、満期出所者を含む出所者の情報など国が把握している情報の提供や必要な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・ 法務省が把握する出所者（満期出所者を含む。以下同じ）の情報が地方に提供されないため、支援を必要とする対象者の特定や確認ができない。
- ・ 個人情報等の取扱いには十分な配慮が必要ではあるが、出所者への支援を行うために必要な情報や指導・支援に役立つ情報の提供を、市町や関係機関・団体等と国に求めていく。

イ 国による財政措置の実施

- ・ 国の「再犯防止推進計画」に基づき、地方公共団体が実施する就業支援、保健医療・福祉サービスの提供等の施策に対して恒久的な交付金制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 就業支援、保健医療・福祉サービス等の提供は、一過性のものではなく、継続した取組が必要であるが、現行の再犯防止推進モデル事業の受託団体に対する国の財源措置は令和2(2020)年度までの時限的な措置となっている。

③ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・ 刑務所出所者等の雇用の場の確保のための軽易な業務を含む仕事の創出を実施すること

【提案の背景】

- ・ 就労により、生活基盤を確保し社会的自立に繋がることとなるが、刑務所出所者等が気兼ねなく働ける場が十分ではない。
- ・ 県には、刑務所出所者等の犯罪歴や更生過程の情報がなく、就労支援に必要なノウハウもない。

(8) 犯罪被害者等に対する支援の充実**【内閣府、法務、国公委、警察】****① 生活支援制度の創設**

- ・ 低利・長期の生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣・一時保育費用の補助など犯罪被害者等の生活を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 犯罪被害に遭った被害者や遺族は、様々な精神的負担を強いられ外出もままならず、また、再被害を受けるおそれのある被害者等が転居を必要とする場合もあるなど、経済的負担も大きく、生活を支援する制度が整備されれば、被害者や遺族の精神的・経済的負担の軽減に繋がる。
- ・ 転居費用の補助については、被害者支援条例により一部補助を行っている自治体もあるが一律の制度ではなく、また、県の取組として、再被害のおそれのある被害者等の一時避難について経済的支援を実施しているが、あくまで短期的なものである。

② 国民理解の促進

- ・ 犯罪被害者等が直面している問題について国民の理解を促進すること

【提案の背景】

- ・ 被害者も加害者も出さないという規範意識の向上及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学・高校生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催しているが、経費を理由に開催を断念している学校があるだけでなく、自治体によっては開催希望校が多いことから抽選により開催校を決めているなど、経費の負担が活動の障壁となっている。

③ 民間団体への支援の充実

- ・ 被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための運営費補助など財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ きめ細かな支援を行うためには犯罪被害者等支援団体との協力・連携が重要であるが、支援団体の運営は補助金や寄付金等により行われているなど、財政基盤は不安定である一方、支援団体の取り扱う被害者支援業務は年々増加している状況である。

④ 性犯罪被害者支援の充実

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの運営に対する支援等について、恒久的な支援制度とすること
- ・ 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について、センター運営費、広報啓発費等の種目ごとに上限額を設けるのではなく、全体の所要額に基づき交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 令和2(2020)年までに各都道府県に最低1カ所設置すること(国基本計画)とされ、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設されたが、いつまで交付されるか不明である。
- ・ 種目ごとに交付金額の上限が設けられているため、特定の種目に重点配分して予算執行しようとしても、所要額に対する交付金額が足切りされてしまう。よって、その合計額は、全体の所要額に補助率を乗じた額よりも減額されており、柔軟な対応ができない。

Ⅲ 安心な暮らしの実現

1 子育て環境の充実

(1) 認定こども園・保育所等の充実

【内閣府、文科、厚労】

① 「子育て安心プラン」の実行に要する財源の確保

- 「子育て安心プラン」に基づく各事業が確実に実施できるよう、財源を確保すること

〔「子育て安心プラン」の概要〕

- 2年間(R1～R2年度末)で待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算の確保(遅くとも3年間で解消)
- 5年間(R1～R4年度末)で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備(「M字カーブ」解消)

《新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日)》待機児童の解消

「子育て安心プラン」における32万人分の保育の受け皿整備の目標年次の2年前倒し(R4年度末→R2年度末)

<6つの支援パッケージ> ※括弧内は主な内容

- ① 保育の受け皿の拡大(幼稚園での2歳児受け入れや預かり保育推進、多様な保育(家庭的保育、小規模保育、病児保育等)の受け皿確保)
- ② 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」(キャリアアップの仕組みの構築、業務負担軽減)
- ③ 保護者への「寄り添う支援」の普及促進(保護者のための出張相談などの支援拡大)
- ④ 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」(認可外保育施設を中心とした質の確保)
- ⑤ 持続可能な保育制度の確立(保育実施に必要な安定財源の確保)
- ⑥ 保育と連携した「働き方改革」(男性の育児促進、育児休業制度の在り方検討)

② 運営・設備基準に関する地方裁量の拡大

ア 参酌すべき基準への見直し

- 待機児童が増加するなか、今後の少子化の影響も見据えて、認定こども園への移行促進など既存施設の有効活用により受入を拡大できるよう、従うべき基準とされている保育所や認定こども園等の職員配置基準や施設設置基準等について、参酌すべき基準に見直すこと

【国制度の問題点】

- 保育所の面積基準や保育士の配置基準は「従うべき基準」とされ、活用できる土地が少ない都市部と比較的余裕のある中山間地域で同一の基準が適用されている。[保育室(1.98㎡/以上)又は遊戯室、乳児室(1.65㎡/以上)又はほふく室(3.3㎡/人以上)、便所、調理室、医務室、屋外遊戯場]
- 家庭的保育事業については、敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭を有すること等、国が補助要件を詳細に規定しており、地域の実情に応じたサービスの提供が困難である。

〔支障の例(保育教諭の配置基準)〕

- 幼稚園と認定こども園の配置基準が異なっており、保育教諭等の確保が困難となっている。
(例：3歳児だと、幼稚園は児童35人に1人、認定こども園は児童20人に1人の配置が必要)

〔認定こども園の配置基準〕

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児
保育教諭1人当たり児童数	3人	6人	20人	30人

※幼稚園は1学級(35人)ごとに少なくとも専任の教諭1人必要

イ 0～2歳児の給食の外部搬入規制の緩和

- 0～2歳児で認められていない保育所及び認定こども園での給食の外部搬入規制を地方の実情に合わせて緩和すること

【国制度の問題点】

- 家庭的保育事業について、食事の外部搬入が可能となった(H30～)が、事業者からの要望が強い保育所及び認定こども園の0～2歳児に対する給食の外部搬入はアレルギー児や食育への対応を理由に認められていない。(公立保育所等は特区では可能(本県では加東市及び福崎町において実施)。H30年の全国展開に向けた評価結果では、R3年度までに改めて評価することとされている。)

【主な支障の例（調理室）】

- ・ 幼稚園から認定こども園に移行に当たり、現行制度では給食の外部搬入が認められていないことから、調理室の設置が必要となるため、移行が困難な例がある。

③ 幼児教育と保育の一体化

ア 認定こども園への一元化による幼児教育と保育の一体化

- ・ 併存する幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること

イ 施設整備に対する補助制度の一元化

- ・ 保育所等整備交付金（厚生労働省所管）と認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）に分かれている認定こども園の施設整備に対する補助制度を一元化すること

④ 認定こども園への移行促進と運営支援

ア 財政支援などのインセンティブの付与

- ・ 幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行を促進する財政支援などのインセンティブを付与すること

【国制度の問題点】

- ・ 本県は、認定こども園の設置数で毎年上位となるなど移行促進策が一定の成果をあげているが、移行を更に推進するためには、公定価格上でのメリットなど、インセンティブの付与が不可欠である。

【認定こども園数】（H31.4.1時点）兵庫県 509施設 全国2位（1位：大阪府 657施設、3位：北海道 370施設）

イ 相談等支援機能の強化のための人件費・活動費助成の充実

- ・ 相談等支援機能の強化に必要な認定こども園の人件費・活動費助成を充実すること

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【内閣府、厚労、文科】

① 国庫補助率の嵩上げ

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の国庫補助率の嵩上げ（現行1/3）など制度を充実すること

② 病児・病後児保育の充実

ア 看護師等の配置基準の改善

- ・ 低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより利用人数に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置を行うこと

【提案実現による効果】

- ・ 現行の配置基準（利用児童概ね10人につき看護師等1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上）を利用人数に即して緩和し、補助単価の増額により病児保育を円滑に推進できる。

イ 医療機関内設置基準の明確化

- ・ 医療機関内における病児保育施設の開設について、介護施設と同様に医療機関内の設備（待合・廊下・トイレ等）や人員を共用して設置できるよう併設条件を明確化すること

【国制度の問題点】

- ・ 介護施設の医療機関内設置については、医療法解釈に関する国通知において一定の条件の下で待合・廊下・トイレ等設備や人員の共用が認められているが、病児保育施設については、医療と密接な関連があり併設が望ましいにも関わらず対象とされていない。

※平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」

③ 放課後児童対策の充実

ア 放課後児童クラブの整備促進

- ・「新・放課後子ども総合プラン」で示された放課後児童クラブ30万人分の新たな受け皿整備（平成31(2019)年度～令和5(2023)年度）を着実に推進すること

イ 安定運営支援

i) 運営費の国負担割合の引上げ

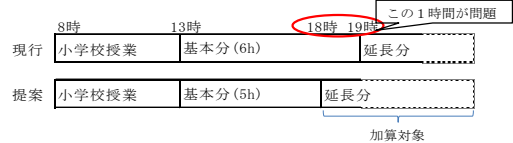
- ・「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を引き上げること（国1/3→1/2へ）

ii) 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象拡大

- ・長時間開所加算（平日分）の対象を拡大すること（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）

【国制度の問題点】

- ・女性の就業が進み、長時間の開所を求める声が多い中、多くの放課後児童クラブが時間延長に取り組んでいるが、加算の要件が厳しいことから、6.4%(91/1,427箇所、R元年12月時点)しか活用できていない。
- ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが約9割あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり居場所づくりが促進される。



【本県の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業】

- [補助要件] ・新たに19時30分以降まで延長し、国の長時間開所加算（平日）を受けていること
- ・放課後児童クラブ支援員等に延長加算手当等を支給していること
- [補助基準額] 90千円（県1/2、市町1/2）

iii) すべての小規模クラブの補助対象化

- ・10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオール³ニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること

【国制度の問題点】

- ・へき地等でない地域において、農村地域等で隣接校区のクラブと距離が離れていたり、確保施設が狭小等の理由で小規模クラブを設置している場合がある。（H30年度 39件）

ウ 放課後児童支援員等の処遇改善

- ・放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと

(3) 保育士等の処遇改善

【内閣府、文科、厚労】

① 保育士の配置基準の改善等

ア 配置基準の改善と公定価格の引上げ

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

【国制度の問題点】

- ・現行の配置基準では、必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童40人に教員1人)より負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

[保育士の配置基準]					
区 分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考]小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	40人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

[本県の保育士の有効求人倍率] (各年1月時点)			
H28	H29	H30	H31
2.01倍	2.51倍	2.81倍	3.78倍

- ・ 保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引き上げを行うこと

[H30厚生労働省 賃金構造基本統計調査]				
	全産業	上段：全国 下段：(兵庫県)	保育士	上段：全国 下段：(兵庫県)
所定内給与月額	306.2千円 (299.4千円)		232.6千円 (242.1千円)	

イ 看護師配置に対する公定価格への加算

- ・ 保育所に看護師を配置する経費を公定価格に加算すること

ウ 食物アレルギーに対応する人員確保への財政措置の拡充

- ・ 食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等の人員確保のための財政措置を拡充すること

【国制度の問題点】	
・	乳幼児の健康・安全への配慮や体調急変時への対応のため、保育所への看護師配置が望ましい。
・	食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等において、現在、栄養管理加算があるが、配膳ミス等の事故防止のための追加人員の確保が必要である。

エ キャリアアップ研修の一部受講とみなす園内研修の確認事務の簡素化

- ・ 保育士等のキャリアアップ研修(処遇改善等加算の要件)の一部受講とみなす園内研修の都道府県の確認事務について、全ての保育所及び地域型保育事業所の園内研修を確認することは膨大な事務量を伴うため、都道府県の事務負担に配慮した仕組みに見直すこと
- ・ 都道府県の確認事務に関する手続きの詳細な方法や様式等を示すこと

【国制度の問題点】	
・	保育所及び地域型保育事業所が園内研修を実施し、都道府県がその内容等について、国で定める要件を満たしていることを確認した場合、園内研修の修了者については、通常1分野15時間以上の受講が必要とされているキャリアアップ研修において、1分野最大4時間の研修時間を短縮できることとされた。(R1.6.24国通知)
・	県内全ての対象施設が実施する園内研修毎に県が内容等を確認しなければならず、県の事務負担が膨大になる。(県内対象施設数(H31.4.1時点) 私立保育所:356箇所、地域型保育事業所:311箇所)
・	確認に関する具体的な事務手続きの方法や様式等が国から示されていない。

② 幼稚園教員等の配置基準の改善

- ・ 幼稚園教員等の配置基準を改善すること (1歳児 6:1 → 5:1、4・5歳児 30:1 → 25:1)

(4) 「保育の質」を確保する監査体制等の充実支援

【厚労】

- ・ 「保育の質」を確保する取組に必要な財政措置を講じること
 - 保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施
 - 監査指導体制の強化

[本県の「認定こども園の適正運営・再発防止に係る指針」に基づく取組内容]

- ・ 県内で発生した認定こども園の不正事案を踏まえ、不適切な保育等の防止と「保育の質」確保のため、適正運営・再発防止の指針を作成し、指導監査等の強化、法令遵守研修等を実施。

監査指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設、移行後の早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施 ・ 抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化 ・ 市町との協働の強化 ・ 幼児教育無償化に伴い届出増加が見込まれる認可外保育施設への指導監督の強化 等
事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守研修の実施 ・ 各園での自己点検・自己評価及び情報公開の推進 等
認定こども園・保育所等ホットラインの開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営

(5) 子育ての経済的負担の軽減 【内閣府、財務、総務、文科、厚労】

① 幼児教育・保育の無償化の拡充等

主ア 0～2歳児保育の完全無償化の実現

- ・ 住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

[ひょうご保育料軽減事業の概要 (R1.10月以降)]

- ・ 国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)	
	住民税非課税世帯	約360万円未満 約640万円未満
第1子	—	10,000円/月
第2子	(国無償化)	15,000円/月
第3子以降		

主イ 幼児教育類似施設利用者の無償化対象化

- ・ 幼稚園・保育所等と類似の機能を有する施設・事業（いわゆる「幼児教育類似施設」）の中には、自然教育や芸術教育を通して地域の幼児教育の質の向上や教育機会の確保に重要な役割を果たしている施設もある。

このため、幼児教育類似施設に関して、従事者の数・資格や授業時間数など国において基準を創設し、利用者を無償化の対象とすること。

ウ 家庭教育の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・幼稚園・保育園等への過度な依存も懸念されることから、幼児教育の質の確保のため、家庭教育の充実のための対策を講じること

[本県の幼児教育充実のための対応]

①幼児教育連携促進協議会の設置

学識者、県・市町担当者、学校・園等代表者、保護者代表者等の委員で構成
(情報交換、各施設における研修内容の検討、小学校との連携・接続の検討)

②保護者向け啓発資料の作成

3～5歳児の発達や幼児との関わり等への理解を深めるための保護者向け啓発資料と書き込む型の親子向けノートを作成
(記載内容：幼児期の育ちと関わり、園での関わり、家族での関わり等)

② 子どもの医療費助成制度の創設

- 子どもの医療に対するセーフティネットは、国の責務として、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子どもの医療費助成制度を創設すること

[本県が実施する子どもの「医療費助成」の概要] ※全都道府県で独自に実施

①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約346,000人） ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	
	外来	入院
低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）	1 医療機関等当たり 1 日600円(月2回まで)	医療費の1割 月額2,400円限度
一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算））※0歳児は所得制限なし	1 医療機関等当たり 1 日800円(月2回まで)	医療費の1割 月額3,200円限度

②こども医療費助成（小4～中3、対象者数：約213,000人） ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	
	外来	入院
市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算）	医療費の2割	医療費の1割

主③ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

- 高校生以下の子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国民健康保険の制度設計とそれに伴う財源確保の責任・権限を有する国の負担により廃止すること

【国制度の問題点】

- 国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

<保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者（各市町）ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

保険料	所得割	均等割	平等割
	(世帯加入者全員の前年所得額×所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数×定額)	(一世帯あたりの額(定額))

④ 育児等を支援するサービス利用経費に関する税控除の創設

- 育児等の支援を行う家庭内労働者の雇用や保育所、家庭的保育等の利用に要した費用の一定割合を所得税から税額控除する制度を創設すること

【提案の背景】

- 子育て世帯の経済的負担軽減について、先進諸国ではベビーシッター等の家庭内労働者や保育所等に支払われる費用の一部を免除する制度があるが、我が国の場合、税額控除の制度がない。

(6) 児童虐待等防止対策の強化

【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労】

① 児童相談所の体制強化等

〔国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(H31年3月19日関係閣僚会議決定)の概要〕

虐待相談件数の増加や児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待対策の抜本的強化を図ることとし、本対策の実施に向け、児童福祉法等を改正

- ① 子どもの権利擁護（体罰の禁止及び体罰によらない子育て等の推進等）
- ② 児童虐待の発生予防・早期発見（児童相談所の体制強化、中核市等の児童相談所の設置促進等）
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（関係機関の連携強化等）
- ④ 社会的養育の充実・強化（里親の開拓及び里親養育への支援の拡充等、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進等）

〔兵庫県における児童虐待相談の状況（実件数）〕

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度〔対前年度比〕〔対H27年度比〕
県・市こども家庭センター	3,281	4,104	5,221	6,714	8,308〔123.7%〕(253.2%)
うち一時保護件数	446	589	694	873	1,408〔161.3%〕(239.0%)
市町	4,011	4,557	6,507	8,045	9,900〔123.1%〕(246.8%)
計	7,292	8,661	11,728	14,759	18,208〔123.4%〕(249.7%)

〔兵庫県における児童福祉司の専門職配置〕

・R2年4月1日時点配置数(正規+非常勤嘱託員):115人(配置標準118人)

※児童福祉法の配置標準(H31年4月児童福祉法施行令改正)H31人口4万人→3万人に1人(経過措置R4年3月まで)

ア 児童福祉司の確保

- ・児童福祉司の配置標準見直しにより大幅な増員が必要となるが、計画的な人材育成を行うとともに、執務室や相談室といった児童相談所の建物整備も含めて、人材確保に必要な財政措置を行うこと

イ 専門職員の配置基準の設定及び財源措置

- ・虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員（児童心理司等）の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと

ウ 市町の児童家庭相談体制の強化

i) 市町と児童相談所との役割分担の明確化

- ・児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化すること

【提案の背景】

- ・市町と県（児童相談所）との間で、明確な役割分担が示されていないことから、困難事案以外でも児童相談所での対応を求められるものがある。

ii) 専門職員の配置基準の設定

- ・児童福祉司任用資格取得者等専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うこと

【提案の背景】

- ・市町職員が、県の行う児童福祉司任用資格取得講習等の専門研修を受講しても、異動等によりその能力が活かされないことがある。

エ 中核市における児童相談所の設置義務化

- ・中核市の児童相談所設置を義務化すること
- ・義務化するまでの間は、中核市への設置促進のための財政措置など支援策を講じること

【提案の背景】

- ・ 令和元年度改正児童福祉法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 中核市が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できるため、更に、必要な支援策を講じていく必要がある。

オ 児童相談所の調査権限の強化

- ・ 親の同居人や交際相手等を含めた調査権限を児童相談所に付与すること

【提案の背景】

- ・ 平成24年度から親権一時停止制度が実施されたが、停止期間中に親指導を行い、第一義的には家庭復帰をするために、家族再生を行う必要がある。
- ・ 親の同居人や交際相手などが、児童と生活を共にしているものの、人物の特定が困難である等、生活実態の把握に当たって、児童相談所の調査に限界がある。
- ・ 親権一時停止期間が2年以内であることから、その間に家族再生を行うための実効性のある親指導のプログラムに基づき、児童相談所を中心に関係機関と協力する必要がある。

② 関係機関の連携体制強化

- ・ 通告先である児童相談所及び市町と関係機関との間における緊密な連携体制を更に強化すること

【提案の背景】

- ・ 医療機関での受診や学校等での健診時に児童虐待を早期に発見し、市町等へ通報できるよう児童相談所と学校や医療機関、警察等関係機関との緊密な連携体制の更なる強化が必要である。

③ 一時保護所の環境改善と量的拡大

- ・ 一時保護所について、個別対応が可能な居室の整備などの環境改善と一時保護委託を含めた量的拡大を早急に図ること

【提案の背景】

- ・ 一時保護件数の増加に対応し、虐待等による緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期入所指導による心理療法・生活指導等の一時保護所の機能を十分に発揮するため、個別対応が可能な居室の整備や保護委託を含めた量的拡充が必要である。

④ 児童養護施設、里親への支援強化**ア 児童養護施設の小規模化に対応した人員配置**

- ・ 定員40人以下の施設においても栄養士を配置する場合に必要な財源を措置すること

イ 里親等への支援の充実

- ・ 児童養護施設等への措置費加算(被虐待児受入加算費)に準じた財政措置を創設すること

【提案の背景】

- ・ 児童養護施設等には措置される加算費(被虐待児1人当たり26,100円/月)は里親等には措置されない。(里親手当(90,000円/月))

⑤ 児童家庭支援センターの相談体制の強化

- ・ 児童家庭支援センターへの指導委託に要する費用を国庫負担とすること
- ・ 体制強化に向けて財源措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 平成28年度から児童相談所からの指導委託費補助が新設されたが、児童家庭支援センターが受託する指導委託費について、児童福祉法第50条による国庫負担の対象として規定することが望ましい

⑥ 特別養子縁組の活用促進

- ・ 児童相談所を中心に民間機関等と連携した特別養子縁組の活用が進むよう、児童相談所等の職員の確保・育成や財源措置の充実を図ること

[本県が実施している「里親・特別養子縁組制度」の概要]

- ・ 思いがけない妊娠や若年者の妊娠等に対して、医療機関、市町、こども家庭センター、公益社団法人家庭養護促進協会等が連携し、里親制度を活用した新生児・乳幼児段階での特別養子縁組を推進
 - 「里親委託・養子縁組推進会議」の設置 - 啓発資材の活用による普及啓発の推進
 - 里親・特別養子縁組全県フォーラムの開催 - 出前講座、地域における研修会の実施

⑦ 協議離婚時におけるDV被害者や同伴児童への配慮

- ・ 協議離婚時の面会交流に関する取り決めをする際には、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、特別な配慮を行うこと

【提案の背景】

- ・ 平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童にとって、面会交流に関する調整（面会時間・場所等）で、加害者と接触することは精神的な負担が大きい。

(7) 子どもの貧困対策の強化

【厚労】

- ・ 学習支援や子ども食堂など、生活習慣獲得への支援、進学への意欲助長、高校進学後の就学フォロー等の活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること

(8) 出会い・結婚支援の充実

【内閣府】

- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率を国10/10とすること

【「地域少子化対策重点推進交付金」の概要】 R2当初：9.5億円

- ・ 地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）の優良事例の横展開による支援
- ・ 地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援
※ 補助率：㉘補正10/10 → ㉙～1/2 に引き下げ

[本県が実施している「ひょうご出会いサポートセンター事業」の概要]

事業概要	①お見合い(県内10か所及び東京都内1か所で運営。会員向け市町窓口を2町が開設) ※令和2年7月7日からスマートフォンを活用した婚活を開始 ②出会いイベント(独自事業の他、民間イベントも含め、年200回以上) ③大学生ライフプランセミナー(年10回以上) 他
成婚数	R1年度135組 累計1,725組(令和2年3月末現在)

2 安定した高齢者福祉・介護体制の確保

[介護需要の増大]

- ・ 令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に
- ・ 介護サービス利用者の増(+42千人)に対応するためには、施設介護だけでなく在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

[在宅介護サービスの充実]

- ・ 24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者は、1,685法人中69事業所(4.1%) [R1]
- ・ 目標 R2(2020)年度：150事業所 R7(2025)年度：300事業所
- ・ 取組(R2)①介護支援専門員への普及啓発②利用者への普及・利用促進③事業者の参入促進(人件費助成)④整備費の上乗せ等

[令和7(2025)年までの本県の高齢者人口の推移]

区分	2019年実績	2025年見込	差引
65歳以上人口	1,567千人	1,600千人	+33千人
65～74歳	761千人	633千人	▲128千人
75歳以上	806千人	967千人	+161千人
介護サービス利用者(要介護1～5)	198千人	240千人	+42千人
介護サービス利用定員	229千人	248千人	+18千人

[介護サービス利用定員：+19千人の内訳]

介護サービス内容	利用定員		差引
	2019年	2025年	
訪問介護・通所介護等	150,900	148,800	▲2,100
看護/小規模多機能型居宅介護	7,900	9,600	+1,700
定期巡回・随時対応サービス	950	6,000	+5,050
認知症高齢者グループホーム	7,300	9,400	+2,100
特定施設(サ高住等)	19,100	22,900	+3,800
特別養護老人ホーム	26,600	32,000	+5,400
介護老人保健施設等	16,600	19,300	+2,700
計	229,350	248,000	+18,650

(1) 介護保険制度の見直し

【厚労】

① 介護保険料算定単位の個人から世帯への見直し

- ・ 介護保険料の算定について、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

【提案の背景】

- ・ 介護保険料の算定は「個人単位での賦課」が基本とされているが、世帯に市町村民税課税者がいる場合、世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転し、公平性を欠く状況である。

[世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する例]

- ・ 世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

世帯A	夫160万円(第3段階) *市町村民税非課税	妻130万円(第3段階) *市町村民税非課税	計290万円
世帯B	夫220万円(第6段階) *市町村民税課税	妻0円(第4段階) *市町村民税非課税	計220万円

※ () は保険料段階 本人が非課税でも世帯に課税者がいる場合は第4段階

保険料段階	保険料率
第3段階	基準額×0.75
第4段階	基準額×0.9
第6段階	基準額×1.2

保険料は、所得に応じた保険料段階と市町村が定める基準額に保険料率を乗じて決定

② 適切な介護サービス提供の仕組みづくり

ア 情報公表制度に要する経費の国庫負担化と情報の統一

- ・ 介護サービス情報公表制度に関する経費は全額国庫で負担すること
- ・ 公表される情報を統一すること

【国制度の問題点】

- ・ 介護サービス情報公表制度については、事業者からの手数料収入で運営されていたが、平成24年度から国庫補助の対象（補助率1/2）となり、都道府県負担が生じている。
- ・ システムは国が一元管理しているが、公表される情報は、都道府県が事業者から報告を受け、必要な調査を行って整備しており、統一が図られていない。

イ 射幸心をそそるおそれ等のある遊技の防止のための基準等の設定

- ・ 賭博施設を想起させる名称の使用や遊技設備・疑似通貨を用いた遊技が介護保険サービス利用時間の相当程度を越えて提供されないよう、事業所等の設備及び運営の基準等の改正により規制を強化すること

【提案の背景】

- ・ 本県では、平成27年10月より条例で、風俗営業法で規制される遊技と同種の遊技を提供する事業所等に関する設備及び運営等の基準を設け、風俗営業を連想させる外観等の規制を行っている。
- ・ 同様の規制が全国で実施されるよう、厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）の改正が必要である。

ウ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務の容認

- ・ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務を認めること

【国制度の問題点】

- ・ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務ができないため、居宅サービス等から同サービスへの変更により、介護支援専門員の変更を余儀なくされる。

③ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（都道府県分）の該当状況の適正な審査

- ・ 都道府県の取組に関する評価指標に基づく評価については、都道府県による評価をそのまま認定することなく、取組の質や量、その効果等を国においても適正かつ公正に審査・確認した上で評価結果を確定し、交付金を交付すること
- ・ 評価結果の公表にあたっては、点数の多寡のみにより都道府県の地域包括ケアシステムの構築状況がそのまま評価されることのないよう、十分配慮すること

【提案の背景】

- ・ 介護保険法改正に伴い、平成30年度から、国は市町村及び都道府県に対して、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金制度を創設し、結果の公表と財政的インセンティブ付与が制度化されたことから、その適正な執行が必要である。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保 【厚労】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とする

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化に向けた取組を支援すること
 - 広域型特養の整備等への充当を可能とするなど対象施設を拡充すること
 - 国が定めた事業区分間の弾力的な運用を可能とすること

【提案の背景】

- ・ 対象施設が地域密着型施設の整備に限定されており、広域型特養などの需要の高い施設への整備が対象となっていない。
- ・ 「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」、「医療従事者の確保」の区分間の弾力的な運用が認められていない。

(3) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

【厚労、国交】

① 地域医療介護総合確保基金の対象事業の要件の弾力化と財源の確保

- ・ 地域医療介護総合確保基金の対象事業について、要件を弾力化するとともに、財源を十分確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 基金の使途が国の要領に示されている36事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。例えば、以下は基金事業の趣旨には合致するが、メニューにないため、県単独で実施している。
 - 定期巡回・随時対応サービス充実支援事業（サービス参入に要する経費を支援）
 - 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業（老健の在宅復帰機能強化を支援）

主② 定期巡回・随時対応サービスへの参入促進

ア 事業者の参入を促進するための報酬の引上げ

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること

イ 訪問看護サービスとの報酬単価差の改善

- ・ 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

ウ 2人訪問を踏まえた報酬の引上げ

- ・ 利用者からの暴力行為への対応が必要な場合など、利用者又はその家族等の同意を得て2人の看護師、訪問介護員等により訪問した場合、事業者負担を踏まえた水準となるよう報酬を見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度介護報酬改定において基本報酬で平均0.14%増額改定されたが、定期巡回の訪問看護サービスは同額改定となった一方、一般の訪問看護サービスは平均0.38%増額改定され、差が拡大した。
- ・ 訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

**[報酬単価差] 定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差
介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）**

<要介護1～4>				<要介護5>			
訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額	訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880	3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	△ 3,310	4		32,760	4,690
5		40,950	△11,500	5		40,950	△ 3,500
6		49,140	△19,960	6		49,140	△11,690

[2名が訪問した場合の加算額]

- ・ 訪問看護(所要時間30分未満の場合) : 2,540円/回
- ・ 訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合) : 2,480円/回

[本県の参入促進策の概要]

○参入事業者に対する人件費等助成の実施

(1)R2年度以降に事業者指定を受けた場合

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者一定確保するまでの安定運営を支援するため、事業者の参入障壁となっている人件費の一部補助を実施
対象事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所
対象経費	補助基準額：単独事業所の場合11,448千円、特養・老健併設の場合10,494千円、サ高住・有料併設の場合5,724千円

(2)R2年度以前に事業者指定を受けた場合

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者数に応じた加算措置を実施
対象事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所（月利用者数20人以下）
対象経費	補助基準額：25万円/月（人件費1人分） 加 算 額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に2万円～10万円/月加算 ※ ただし補助基準額と加算額を合わせて1施設・1か月当たり収支黒字額が25万円を超えない範囲

○定期巡回サービス事業所整備等への支援

区 分	整備費補助	賃料補助
補助対象	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
支払期間	—	3年間
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	県1/3、市町1/3、事業者1/3

○定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬単価差への支援

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬単価差に対し補助
補助単価	3千円又は11千円又は19千円又は27千円又は28千円
補 助 率	3/4（1/4は市町随伴期待）

エ 集合住宅への減算措置の見直し

- ・ 集合住宅への減算措置を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度から集合住宅減算が強化され、事業参入が阻害される恐れがある。

[平成30年度介護報酬改定の概要（定期巡回・随時対応サービスに関する集合住宅減算）]

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	600単位/月
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合（拡充）	900単位/月

オ オペレーターに関する基準の見直し

- ・ 参入促進の障壁となっているオペレーターの確保が容易となるよう、以下のとおり配置基準及び資格要件を大幅に緩和すること
 - 配置基準：深夜帯における電話の転送機能等による自宅待機者によるコール対応可能化
 - 資格要件：訪問介護員の経験3年以上の者の対象化

【国制度の問題点】

- ・平成30年度の介護報酬改定において、オペレーターに係る基準が見直されたが、人材不足の中、資格要件を満たす職員の確保が困難であるため、参入障壁の要因の一つとなっている。

【平成30年度介護報酬改定のオペレーターに係る基準の見直し概要】

配置基準	日中についても（旧：午後6時～午前8時）、利用者へのサービス提供に支障がない場合の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務、又は事業所間のオペレーターの集約化
資格要件	サービス提供者として1年以上（旧：3年以上）従事した経験を持つ者

③ 生活支援体制整備事業における交付金単価の見直し

- ・生活支援体制整備事業における交付金単価(400万円：第2層(日常生活圏域毎))については、資質のある生活支援コーディネーターを新規配置の上、地域に根ざした様々な支援活動を実施するため、第1層(市町村単位)の単価(800万円)を踏まえた単価の引き上げを行うこと

【国制度の問題点】

- ・地域づくりに重要な役割を担う生活支援コーディネーターを平成30年度中に各日常生活圏域に配置しなければならないとされているが、現行の単価においては、特に郡部において適切な人材の確保が困難である。

④ 加齢性難聴者の支援の充実

- ・加齢性難聴者について、補聴器の購入支援の充実を図ること

【提案の背景】

- ・高齢者の生活支援ニーズが多様化していることに加え、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)・認知症対策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとされていることから、加齢性難聴者の補聴器購入支援の充実を図る必要がある。

(4) 介護人材の確保・定着

【厚労】

① 処遇改善加算制度の拡充等

- ・他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善に継続して取り組むこと

【介護職員の給与等の状況（一般労働者、男女計）出典：厚生労働省】

	平均年齢	勤続年数	賞与込給与
全産業	41.8歳	10.7年	366千円
看護師	39.3歳	7.9年	499千円
介護職員	41.3歳	6.4年	274千円

介護職員は、他の産業と比べて勤続年数は短く、賞与込み給与も低い状況となっている。

② 訪問看護・訪問介護の訪問時の安全確保

- ・訪問看護師・介護員が暴力行為等への対応のため2人以上の訪問が必要な場合には、利用者等の同意という加算要件を緩和すること。また、利用者への虐待防止と合わせ、訪問介護等の訪問時の権利侵害の未然防止を図ることなど、具体的な取組を行うこと

【国制度の問題点】

- ・利用者からの暴力行為に対しては、訪問看護師・介護員が複数で訪問する必要があるが、介護報酬上の加算を受けるための要件である「利用者又は家族等からの同意」が得られない場合がある。

[本県が実施している「訪問看護師・訪問介護員の安定確保・離職防止対策」の概要]

- 安全確保対策：暴力行為や深夜の時間帯(22時から6時)の安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助
- 安定確保・離職防止対策：マニュアル等の作成、研修会の実施、相談窓口の設置
- ハラスメント対策：2人訪問ができる体制確保が困難な場合、警備会社委託の初期費用の一部を補助

③ キャリアアップに対する支援の充実

- ・ キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること（例：研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充）

④ 介護職の外国人技能実習制度の円滑な運用

- ・ 実習生の送出し国において計画的、効果的な日本語教育が実施されるよう、日本語教室の実施や日本語教師の派遣などの支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 平成29年11月から外国人技能実習制度に「介護職」が対象となったことを踏まえて、本県では、県社会福祉協議会が外国人実習生を受け入れる監理団体となる経費を支援している。
- ・ また、送出し国においては、日本語教師が少なく、日本語学習の機会が限られているため、日本語能力の高い実習生の送り出しのためには、計画的、効果的な日本語教育の支援が必要である。

⑤ 介護職のイメージアップ戦略の展開

- 新**・介護業界のイメージ転換を図るため「介護のしごと魅力発信等事業」においてマスコミ等を一層活用し、効果的な広報を展開すること

(5) 音楽療法士の公的資格としての位置付け

【厚労】

- ・ 音楽療法士について、医療・福祉資格として統一的な資格制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 民間団体や一部の大学等が独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていないことから、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等と同様に、医療・福祉資格として統一的基準を設けて質の高い音楽療法を提供できる資格制度が必要である。

【音楽療法士の資格制度の状況（平成31年3月末現在）】 ※兵庫県のみ令和2年3月末現在

- 音楽療法士(兵庫県)412名 (日本音楽療法学会)3,259名 (岐阜県)814名 (奈良市)15名 (桑名市)28名

(6) 長期的に安定した運営を目指した年金制度の見直し

【厚労】

① 年金制度の一元化に向けた取組

ア 国民年金への所得比例部分の導入

- ・ 同一所得であれば同一負担、同一給付となるよう、国民年金にも基礎年金部分に加え、厚生年金と同様に所得比例部分（2階部分）を設けること

【提案の背景】

- ・ 本来、自営業者を対象者として発足した国民年金だが、農地や商店等の稼働手段を有する自営業者が減少し、短時間労働者の増加など、被用者としての保障が必要な者が増加している。

イ 年金全体の一元化の検討

- ・ 国費の投入等必要な経過措置を講じた上で将来的に年金全体の一元化を検討すること

【提案の背景】

- ・ 年金制度は、「稼働所得の喪失の補填」が本質的な役割であり、負担も給付も現役時代の所得に応じた形にすることが必要である。

② 支給額の見直し

ア 在職老齢年金制度の簡素化

- ・ 在職老齢年金について、以下のような見直しを行い、わかりやすい制度とすること
 - 所得に応じた段階的な支給額のカット
 - 賃金が一定額を超えた場合に支給を停止

【提案の背景】

- ・ 在職老齢年金については、就労意欲を抑制している傾向にあること、また制度が複雑となっていることから、わかりやすい制度としていくことが必要である。

イ 高齢者の所得に応じた負担と給付への見直し

- ・ 60歳以上の高齢者について、所得に応じて、年金保険料を負担し、年金の給付を受ける制度となるよう見直すこと

【提案の背景】

- ・ 他の年代と比べて格差の大きい高齢者の中には、企業年金を含めた高い年金収入や給料を得ながら年金を得ている方もいるため、所得に応じて年金保険料の負担を求める必要がある。

③ 支給開始年齢の引上げ

- ・ 就労状況を考慮して支給開始年齢を引き上げること

④ 保険料徴収の見直し

ア 各号被保険者のあり方に関する見直し

- ・ 3号被保険者にも1号被保険者に準じて保険料を支払わせる見直しを検討すること
- ・ 2号被保険者とする短時間労働者の範囲の更なる拡大を検討すること

【提案の背景】

3号	①本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付が受けられるため、負担に応じて給付を受けるという社会保険の原則に反している、②一定の所得を超えない方が有利であるとして、女性の就労に悪影響を与えているのではないかと等々の批判がある。
2号	パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者（主に自分の収入で暮らしている）の割合は約3割に達している。非正規雇用の労働者も被用者としての保障の体系に組み入れていく必要がある。

【直近の短時間労働者の範囲の見直し(H28.10～)】

週当たり勤務時間30時間以上→20時間以上

イ 応能負担の原則に基づく見直し

- ・ 応能負担の原則に基づき、標準報酬月額の上限を引き上げること
- ・ 年金の過度の上昇を防止するため受給額遡減制度を導入すること

【提案の背景】

- ・ 年金財政を安定させるため、応能負担を強化し、標準報酬月額の上限を引き上げるとともに、年金の過度の上昇を防止するため受給額遡減制度を導入することが必要である。

ウ 市町への徴収委託の導入

- ・ 市町に徴収を委託できるようにすること

【提案の背景】

- ・ 国民年金の納付拒否、厚生年金の加入逃れ等が多く存在し、実質的な国民皆年金制度になっていないため、全員の加入、納付の促進を図るため、市町村に徴収を委託することが必要である。

3 生活保護等のセーフティネットの構築

(1) 生活困窮者支援制度の強化と生活保護制度の抜本改正

【厚労】

① 就労支援の強化

ア 実効性のある就労支援制度の創設

i) 保護の期間の設定

- ・ 自立更生計画に基づき期間を設定して保護する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 複合的な課題を抱える被保護者の中には、直ちに一般就労が困難な者や就労意欲が乏しい者が多いため保護の受給期間が長期化する傾向にある。
- ・ 就労による自立が見込まれる者に対しては、自立更生計画に基づき保護の期間（有期）を設定し、就労等による自立を促す必要がある。

ii) 努力に応じた保護の停止等

- ・ 指導に従わず就労自立の努力を怠った場合、その程度に応じて保護費を減額する制度を創設すること

イ 就労自立を目指す支援への参加の義務化

- ・ 生活困窮者の就労支援事業への参加を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行の生活困窮者制度は、就労支援事業への参加が義務づけられていないため、就労等による自立を促進する事業への参加を義務付け、実効性のある制度とする必要がある。

ウ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・ 農林業、建設業等における公共事業の活用など国による雇用創出事業を実施すること

【提案の背景】

- ・ 生活困窮者の中には、就労意欲が乏しい者や能力的に一般就労が難しい者が多く、国が積極的にこれらの者の就労の場を広げる必要がある。

② 適正な医療扶助に向けた制度の見直し

- ・ 生活保護の医療扶助に関する医療機関の窓口での一部自己負担、及びその費用として一定額を保護費に上乗せする制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 被保護者が医療機関で受診する場合、その全額が医療扶助で賄われ、被保護者の自己負担が生じないことが、頻回受診等の不適切な受給の温床となっている。

③ 生活困窮者等の自立支援事業の地方負担分の国庫負担化

- ・ 自立相談支援事業、住居確保給付金、被保護者就労支援事業等について、全額国庫負担とすること（27年度から地方負担あり）

【国制度の問題点】

- ・ 生活困窮者自立支援法の成立によりこれらの事業が恒久化されたが、併せて、自治体負担が導入されたため、自治体の財政状況によって実施体制に差が生じている。

(2) 生活困窮者支援体制の強化

【厚労】

① NPO等民間団体の育成

- 生活困窮者支援に取り組むNPO等民間団体を育成すること

【提案の背景】

- 当事者が抱える複合的な課題に応じた包括的、継続的な支援には、NPO等民間団体のノウハウの活用が有効であることから、財政的支援を含め国が責任を持って団体の育成を行う必要がある。

② 人材養成事業の継続的な実施

- 生活困窮者に対する相談支援等を担う人材養成事業を国として実施すること

【提案の背景】

- これまで国が実施主体であった生活困窮者制度における人材研修について、令和元年度から、一部の研修について、都道府県が主体となって実施することとなった。
- 生活困窮者の相談支援等を担う人材は、一定レベル以上の専門的知識を有する者である必要があることから、国が責任をもって育成すべきである。

(3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化

【厚労】

① 就労支援対策の充実

ア 福祉施策の充実による支援対象の特化及び就労支援への重点化

- 母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実すること
- 就労支援対策等への重点化を進めること

【提案の背景】

- 被保護者の約8割が、高齢者、障害者、母子・父子家庭等で占められている。各分野の支援を充実することで被保護者を減少させ、支援が受けられない被保護者に集中的に支援を行う。

イ 稼働能力判定の適正化

i) 判断基準の策定

- 稼働能力の有無を多角的かつ客観的に判定できる判断基準を策定すること

ii) 判定会議の設置促進

- 主治医以外の医師や精神保健福祉士等による判定会議の福祉事務所への設置に要する経費について、全額国庫負担（現行：国3/4）とすること

【提案の背景】

- 稼働能力の判定は、ケース診断会議を開催の上、組織的に判断することが求められているが、その判断に当たっては、福祉事務所によりばらつきが見られる。
- 客観的かつ専門的な意見を反映させる機会を増やすため、判定会議の設置を促進する必要がある。

ウ 中間的就労事業への参加の義務化

- 稼働能力はあるものの、直ちに一般就労を目指すことが困難な者について、中間的就労事業への参加を義務づけること

② 自立に向けた指導・指示の円滑な実施に向けた見直し

ア 法に基づく指導・指示が行える範囲の明確化

- 被保護者に対し、法に基づく指導・指示が行える範囲を明確化すること

【提案の背景】

- 生活保護法第27条に、保護の実施機関は「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定されているが、健康診断の受診等の健康管理や生活の自立に向けた指導・指示が可能な範囲が不明確である。

イ 助言指導を行う職員の全額国庫負担化

- ・健康相談等の助言指導を行う専門職員の設置は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること

③ 受給者支援を行う民間団体の育成

- ・高齢受給者等の見守り、日常生活上のトラブルへの対応等を担う民間団体の発掘や育成を行うこと

(4) 生活保護に関する適正化対策の強化 **【厚労】**

① 不正受給対策の強化

ア 指定医療機関への指導監査体制の強化

- ・都道府県と地方厚生局の連携による指定医療機関への指導監査体制を強化すること

【提案の背景】

- ・指定医療機関への指導を効果的に実施し、適正な制度運営を図るため、都道府県と地域厚生局との連携を強化し、指導監査を実施などの取組が必要である。(H28年度に合同で監査を実施した実績あり)

イ 資産・収入調査の徹底のための制度構築

- ・生活保護法第29条に基づく資産・収入の調査について、民間事業者の調査協力を義務化するとともに、金融機関の本店一括照会方式を証券会社等へも拡大すること

【提案の背景】

- ・就労収入の調査については、就労先企業の協力が得られない場合があるが、調査協力の義務化等により、収入及び資産が的確に把握でき適正な制度運営が図られる。

ウ 返還義務の確実な履行のための制度構築

- ・本人からの申し出の有無にかかわらず不正受給に対する返還金と生活保護費とを調整できるようにすること

エ 悪質な不正に対する制裁措置の強化

- ・悪質な不正があった場合の保護停廃止の基準の明確化など不正受給に対する制裁措置を強化すること

② 制度の適切な運用に向けた見直し

ア 扶養関係に関する判断基準の策定

- ・扶養義務者の扶養能力の有無及び扶養の程度に関する判断基準を策定すること

【提案の背景】

- ・扶養義務者の扶養は保護に優先する(生活保護法第4条)が、どの程度扶養を求めべきか明確でなく、実施機関によって扶養認定に差が生じている。

イ 審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲

- ・保護の決定及び実施に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲すること

【提案の背景】

- ・指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となる。また、被保護者にも分かりやすくなるとともに、裁決の迅速化が図られる。

4 ユニバーサル社会実現に向けた取組の推進

(1) 障害者福祉制度の円滑な運営への支援

【内閣府、厚労】

① 新制度への円滑な移行支援

- ・ 今後の見直し等に向けた検討に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を勘案するとともに、地方と十分に協議を行うこと
- ・ 将来にわたって安定した運営ができるよう必要な財源を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度の改正障害者総合支援法施行や報酬改定等においても、地方には十分な情報がなく、円滑な準備に支障が生じた。必要な財源等についても明示されていない。

② 障害者差別解消対策への支援

ア 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・ 障害者差別解消法の施行に要する財源（相談窓口、事前的改善措置、地域協議会の運営等）を措置すること

【国制度の問題点】

- ・ 法の趣旨に基づき、都道府県等では地域協議会の設置・運営が事実上の努力義務となっているほか、行政機関及び事業者には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が課されているが、財政上の措置がない。

イ 救済機関の設置

- ・ 障害者差別の実効的な解決を図るための救済機関を設置すること

【国制度の問題点】

- ・ 障害者差別解消法では、差別的行為の取消や無効化まで踏み込んだ実効的な解決手段が提示されていない。
- ・ 不当な差別的取り扱い等を判断する具体的な基準が不明確で、事業者等に混乱を与えている。
- ・ 救済機関の設置は障害者差別事案に関して具体的な解決に向けた対応に資する。

(2) 障害者の安心につながる具体的な制度改革

【厚労】

① 利用者負担の軽減等

ア 利用者負担の軽減

i) 低所得者の医療費の負担軽減策の実施

- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費について、低所得者（市町民税非課税）の利用者負担の無料化も含めた軽減を行うこと
- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費と障害福祉サービス費との合算を検討すること

ii) グループホームの家賃補助の増額

- ・ グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額29,000円）まで増額すること

[県単独の家賃に対する上乗せ補助]

- ・ 国の家賃補助額（上限10,000円）が十分でなく、利用者負担が大きいことから、国の家賃補助の上限（10,000円）を超える分について県単独補助を実施（上限15,000円）している。

イ 中軽度者向け自立生活援助の拡充

- ・ サービス内容を見守り（定期・随時）に限定せず、必要に応じて24時間対応の直接処遇（排せつ介助、医療的ケア等）が行えるようにすること

【提案の背景】

- ・ 自立生活援助は、地域で単身生活する障害者を支えるサービスとして大きな期待が寄せられているが、直接的な支援を可能とすることで、障害者の地域での自立した生活を守る必要がある。

ウ 補聴器購入助成制度の創設

- ・ 身障者手帳交付対象外の軽度・中度難聴児への補聴器購入助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 児童の健全な言語コミュニケーション能力のために児童期の補聴器装用は必要不可欠であり、補助制度が創設されることによって軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を促進する。

エ 精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、病状の変化が少ないと主治医等が認めた者の更新期間を4年(現行2年)に延長すること

【提案の背景】

- ・ 身体障害者手帳には期限がないが、精神障害者保健福祉手帳は更新が必要であるため申請者の負担が大きく、また、所持者が毎年増加し事務量も増えている。

オ 精神障害者への交通運賃割引制度の適用の働きかけ

- ・ 精神障害者にも交通運賃割引制度の適用されるよう、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

【提案の背景】

- ・ JRや大手民営鉄道等の公共交通機関における統一的な運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者は適用されるが、精神障害者は除外されている。

② 財政支援の充実**ア 障害福祉サービス基盤整備の充実に向けた安定した恒久財源の確保**

- ・ グループホーム等の障害福祉サービス事業所の基盤整備や運営の安定化などを図るための安定した恒久財源を確保すること

【提案の背景】

- ・ グループホームは障害者の地域移行の受け皿として非常に重要であることから、安定的な恒久財源を確保することにより、安定的な事業所運営が可能となり、障害者の地域生活の安定化、地域移行の促進につながる。

イ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保

- ・ 障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 例年、協議額どおりの内示が得られていない。

[国予算の状況]

(単位：億円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
当初	26	70	71	72	195	174
補正	60	118	80	50	83	-
計	86	188	151	122	278	174

[本県の内示状況]

(単位：億円)

区分	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	協議	内示	協議	内示	協議	協議	内示	協議	内示	協議
当初	2.7	0.4	4.4	1.2	8.9	2.7	0.4	4.4	1.2	8.9
補正	2.1	1.5	3.8	3.8	5.5	2.1	1.5	3.8	3.8	5.5
計	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4

主ウ 必要な入所施設の整備

- ・本年5月に示された国の第6期障害福祉計画(R3～R5年度)の基本指針では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：R元年度末比▲1.6%以上)を進めることとしているが、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあるため、以下について提案する。

- 本人や家族の意向、地域の実情等を踏まえ、施設入所者数の削減ありきで検討を行わないこと
- 地域の実情等を踏まえ、入所施設の新規整備や増設が必要と認められる場合には、社会福祉施設等施設整備費による支援を行うこと

エ 地域生活支援事業の国の義務負担化等

i) 国の負担の義務化

- ・地域生活支援事業について、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・国は市町の規模に応じて一定の基準により算出した額等を基本に内示額を算定していると推定されるが、市町により充当率が異なり、十分な財政支援が受けられていない。

【市町地域生活支援事業の概要】

- ・地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施
- ・負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4(国、県は予算の範囲内で市町に補助)(以下、国庫充当率)

年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度
市町支出予定額	76.6億円	75.4億円	81.7億円
国庫補助額	23.5億円	24.0億円	23.2億円
国庫充当率 (県内市町平均)	22.6%～49.9% (30.6%)	25.1%～50.0% (31.8%)	18.0%～46.7% (28.3%)

ii) 発達障害者支援センター等の運営費に対する新たな支援制度の創設

- ・発達障害者支援センター等の運営費について、地域生活支援事業とは別に、新たな国の財政支援制度を創設すること

オ 医療支援型グループホームの整備促進

- ・医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること
 - 介護用リフト、非常用発電機を補助対象化
 - 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用(現行8名まで)

【国制度の問題点】

- ・グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。
- ・国庫補助制度を拡充することで、親の高齢化に伴う介護負担増や親亡き後の生活環境整備を見据え施設に入所できず在宅生活をしている重症心身障害者が、地域で安心して生活できる環境を「医療支援型グループホーム」として整備し、地域生活への移行を促進する必要がある。

【本県の取組「整備支援補助」(平成31年度新規事業)】

趣 旨	国庫補助対象の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助
補助対象	医療支援型グループホーム
対象経費	天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
補助基準額	天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
負担割合	県1/2、市町1/2(政令市・中核市を除く)

カ グループホームにおける消防用設備整備の財源支援

- ・ 消防法施行令改正に伴うグループホームにおける消防用設備の整備について、既存の施設整備費とは別に補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 消防法施行令が改正され、グループホームにおける消防用設備(スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備)の整備が必要となっているが、既存の施設整備費では、事業者の負担が大きい。

キ 地域生活支援拠点の整備支援

- ・ 地域生活支援拠点の整備・運営に対する財政支援措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 国の指針(平成29年3月)で、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備する目標が示され、同年7月に、地域生活支援拠点等の整備・運用に関する新たな通知が発出されたが、地域生活支援拠点等の整備に特化した財政支援措置がなされていない。
- ・ 拠点において行うサービスの報酬については加算が適用されているが、その整備に関する財源措置がないことを一番の課題として、整備促進が進んでいないのが現状である。

ク 自立支援給付費負担金の国庫負担基準の見直し

- ・ 自立支援給付費負担金の国庫負担基準について、障害者の高齢化を踏まえた適切な設定となるよう見直しを行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 現在の国庫負担基準では、訪問系サービスにおいて、介護保険給付対象者は算定対象とならない、あるいは低い単位設定となっており、高齢障害者に対して介護保険と併給してサービスを支給した場合、市町の持ち出しが生じることから、併給が進みにくい。

ケ 精神科初期救急医療体制の国庫補助単価の見直し

- ・ 精神科救急医療体制整備事業の外来対応施設において、初期精神科救急患者の医療体制を整備することとなっているが、適切な医師手当の支給等、体制の実状に応じた補助となるよう見直しを行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 単独で外来対応施設を設置する場合の国庫補助単価について、令和元年度に単価が引き下げられた。(【夜間】～H30年度25,300円/日→R1年度8,380円/日、【休日昼間】～H30年度23,000円/日→R1年度7,620円/日)
- ・ 医師不在で開設することはできないにも関わらず、十分な補助単価ではないことから、初期救急医療体制を安定的に運営していくことが困難である。

③ 事業者の経営基盤強化

ア 職員の処遇改善

- ・ 事業者の経営基盤を強化すること
 - 一般労働者並みの賃金の支給
 - 事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ 等

イ 自立訓練サービス事業の人員配置の充実

- ・ 自立訓練事業への参入促進のための人員配置に対する加算制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 特別支援学校等を卒業した障害者が安心して地域生活を送れるよう支援する自立訓練事業への参入事業者を増やす必要があるが、現行制度では、人員配置に対する加算制度がない。

ウ 医療型児童発達支援センターの人員基準の緩和

- ・ 医療型児童発達支援センターの人員基準のうち、医師の必要数（1人）を確保できない場合に、確保できるまでの間、嘱託医での対応を可能とすること

【国制度の問題点】

- ・ 現在の人員基準では、医師（常勤）が必要となるが、医師の確保が困難な現状がある。人員基準を緩和することで、医師の確保が容易になり、安定したセンターの運営が可能となる。

エ 障害者リハビリテーション体制充実への支援

- ・ 児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障害児（者）リハビリテーションの診療報酬を引き上げること

【国制度の問題点】

- ・ 脳性麻痺等肢体不自由児者は、成人期においても定期的にリハビリを実施しないと関節拘縮や骨変形が急速に進む場合が少なくないが、18歳以上の患者の場合の診療報酬上の評価が低く、医療機関等での取組みが行われにくい環境になっている。

○障害児（者）リハビリテーション料

6歳未満の患者の場合	225点
6歳以上18歳未満の患者の場合	195点
18歳以上の患者の場合	155点

④ 重度障害者（児）の社会生活支援

ア 通勤・通学支援の検討

- 新**・ 重度障害者の通勤支援及び職場等における支援については、地域生活支援事業に新たなメニューが創設されたが、常時介護を要する障害者（児）の社会生活を支援するためには、重度訪問介護サービスの対象の拡充を含めた抜本的な見直しが必要であることから、支援制度について検討を行うこと

【現行制度の問題点】

重度の障害により常時介護を必要とする障害者（児）を対象として、外出時における移動中の介護等を行う重度訪問介護サービスは、厚生労働省告示により、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」の場合は利用できないこととされている。

しかしながら、これらの外出時の支援は、会社や学校あるいは当事者やその家族にとって負担が大きく、結果として支援が受けられないことが、重度の障害者（児）の社会参加を阻害する要因となっている。

このため、国においては、令和2年度から地域生活支援事業の市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が創設されたが、国における十分な財政支援が受けられていない現状があることから、当該特別事業の実施により、さらに市町負担が増加することが見込まれる。

⑤ 相談体制の強化

ア 市町の相談体制の整備促進

i) 基幹相談支援センターの設置促進

- ・ 市町の総合的相談拠点としての基幹相談支援センターの位置づけを明確にすること
- ・ 設置促進に向けた必要な財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 基幹相談支援センターへの専門職の配置等については地域生活支援事業補助金で予算化されているが、国による人員基準が定められておらず、交付税と補助金だけでは人員配置に対して市町の持ち出しが想定されること等の理由により、全国的に設置が進んでいない。

ii) 精神保健（医療）に関する相談指導等の支援

- ・ 福祉のみならず、精神保健（医療）に関する相談指導等の実施を市町に義務付けし、財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 精神保健福祉法第47条において、精神保健（医療）相談は県・保健所の義務であり、福祉相談は市町村の義務とされている（H17～）。精神保健相談については、市町村は努力義務である。
- ・ 精神障害者は医療の中断等により障害程度が大きく左右されるため、日常生活に最も身近な市町窓口での精神保健（医療）相談の義務づけにより、精神障害者の地域生活の安定を強化に資する。

イ 相談支援専門員の処遇改善

- ・ 相談支援専門員の報酬額を改善すること

【国制度の問題点】

- ・ 相談支援事業所の報酬は低い反面、要する時間と労力は大きく、現場の相談支援専門員は疲弊しており、人材の定着も進まず、事業所の経営も安定しない状況にある。
- ・ 加算による評価だけでなく基本報酬が改善されることで安定した収入の確保が可能となり、人材の定着・育成が進むことが期待され、より質の高い相談支援の提供が可能となる。

ウ 精神障害者の相談・支援体制の強化

i) 重篤な精神障害者に対する支援体制の充実

- ・ 地方公共団体が行う医療観察法に準じた多職種チームによる重篤な精神障害者の支援体制の構築に対する補助制度の創設など十分な財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 措置入院者等の重篤な精神障害者が地域で安全安心に暮らしていくためには、医療中断の予防など関係機関の連携が必須であるものの、財政措置が十分であるとはいえない。
- ・ 地方交付税の増額ではなく、国庫補助制度の創設、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の更なる評価など、精神障害者を手厚く支援することが出来るよう十分な支援が必要である。

【医療観察法の多職種チーム】

- ・ 医療観察法においては、対象者に対し、医療機関内の多職種チーム（医師、看護師、臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士等）に加え、保護観察所をコーディネーターとした保健所、精神保健福祉センター、市町、地域支援事業者等の多職種・多機関支援が実施されている。

ii) 医療観察法に基づく指定入院医療機関の設置

- ・ 医療観察法に基づく指定入院医療機関の地域偏在を解消すること

【提案の背景】

- ・ 本県には指定入院医療機関が設置されておらず、対象者が他府県に入院せざるを得なく、通院処遇へ移行する際の地域移行に支障をきたしている。（隣接の大阪府、岡山県、鳥取県には設置）
- ・ 指定入院医療機関は、国の整備計画により定められ、整備計画の800床を満たすまでは手上げ方式で指定されていたが、現在は800床を超えているため、新規整備は困難な状況である。
- ・ 指定入院医療機関の設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人に限定されており、県内では、唯一の精神科単科病院である兵庫県立ひょうごこころの医療センターのみが対象となるが、指定されていない。
- ・ 各都道府県に少なくとも1箇所は指定されることが必要である。

iii) ピアサポーター等による相談・支援体制等の構築

- ・ 精神を病んだ人（障害支援区分の認定を受けていない精神障害者）が、就労を含めた社会復帰のために、精神保健福祉士やピアサポーター等による相談・支援や就労訓練が受けられる体制や居場所づくりを、障害福祉サービスの中で構築すること

【提案の背景】

- ・ 障害が比較的軽度で、医療的ケアや障害福祉サービスの利用は要しないが、就労を含めた社会復帰のためのサポートが必要な制度の狭間にある人のための社会復帰支援サービスの制度化が必要である。

iv) 精神障害者相談員の法制化

- ・ 現在は法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること

【国制度の問題点】

- ・ 身体障害者及び知的障害者の相談員については法的な位置づけがあるが、精神障害者相談員は障害者総合支援法で3障害同一の取組が確立された後も未整備のままである。

⑥ 成年後見制度の利用促進**ア 人材育成の充実**

- ・ 成年後見人について、国による人材養成事業を充実すること

イ 財政支援の充実

- ・ 地域生活支援事業のメニューではなく、成年後見制度独自の補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 成年後見人の不祥事を防止し、専門人材の養成や確保を進めて成年後見制度の利用促進を図るためにも、国による人材養成事業の充実が必要である。
- ・ 成年後見制度の利用に関する財源措置は地域生活支援事業としての統合補助金に限られているため、成年後見制度の利用に特化した財源の措置が必要である。

主 (3) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ**【厚労】**

社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

〔福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例（平成30年度実績）〕

区 分	補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
児童福祉施設 (児童養護施設の場合)	6,674千円/人	11,057千円/人	△4,383千円/人 (△39.7%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,270千円/人	7,577千円/人	△3,307千円/人 (△43.6%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	2,025千円/人	10,393千円/人	△8,368千円/人 (△80.6%)

(4) バリアフリー化等の推進**【総務、厚労、国交、観光】****① バリアフリー化の推進****ア 駅舎のバリアフリー化のための予算確保等**

- ・ 駅舎のバリアフリー化の予算を確保すること

【県内の令和3年度以降の駅舎のバリアフリー化予定】

JR福崎駅、阪急春日野道駅、阪神大開駅、山陽中八木駅、山陽東須磨駅の5駅

イ ノンステップバス導入のための予算確保

- ・ 乗合バス車両へのノンステップバス導入の推進を図るための予算を確保すること

【県内の令和3年度以降のノンステップバスの導入予定】 神姫バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス等

② 駅ホームからの転落防止対策の推進

ア ホームドアの設置促進のための予算確保

- ・ 国、鉄道事業者及び地方公共団体が一体となってホームドアの設置を促進するための予算を確保すること

[県内の令和3年度以降のホームドア整備予定駅]

- ・ JR三ノ宮駅、JR明石駅、JR西明石駅、JR尼崎駅、阪神神戸三宮駅の5駅

イ 総合的な転落防止対策の実施

- ・ 視覚障害者への声かけなどの総合的な転落防止対策を早急を実施すること

[本県が実施している「視覚障害者の転落事故防止対策（ソフト対策）」の概要]

- ・ 県による広報のほか、市町、鉄道事業者へ啓発・広報等を要請
- ・ みんなの声かけ運動^{*}の関係者・団体等に駅ホームでの声かけや誘導の実施を依頼
※困っている障害者や高齢者等に助け合いの声かけを行う県民運動（推進員約4,757名、団体197箇所）
- ・ みんなの声かけ運動を中心にソフト面の対策を強化

③ 通学路の歩道整備に対する交付税措置の拡充

- ・ 通学路の歩道整備に対する起債に対し、学校教育施設の耐震化と同等の交付税措置を講じること（公共事業等債交付税算入率 現行20%→60%）

【国制度の問題点】

- ・ 通学路の歩道整備に活用できる公共事業等債の交付税算入率は、同じ児童・生徒の生命を守る学校教育施設の耐震化の場合と比べて低い（公共事業等債20%、学校教育施設等整備事業債（耐震化）60%）

④ 身体障害者等用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の全国への普及促進

- ・ 身体障害者等用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の導入拡大・定着への支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 全国的に導入が拡大し、相互利用も進みつつあるが、未導入の都道府県への同制度の導入拡大及び利用証の相互利用の推進に向けて、国による横断的な支援が必要である。

⑤ ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設

ア 観光客受入ネットワーク構築に対する支援

- ・ 観光地における旅行者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワークの構築を支援すること

イ ユニバーサルツーリズム実施に対する補助制度の創設

- ・ 旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

⑥ 障害者に対する移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- ・ 通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・ 障害者総合支援法の国補助の地域生活支援事業を活用して、各市町がサービスを行っているが、必須事業とされているにも関わらず、十分な財政支援がなく、自治体側の財政負担が大きい。

⑦ ロボット技術を活用したリハビリテーションへの支援

- ・ 訓練用筋電義手取得に対する助成措置や訓練できる人材の育成など、訓練環境の整備に関する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 訓練を受け、筋電義手を使いこなせるようになれば、障害者総合支援法の補装具支給（特例補装具）の対象となるが、①訓練用の筋電義手について、補助等の制度がなく医療機関等が負担しているケースが多い（※筋電義手の購入費用は約150万円）、②小児に対応する訓練機関が全国でも限られており、かつ人材も少ないこと等から普及が進んでいない。

(5) 障害者の活躍推進

【文科、厚労】

① 精神障害者の就労定着支援システムの導入に対する支援制度の創設

- ・ 精神障害者の就労定着支援システムを導入する企業等を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 本人が体調や精神状態を日々入力し、Web上で企業の担当者や外部の支援者（臨床心理士等）が情報共有、連携して、的確な支援につなげる雇用管理システム [I P S (Individual Placement Support) や S P I S (Supporting People to Improve Stability)] 等の就労定着支援システムを利用することが、就労定着に有効である。

② 法定雇用率達成に向けた事業者の取組への支援

- ・ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、減額された支給総額を還元、増額すること

【提案の背景】

- ・ 身体・知的障害者を継続雇用する中小企業事業主に対する支給総額は、平成27年度に135万円→120万円と減額されたが、本県のみならず全国的にも法定雇用率(R1：2.2%)は未達成であり、事業者の更なる取組を支援する必要がある。

【障害者雇用の状況（令和元年6月1日現在）】

- ・ 障害者雇用率 兵庫県：2.16%、全国：2.11%
- ・ 法定雇用率達成企業の割合 兵庫県：51.0%（1,770社／3,473社）
全 国：48.0%（48,898社／101,889社）

- ・ 出資割合に応じて障害者雇用数を按分できる、グループ適用外の複数企業（企業規模を問わない）による特例子会社制度を創設すること
- ・ 中小企業等が特例子会社の設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、国による財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 特例子会社制度において、関係会社を含めて親会社に合算して雇用率を算定できる仕組みはあるが、親会社と関係会社が親子関係にあることなど、一定の要件が必要となっている。
- ・ 令2年6月末現在の県内の特例子会社24社（県内に本社を置くもの）のうち、中堅・中小企業が設立した特例子会社は2社にとどまっている。

【本県の「特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業」の概要】

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例子会社等の設立を検討している企業に対してアドバイザーを派遣し、設立に向けて必要な手続き等を助言 ・ 中堅・中小企業が、特例子会社・事業協同組合を設立する場合や、特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行う場合に、施設整備等に要する経費を助成 	
経費助成	補助率	設立：1/2又は2/3以内、新規雇用：1/2 重度身体・知的障害者、精神障害者の新規雇用：1/2
	補助限度額	設 立：500万円 新規雇用：1人目 100万円、2人目以降 10万円 重度障害者等の新規雇用：1人目 200万円、2人目以降 50万円

- ・在宅就業障害者又は在宅就業障害者支援団体への発注事業主に限定されている障害者雇用納付金制度の報奨金について、障害福祉サービス事業所に仕事を発注する事業主(企業)も対象とすること

主③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実

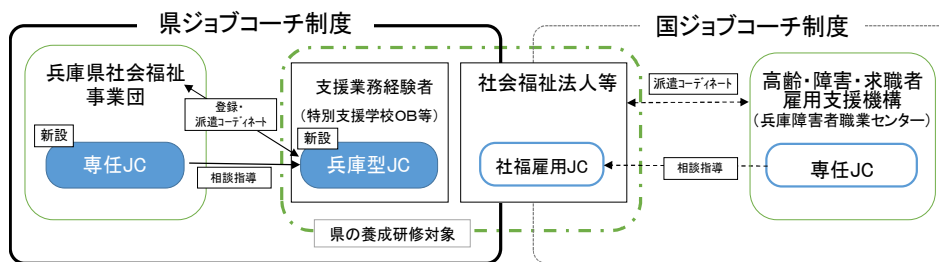
- 新・高齢・障害・求職者雇用支援機構による研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- 新・国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・障害者の就労にあたっては、伴走型支援を受けられない場合、職場への定着に繋がらず、早期退職となることが多いため、障害者職業カウンセラーやジョブコーチの増員が必要である。

【本県の「ひょうごジョブコーチ推進事業」の概要 (R2年度新規事業)】

- ・国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成(養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象)
- ・専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援(専任ジョブコーチ：2名配置 兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成)



④ 小規模作業所等への運営支援の強化

- ・人員確保などが課題で障害者総合支援法上のサービス(個別給付)への移行が困難な小規模作業所や地域活動支援センターの安定運営のための市町に対する支援措置を充実すること

⑤ 就労継続支援B型事業所の報酬制度の検証・見直し

- ・就労継続支援B型事業所は平成30年度の報酬改定により、目標工賃達成加算が廃止され、月額工賃に応じた基本報酬額が設定されたが、精神障害者など短時間の利用者が多い場合には月額工賃が低くなる傾向にある。雇用契約を締結できない障害者の就労の場を確保するという就労継続支援B型事業所の本来の趣旨を踏まえ、適切な事業運営を行うことができる報酬体系となるよう、時間額工賃を採用する等、報酬制度の見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・平成30年度の改定による目標工賃達成加算廃止の影響と基本報酬額による経営状態の格差について、改定の影響を十分検討し、事業所の経営状態を適正に把握し制度を運用する必要がある。

⑥ 工賃向上への支援の充実

- ・ 事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 国からの支援により事業を推進しているが、依然として障害者が受け取る工賃水準は月16,118円(H30)、兵庫県でも月14,420円と低く、工賃向上を推進する必要がある。

⑦ 在宅ワークの促進

- ・ 障害者の在宅ワークにおける受発注・納品等を容易にするICTネットワークの構築に必要な財源を措置するとともに、適切な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・ 本県の在宅ワーク推進事業は平成29年度から国からの支援を受け支援システムを構築したが、運用推進に向けた改良を継続する必要がある。

⑧ 公立学校における障害者雇用の推進

- ・ 障害者の学校現場等での任用を促進するため、障害者雇用に必要な財政措置に加え、障害者が職場へ円滑に適応できるよう、障害特性を理解した上で指導・支援や業務の調整を行う人材等の配置に必要な財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 教育委員会の法定雇用率：2.4% (R3(2021)年度以降2.5%)未達成の団体は、①H31年1月を始期とした2年間での法定雇用率達成が求められていること、②H30年4月から3年以内に法定雇用率が2.5%に引き上げられることから、計画的に取組を進める必要がある。

※ 兵庫県教育委員会の障害者雇用率 (R1年6月1日現在)：1.25%

【本県教育委員会の取組】

- ・ 障害者人材バンクの新設（臨時的任用職員・非常勤講師の希望者を登録）
- ・ 教育委員会事務局・県立学校へのワークセンターの設置及びワークセンター嘱託員(障害者)の雇用
- ・ 教員の「障害者を対象とした特別選考」の受験者確保に向けた制度の積極的広報、教員採用パンフレット等への障害のある教員の活躍等の掲載

- ・ 小学校教員を障害者雇用率算定の除外職員とするなど、障害者雇用率算定の除外率制度を見直すこと

【提案の背景】

- ・ 小学校教員には、すべての教科指導のほか体育をはじめとする実技指導が求められるなど、職務内容が多岐にわたることから、障害者にとってはハードルが高く、免許保有者及び教員への志願者が非常に少ない。
- ・ 教育委員会では、小学校及び特別支援学校の教員は除外職員とされていたが、平成16年4月1日以降、除外職員の対象外となったため、小学校教員も含めた全職種を通じた除外率が設定されている。(本県の除外率：教育委員会25%)

5 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営

(1) 医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築

【文科、厚労】

へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、以下の取組により、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること

主① 医学部「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続措置

- ・ 医師不足、医師の偏在是正のため、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況があることに加え、新たに地域の感染症対策を担う人材の育成という課題も生じたことから、現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

【提案の背景】

- ・ 地域枠の入学定員（臨時定員）は、令和3（2021）年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・ それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン（H31.3）においては、令和4（2022）年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。⇒本県は要件に該当せず
- ・ 国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- ・ また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- ・ 国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。
- ・ 以上のことから、令和4（2022）年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠については臨時定員で措置することが必要。
- ・ なお、地域枠を恒久定員の枠内のみで設置し、大学の判断で設置の可否が決まることになれば、地域枠の医師を安定的に確保することは困難と考える。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- ・ 神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9

山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8

秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7

[本県のへき地勤務医師の養成・派遣]

- ・ 自治医科大、兵庫医科大、神戸大学、鳥取大学、岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣（令和元年（2019）は総数217人）
 - 修学資金を貸与（9年間の義務年限後、免除）

② 医師養成課程を通じた医師確保対策の推進

- ・ すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

③ 診療科偏在対策の実施

- ・ 診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること

【提案の背景】

- ・ 現行では、医師の自由意思により診療科を選択できることから、産科、小児科、救急科など一部の診療科で、医師の絶対数の不足が指摘されている。

主④ 新専門医制度に対する懸念の払拭

- ・ 新専門医制度について、国と専門医機構の責任において諸課題を解決すること
- ・ その際には、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じること

新○ シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、20%のみの削減とされているが、今後、将来の医師の年齢分布に配慮した上で、削減率を更に高く設定すること

- 連携プログラムについて、シーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること
- 医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、すべての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること
- 専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること

【提案の背景】

- ・ 東京都の専門研修プログラムへの登録が集中（R1：20.6%（1,771人（東京都）／全国（8,615人））
- ・ 2020年度専門研修プログラム定員については、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要
- ・ 新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については、東京都への専攻医の集中が高くなっている。

※ 東京都の専攻医（医籍登録3年目）の全国割合
H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R1：外科17.9%、産婦人科29.6%
- ・ 新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

[外科専門研修基幹施設の認定基準]

- ・ 日本外科学会指導医、外科専門医が合計3人以上常勤し、うち2名はプログラム統括責任者の基準を満たしている
- ・ 外科系病床として常時30床を有している
- ・ 年間500例以上のNCD登録外科手術症例を有している
- ・ 現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシャリティ領域学会の修練施設である等

[本県の外科専門研修基幹施設]

神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、北播磨総合医療センター、加古川中央市民病院

(※ 上記認定基準を満たしているが、研修基幹施設ではない病院 県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 等)

⑤ 地域医療体制整備に関する権限移譲等

ア 地域医療体制整備に関する権限の移譲

- ・ 医療機関、診療科及び医師の需給調整に関する以下の権限を都道府県に移譲すること
 - 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分
 - 地域医療計画に基づき、へき地へ医療機関の誘導を進める場合など一定の要件下での独自の診療報酬の決定
 - 健保組合等被用者保険の保険者に対する指導

イ 臨床研修病院の指定時における技術的支援の充実

- ・ 都道府県が臨床研修病院の指定を行うに当たり、審査・指導業務（実地調査等）に関する都道府県からの相談へのきめ細やかな対応等、技術的支援を講じること

【提案の背景】

- ・ 医師法一部改正（平成30年7月公布、令和2年4月1日施行）により、厚生労働省令に定める基準に基づいて都道府県知事が臨床研修病院を指定する旨が規定されているが、全国的な医療の質の担保のためには、国の技術的支援が必要不可欠である。

ウ 基準病床数の算定式の基準の参酌基準化

- ・ 基準病床数の算定式の基準について、参酌基準化すること

【提案の背景】

- ・ 医療法に基づき都道府県が医療計画に定める病院及び診療所の基準病床数は、二次医療圏ごとに医療法施行規則に定める全国一律の算定式により算定することとなっているため、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した適切な病床の整備ができない。

[現行の算定式（一般病床の場合）]

$$\frac{\sum \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right] \right\} \times \left[\text{平均在院日数} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\left[\text{病床利用率} \right]}$$

※ゴシック体の部分が告示で規定される。

主(2) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応 **【総務、厚労】**

- ・国は、市町村や国民に対して、各医療機関の今後の方向性を機械的に決めるものではないことについて、丁寧な説明を行うこと
- ・各県の地域医療構想を踏まえ、地域の実情に沿った議論の結果を尊重すること
- 新**・公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、分析の視点として国が示した9領域における診療実績などに加え、新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策やへき地における一般医療の提供などの役割についても、分析の対象として丁寧に検討すべきことを明確化すること
- ・個々の自治体病院の機能及び役割の見直しについては、住民や議会の理解が必要であり、結論を得るまでには、各病院それぞれに応じた検討期間が必要であることから、適切な検討期間の設定を検討すること

【再検証要請対象となった公立・公的医療機関等(県内16機関)】

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸 (2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路 (4)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院 ・ 県立粒子線医療センター
阪神 (1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬 (4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨 (2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨 (2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波 (1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

【国の分析内容】

対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 ①9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない ②上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

(3) 医療分野におけるAIの導入・活用への財政措置の拡充 **【厚労】**

- ・医療分野におけるAIの活用は、業務の効率化につながり、医師の働き方改革のためにも必要なものであることから、AIの導入・活用に向けた診療報酬への反映をはじめとする必要な財政措置を講じること

(4) 看護師等養成に関する支援の充実 **【厚労】**

① 新人看護職員臨床研修の義務化

- ・新人看護職員臨床研修について、一定の質を担保できるよう、義務化すること

【提案の背景】

- ・現在、病院の開設者等の努力義務とされていることから施設により取組状況に差が見られる。
- ・勤務先を問わず充実した研修が受けられる体制づくりを支援し、離職防止を図る。

② 看護師等養成に関する財政支援の充実

ア 地域医療介護確保基金の所要額の措置

- ・ 地域医療介護総合確保基金について、地域医療構想の達成に向けた基盤整備事業に対する措置額の重点化に伴い、当該基金を活用している看護師等養成所の運営に支障が生じないように所要額を措置すること

イ 訪問看護師の養成に対する財政措置の実施

- ・ 訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 今後需要の増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、訪問看護師の養成が不可欠である。
- ・ 看護職員への訪問看護実施研修や、経営安定化のための管理者研修等の充実を図る。

(5) 医療保険制度の安定運営

【厚労】

① 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等

ア 医療保険制度の一本化

- ・ 分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とする

イ 一本化に向けた国の取組

- ・ 国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること
- ・ 国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 加入者の年齢構成、医療費水準、所得水準が制度間で異なることから、保険料負担に差がある。特に国保は、構造的課題(高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多く保険料負担が重い)を抱えている。

[分立する医療保険制度]

区 分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり				公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円)①	平均保険料 (万円)②	負担率(%) ②/①	
市町村 国保	75歳未満の職域保 険に属さない人	2,870	52.9	86	8.7	10.1%	給付費等の50%
協会 けんぽ	中小企業の従業員 とその被扶養者	3,893	37.5	151	11.4	7.5%	給付費等の16.4%
健保 組合	大企業の従業員と その被扶養者	2,948	34.9	218	12.7	5.8%	後期高齢者支援金等の負 担が重い保険者等へ補助
共済 組合	公務員などとその 被扶養者	865	33.0	242	14.2	5.9%	—

② 国民健康保険の都道府県単位化への対応

ア 運営のあり方の見直し

i) 持続可能な運営を確保するための役割分担の検討

- ・ 将来的な役割分担の検討に当たっては、新制度施行後の実施状況を十分検証した上で、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、国、都道府県、市町村が果たすべき役割を明確にすることを基本に検討すること

【提案の背景】

- ・新制度においても、引き続き保険料の決定・賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定等を市町村が担うことになったことに対して、市町村の要望により、将来的な役割分担を含む検討規定が設けられたが、検討に当たっては、住民の利便性等に十分留意する必要がある。

ii) 国民健康保険事業費納付金の市町村毎の調整の仕組みの創設

- ・国民健康保険事業費納付金について、過去の医療費をもとに算出し各市町村から徴収する金額と当該年度の医療費の実績をもとに算出した場合の金額の乖離分を市町村毎に調整する仕組みを設けること

【国制度の問題点】

- ・納付金については、医療費等の推計をもとに算定するとされているが、推計に基づき各市町村から徴収した納付金と医療費等の実績による納付金額とが乖離することが考えられる。

イ 財政基盤の強化**i) 公費拡充分の確実な実施と財政基盤確立のための財政措置**

- ・毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施するとともに、将来の医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

ii) 激変緩和措置に必要な財源の確保

- ・被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で十分確保すること

【国制度の問題点】

- ・都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を条件として国保改革に合意し、財政運営を引き受けることとした経緯を踏まえ、公費拡充を確実に実施すべき。
- ・国保制度改革による保険料変動の影響を最小限に抑えるための激変緩和措置の財源について、国による令和3(2021)年度以降の支援規模や年限が明らかでない。

[国の3,400億円の財政支援の概要]

H27から実施 (毎年約1,700億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者対策の強化
	<ul style="list-style-type: none"> ※ H27分に加えて実施 ⇒ 合わせて3,400億円
H30から実施 (毎年約1,700億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額) ※うち激変緩和用の財源(暫定措置): ㊸300億円、㊹250億円、R2:200億円 ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 ・保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援) ・財政リスクの分散、軽減方策(財政安定化基金の創設、高額医療費への対応等)等

iii) 新制度施行後の財政支援の在り方への地方からの提案の採用

- ・令和3(2021)年度以降の財政支援の在り方については、新制度の施行状況を踏まえ、地方と十分協議しながら決定すること(例:子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子どもに関する均等割保険料を廃止など地方からの提案の採用)

iv) 保険料の県内統一化に向けた取組への支援

- ・医療費水準の是正や収納率の市町間格差の改善を図り、将来的な保険料水準の統一を目指すため、以下の取組に対する新たな国の支援措置を設けること
 - 市町ごとに取組内容に差がある保健事業の平準化を図るため、特定健診・がん検診に関する自己負担の無料化や保健師等の専門人材の配置等
 - 口座振替制度の推進等による収納率向上支援対策

- ・ 市町毎に異なる給付水準の平準化を図るため、海外療養費やコルセット等の補装具の給付に関する基準を明示すること
- ・ 医療費適正化に向けた市町の更なる努力を支援するため、市町村の保険者努力支援制度については、取組の有無だけでなく、一人当たり医療費の水準等の取組結果を評価する新たな指標を設けること

【保険者努力支援制度（市町村）の概要】

- ・ 国が市町村の保健事業等の取組の有無を評価(点数化)し、獲得した得点に保険者規模を考慮して交付金(500億円)を按分

評価指標	糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組状況、医療費通知の取組状況、重複・多剤投与者に対する取組状況、テールズ計画の実施状況 等
予算規模	500億円（全国）

v) 持続可能な医療保険制度に向けた診療報酬の適正化

- ・ 中央社会保険医療協議会に国民健康保険の保険者である都道府県代表が入っていないことから、国民健康保険の保険者を代表する委員として、都道府県代表を入れること

【現在の中央社会保険医療協議会の委員（20人）】

健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員	7人（国民健康保険の保険者の代表として静岡県島田市市長が委員となっている）
医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員	7人
公益を代表する委員	6人 ※ 都道府県代表が入っておらず、都道府県単位化が委員構成に反映されていない。

vi) 財政安定化基金の用途の拡大

- ・ 都道府県が、安定的な財政運営を図るためには、翌々年度以降の公費の精算や納付金総額の抑制等に活用できる財源が必要なため、各年度の決算剰余金を財政安定化基金に積み立て、これらに活用することができるよう、同基金の用途を拡大すること

【国制度の問題点】

- ・ 財政安定化基金の用途については、法律上、①予期せぬ給付増や保険料収納不足への対応、②新制度への移行に伴う保険料の激変緩和措置に限定されている。

③ 国民健康保険における低所得者対策の強化

ア 所得激減を対象とした保険料減免制度の創設

- ・ 所得の激減を対象とした全国統一的な保険料減免制度を創設するとともに、必要な財源は国が措置すること

【提案の背景】

- ・ 低所得者対策として、保険者が行う保険料軽減分を都道府県と市町村が補填する保険基盤安定負担金制度(軽減分)が実施されているが、廃業・失業等で所得が激減した場合の減免については保険者ごとに独自に実施されており、全国統一の減免措置となっていない。

イ 保険基盤安定負担金制度の支援の拡充

- ・ 保険基盤安定負担金制度について、国保の財政基盤強化の観点から、国による支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 現行制度は、三位一体改革により国の負担分が都道府県に転嫁されたものであるが、その後の制度拡充や軽減判定所得の見直しに伴い必要額が増加し、地方の財政負担が大きくなっている。

[保険基盤安定負担金制度の負担割合]

軽減分（低所得者の保険料軽減分を補填）	県3/4、市町1/4
保険者支援分（低所得者数に応じ保険者を支援）	国1/2、県1/4、市町1/4

④ 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

ア 国による助成制度の創設

- ・ 全都道府県が単独で実施している障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を国において早期に制度化すること
- ・ 国による制度化までの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

【現行の問題点】

- ・ 重度心身障害児(者)、子ども、ひとり親家庭等への医療費助成は、セーフティネットとして必要不可欠であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に差が生じている。

主イ 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・ 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置（未就学児を除く）を廃止すること

【国制度の問題点】

- ・ 障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等の医療費の公費負担制度は、セーフティネットとして必要であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に格差が生じている。
- ・ 平成30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

[本県の減額額（平成30年度）]

約21億円（未就学児に対する減額分を除く）

⑤ 後期高齢者医療制度の改善

ア 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・ 後期高齢者支援金について、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること

【国制度の問題点】

- ・ 国保は高齢・低所得の被保険者が多く、被保険者数に比して負担能力が小さいが、被用者保険との加入者割となっており、負担能力の違いが考慮されていない。（被用者保険内は、総報酬割へ移行済み(H29)）

イ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・ 保険料の算定を世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

【国制度の問題点】

- ・ 国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されるため、それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなり、制度として一貫性を欠いている。

ウ 高額所得高齢者の保険料限度額の引上げ

- ・ 高額所得高齢者の保険料賦課限度額について、更なる引上げを検討すること

【国制度の問題点】

- ・ 高額所得者は支払い能力があるにもかかわらず、保険料の賦課限度額しか負担しない。
（経過：55万円→H26：57万円→H30：62万円→R2：64万円）

エ 後期高齢者の健康診査事業の義務化

- ・ 後期高齢者医療広域連合の努力義務である後期高齢者の健康診査について、各医療保険者が実施している特定健診（40～74歳）と同様に義務化すること

【国制度の問題点】

- ・ 疾病の早期発見のためには、年齢を問わず健康診査が重要であるにもかかわらず、現行制度では75歳以降は保険者の努力義務とされており、75歳以降の健診受診率の低下を招いている。

⑥ 国民健康保険料（税）等に関する還付加算金の起算日の見直し

- ・ 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料と介護保険料の還付加算金の起算日について、地方公共団体に帰責事由がない還付について個人住民税等と同様に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度は、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされている。
- ・ 平成27年4月より制度の見直しが行なわれた個人住民税・個人事業税と整合性を欠くことに加え、当初より適正に所得申告を行った者や国民健康保険の資格喪失の届出を遅滞無く行った者と比較して、還付加算金の支払いに公平性を欠いている。

【還付加算金の起算日の見直しの経過】

- ・ 地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方公共団体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直された。

⑦ 医療に関する消費税問題の抜本的な解決

- ・ 消費税10%引上げ時の診療報酬による補填の実態を迅速かつ的確に把握し、医療に関する消費税の課税のあり方について、以下に配慮の上、速やかに問題の抜本的な解決に向けて適切な措置を講じること
 - 医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担
 - 関係者の負担の公平性、透明性の確保

【国制度の問題点】

- ・ 社会保険診療は非課税であるため、医療機関等が医薬品などを仕入れる際の消費税負担が実質的な負担とならないよう診療報酬等に乗せすることで対応している。
- ・ これに対して、乗せ分による補填状況にはばらつきが見られるため、消費税の10%引上げ時の対応としては、診療報酬の配点方法を精微化することにより、医療機関種別の補填のばらつきが是正されることとなっている。

(6) 公立病院に対する交付税措置の拡充

【総務】

① 基準内繰出金に対する地方交付税措置の充実

- ・ 公立病院が担う小児医療、救急医療等不採算部門の運営や医師確保対策等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門などに配慮し交付税措置されているものの、自治体による病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離している。

【兵庫県立病院決算における基準内繰出額と交付税措置額の乖離状況（H30）】

基準内繰出額	交付税措置額	差額
20,212,188千円	7,243,072千円（兵庫県試算）	▲12,969,116千円

② 病院事業債（特別分）の期限延長及び交付税措置の充実

- ・ 病院再編の取組を促進するため、通常より交付税措置が有利な病院事業債（特別分）の期限を令和7（2025）年度まで延長すること
- ・ 近年の建築単価の高騰に配慮し、病院建設に対する交付税措置対象となる建築単価（現行：360千円／㎡）を引き上げること

【国制度の問題点】

- ・ 病院の施設整備については、平成26年度に、東日本大震災以降の公立病院の建築単価の急激な上昇を受けて、交付税の単価の引上げが行われたが、建築単価と交付税単価は未だ乖離している。

【病院事業債の交付税措置】

区分	通常分	特別分
一般会計繰出基準	元利償還金の1/2	元利償還金の2/3
交付税措置率（普通交付税）	繰出基準の50%	繰出基準の60%

【公立病院の施設整備に関する建築単価と交付税単価の乖離状況（H28）】

建築平均㎡単価（実績）	交付税㎡単価	差額
406千円／㎡	360千円／㎡	▲46千円／㎡

③ 再編ネットワーク化により不要となる既存病院等施設の除却等に対する地方財政措置の充実

- ・ 再編ネットワーク化に伴い不要となる既存病院等施設の除却等に要する経費を新病院の整備に要する経費等と同様に病院事業債（特別分）の対象とすること

(7) ドクターヘリの安定的な運航体制の確保

【厚労】

① 予算の確保

- ・ ドクターヘリ関係の予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 医療提供体制推進事業費補助事業補助金については、近年交付率が70%程度という状況である。
- ・ ドクターヘリは医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことで、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているため、安定的な運航体制を維持する必要がある。

② 補助基準額の引上げ

- ・ 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 豊岡病院ドクターヘリは、山間部で3次救急医療を担う病院が少ない地域において、重症・重篤患者に対応しているため、都市部を運航範囲とするヘリ等と比較すると運航件数が格段に多い。
- ・ 国庫補助基準額は運航件数や運航時間に関わらず一律であるため、運航時間が250時間を超える場合における燃料費及び整備費は、共同運航している3府県により追加措置している。

【H30年度運航実績】

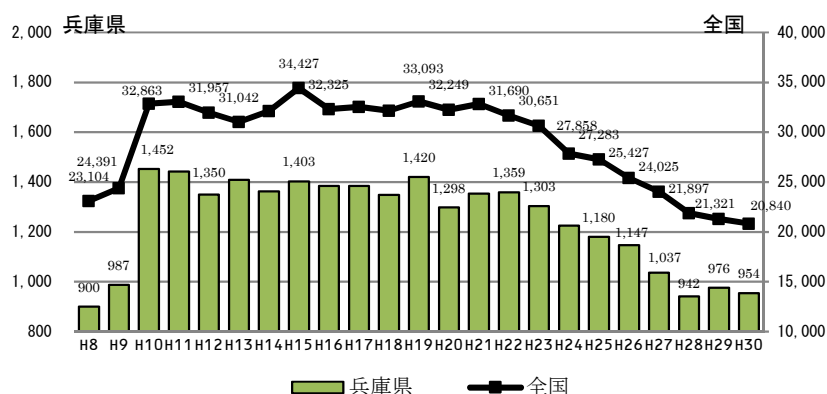
豊岡病院ドクターヘリ 2,105件（全国平均〔通年稼働ヘリ53機〕567件）

6 心と体の健康づくりの推進

(1) 自殺対策の充実強化

【厚労】

[県内の自殺者数の推移]



自殺対策の推進により兵庫県内の自殺者数は4年連続1,000人を下回った。
一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」を目指し、改正自殺対策基本法のもと総合的な対策を推進する。

① 地域における自殺対策の充実強化

- ・ 地域自殺対策強化交付金の平成27年度からの補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→⑳2/3）により増大した地方負担を軽減すること
- ・ 対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること

② 相談体制の充実強化

ア あらゆる年齢層が相談しやすい環境の整備

- ・ 電話やメール、SNS等の媒体を活用した相談体制を整備し、あらゆる年齢層に対して相談しやすい環境を整備すること

イ 人材確保対策の強化

- ・ 相談対応できる支援者の人材確保対策を強化すること

③ うつ病対策強化への支援

- ・ 従業員50人未満の定期健康診断や特定健診においてもストレス検査を義務化すること

【提案の背景】

- ・ 平成27年12月から従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。

(2) 予防接種の充実

【厚労】

① 定期予防接種の拡充

ア 十分な財源措置

- ・ 定期予防接種について国において十分な財源措置を行うこと

【提案の背景】

- ・ 平成25年度にA類疾病(風しん、はしか、結核など主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り)に対する地方交付税措置が2～3割程度から9割に引き上げられたが、定期予防接種の種類追加により、自治体の財政負担が大きくなっている。

【定期予防接種の追加の経過】

- ・ 平成25年5月の「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)(厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)」において示された、広く接種を促進することが望ましいとされた7ワクチンについて、おたふくかぜを除く6疾病が対象疾病として順次追加された。

開始年度	追加された対象疾病
25年度	Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症
26年度	高齢者肺炎球菌感染症、水痘
28年度	B型肝炎
2年度	ロタウイルス感染症

イ 対象疾病の拡大

- ・ おたふくかぜを早期に定期予防接種化すること

【国の検討状況】

- ・ 広く接種を促進することが望ましいとされた7つの疾病のうち残されたおたふくかぜの定期接種化については、引き続き、厚生科学審議会の小委員会で検討が行われている。

② 任意の予防接種への財源措置

- ・ インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 感染症の流行状況に対し財源措置を要望しているところであるが、予防接種に対する補助等が行われる見通しはなく、抗体価の低い人が多い年代を中心に流行が懸念される。

③ 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する適切な対応

ア 早期の原因解明と救済申請の迅速な認定

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種後の疼痛、運動障害等に対する早期の原因解明及び健康被害救済申請に対する迅速な認定を行うこと

イ 適切な情報提供と接種機会を逃した者への特例措置の実施

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの接種について、住民へ適切に情報提供するとともに、接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者に対する特例措置を実施すること

【国制度の問題点】

- ・ 接種勧奨の再開時期や接種を差し控えている者等に対する特例措置等について未定であり、差し控え期間が長期化することにより、定期接種から外れる者への対応が必要である。

④ ワクチンの確保

- 定期予防接種及び感染症対策に必要となるワクチンについて、国において、十分な量を供給できる体制を確保すること

【国制度の問題点】

- ここ数年、ワクチン製造業者等の被災、行政処分などの理由により、一部ワクチンの出荷調整、医療機関への納品遅延が続いており、医療現場に混乱を生じている。
- 国は、都道府県や卸業者にワクチンの偏在解消などの指示を通達してきているが、全国的にワクチンが不足している状況では、都道府県における対策・調整では根本的な解決は不可能である。
- 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（アクトヒブ）の供給遅延が生じている

【ワクチン不足の過去の例】

平成27年10月	北里第一三共ワクチン(株)が製造する麻しん・風しん混合ワクチンの力価低下が判明し回収
平成28年1月	一般財団法人化学及血清療法研究所(以下「化血研」という。)の行政処分によるワクチン(インフルエンザ、四種混合、B型肝炎、日本脳炎、A型肝炎、狂犬病)の一時出荷停止
平成28年4月	熊本地震により化血研が被災し、一部ワクチンの製造・供給が停止。特に、日本脳炎、B型肝炎ワクチンの製造ラインが甚大な被害
平成28年9月～平成29年3月	麻しん・風しん混合ワクチンの供給不足により医療機関が混乱。県において供給調整を実施
平成29年度	日本脳炎ワクチンのうち化血研製剤が市場から欠品 季節性インフルエンザワクチンの不足
令和元年度	B型肝炎ワクチン(ヘプタボックス)の欠品

⑤ 骨髄移植後等の医療により免疫を失った者に対する再接種の制度化

- 20歳未満の者が、定期接種を受けた後に、小児がん等の治療で造血細胞移植等の医療行為により免疫を失った場合の再接種について、予防接種法に基づく救済措置の対象とすること

【国制度の問題点】

- 定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合、感染症のまん延防止と個人の感染予防の観点から再接種が必要であるが、予防接種法に再接種規定がなく、全額自費負担となっている。
- 本県におけるH28の造血細胞移植対象者数233名(日本造血細胞移植データセンター)のうち対象者は約29名(過去5年間平均の造血細胞移植対象者数のうち20歳未満の者の割合を乗じて算出)となる。

【兵庫県 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業】(平成31年度新規事業)

対象者	小児がん治療での骨髄移植等により予防接種によって獲得した免疫が消失した者で、定期予防接種(A類疾病)の再接種を行う20歳未満の者
実施主体	市町
負担割合	県1/2、市町1/2
一部負担金	自己負担1割
所得制限	市町村民税所得割23.5万円未満

(3) がん対策の推進

【厚労】

① がん検診受診率向上対策の強化

- ・ 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、全額国庫負担（平成22年度から10/10→1/2に見直された）とした上で継続実施すること
- ・ 子宮頸がん・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）だけでなく、特定年齢（5歳刻み）のすべての者を助成の対象とすること
- ・ 子宮頸がん・乳がん検診だけでなく、大腸がん検診も助成の対象とすること

【「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の概要】

実施主体	市区町村
事業内容	・ 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、個別の受診勧奨・再勧奨と精密検査未受診者に対する受診再勧奨 ・ 子宮頸がん(20歳)・乳がん検診(40歳)のクーポン券と検診手帳を配付
補助率	1/2

② 粒子線治療の推進

ア 医療保険が適用される症例の拡充

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の症例を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 粒子線治療は身体への負担が少なく治療効果も高いが、治療費が高額で、患者の経済的理由で治療を断念せざるを得ない場合がある。（下記以外の症例は先進医療（全額自己負担）を継続）

【粒子線治療の一部症例に対する保険適用の対象拡大の状況】

H28.4	・ 小児がん（固形悪性腫瘍）に対する陽子線治療 ・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療
H30.4	・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する陽子線治療 ・ 頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・ 前立腺がん（転移を有するものを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療

イ 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の治療料について、適正な水準に引き上げること

【国制度の問題点】

- ・ 保険適用の治療料が先進医療で粒子線治療を実施する施設の治療料より低額のため、減収となる。

【料金の乖離の状況】

区分		乖離の状況	
保険適用分の治療料	前立腺がん	最大1,600千円	※ 全国平均と1,348千円の差
	その他	最大2,375千円	※ 全国平均と573千円の差
既実施施設の治療料		全国平均：2,948千円（本県含む23施設）、本県：2,883千円	

ウ 外国医師の業務従事に関する要件緩和

- ・ 二国間協定を締結し、自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年以上の経験を有する外国医師については、日本国内の粒子線治療施設での1年以上の研修後、日本人の指導医のもとで、粒子線治療施設での診察業務を認めること

【国制度の問題点】

- ・ 海外に粒子線治療を普及させるためには、装置などのハード面だけではなく、効率的なOJTなどソフト面での支援が不可欠であるが、日本の医師免許を持たない外国人医師は、患者の診断や治療及びそれに関連する一連の検査等の診療行為が認められていない。

[外国医師が日本において診療に従事するための要件 (①～③の手続きが必要)]

- ① 厚生労働省が、能力等を審査し、日本の大学の医学課程卒業生等と同等の学力・技能を有すると認定した場合に限り、医師国家試験の受験資格を取得
- ② 日本の医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の医師免許を取得
- ③ 2年以上の臨床研修

③ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアへの支援

- ・ 介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

主④ 若年がん患者の妊孕性温存への支援

- 新・ 治療の影響で生殖機能を失う恐れのあるがん患者が妊孕性温存治療やその後の凍結保存継続のために必要な費用に対して助成する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 若いがん患者は、経済的基盤が脆弱な中でがん治療と妊孕性温存治療の両方に費用負担が生じる。補助制度が創設されることにより、がん治療までの暇がない中、経済的理由により患者が妊孕性温存をあきらめることを防ぐことができる。

⑤ がん患者のアピアランスケアへの支援

- 新・ 治療の影響で外見が変化したがん患者が社会復帰のため補正具等を利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 治療により脱毛、乳房切除等の外見変化が生じた特に女性は、社会復帰に際し補正具の装着が必要不可欠である。補助制度が創設されることにより、治療により経済的に逼迫した状況にあるがん患者の療養生活の質の維持向上、治療と仕事の両立支援の一助となる。

主⑥市町がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化等

- 新・ 検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分に担保されている場合には、市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても、胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

<肺がん検診(胸部X線)との比較>

種類	対象者	受診間隔	医師の立会い
肺がん検診(胸部X線)	40歳以上	年1回	不要(H26～)
乳がん検診(マンモグラフィ) ※ H28～：視触診は推奨しない	同上	2年に1回	必要

- 新・ X線マンモグラフィと比較して、乳がん検出感度が高く痛みも少ない「マイクロ波を用いたマンモグラフィ」の普及を図ること

<世界で初めてマイクロ波マンモグラフィの実現に成功>

- ・ 近年、乳癌検診の世界標準であるX線マンモグラフィの有効性が問われている中、神戸大学発ベンチャーが、その課題を克服する世界最高性能の「マイクロ波を用いたマンモグラフィ」を発明
- ※ 第1回日本医療研究開発大賞(内閣官房 健康・医療戦略室) 日本医療研究開発機構理事長賞 受賞
- ・ 検査時の痛みや被ばくリスクのない点が特徴。臨床研究では高い乳癌検出感度を示し、乳癌早期発見による死亡率低減に向けた、次世代の世界標準となる乳癌検診技術の基礎を築き、「乳癌の恐怖から女性を解放した社会」の実現に向けて大きく貢献
- ・ 現在、臨床研究を進め、今年度中には治験を開始する予定

(4) 難病等の高額な医療費の負担軽減等

【厚労】

① 難病制度の円滑な制度運用等

ア 患者等の負担の軽減

- ・ 難病制度の見直しについて、制度の抜本的な見直しや患者等の負担軽減策を講じること
 - 制度の見直し（自己負担上限額区分決定の簡素化、高額療養費所得区分記載の廃止、受給者証の有効期間の延長）
 - 費用負担軽減（低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続）

【国制度の問題点】

- ・ 国の対応方針では、介護保険証の写しが申請時の添付書類から削減されたのみで、他の提案は措置されていない。重症患者への自己負担額無料化の継続は検討対象とされていない。

【平成28年度に行われた見直しの概要】（平成28年12月27日健難発1227第1号厚労省健康局難病対策課長通知）

- ・ 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
 - 住民票：削減しない 介護保険証の写し：本通知の発出日以降、削減
- ・ 指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
 - 指定医療機関の名称：H30年度に、廃止することについて検討 医療保険の所得区分：廃止しない
- ・ 支給認定の有効期間の延長 → 延長は行わない

【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の概要】（平成30年12月25日閣議決定）

- ・ 指定難病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務を含む地方公共団体等の事務について、事務負担の軽減が図られるよう検討・結論し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ 人件費等への財源措置

- ・ 義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を行うこと

② 難治性疾患対策の充実

- ・ 関節リウマチ等、治療が長期にわたり、高額な医療費負担が生じる疾病について、人工透析患者等と同様、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなどの支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 関節リウマチ等は、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療が長期にわたる。例えば、関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり必要〕
- ・ 現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円＋(医療費－267,000円)×1%〕ため、限度額未満で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

③ 特定不妊治療費助成事業の所得制限撤廃

- ・ 不妊治療の中でも特定不妊治療費は特に高額であることから、夫婦の所得状況に関係なく助成を受けることができるよう、現行の所得制限を撤廃すること

(5) 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援

【厚労】

- ・ 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）への運営費支援を行うこと

- ・ 結核指定医療機関における結核専門医の養成体制を確立すること

【提案の背景】

- ・ 経年的に結核患者が減少していることから、結核の病床をもつ感染症指定医療機関では、結核病床が不採算部門となっているため病床の維持が困難となっている。
- ・ 国立病院機構を含む結核指定医療機関において結核診療の専門医師の確保が困難となっている。

(6) 造血幹細胞移植推進事業の充実 【厚労】

① 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- ・ 企業等に以下のような支援策を講じるとともに、国民への啓発を一層推進すること
 - ドナー休暇制度の導入を促す優遇措置
 - 休業補償の創設 等

【提案の背景】

- ・ 法律により、骨髄等の提供は任意のボランティアにより行われているが、実際に骨髄提供を行うためには延べ8日程度の通院や入院が必要であり、ドナーの負担が大きい。
- ・ そのため、ドナーの都合で骨髄提供に至らないケースが生じており、登録患者の96%に適合するドナーが見つかるにも関わらず、移植を受けられる患者は約6割に止まっている。

② 臍帯血供給事業に対する支援の充実

ア 臍帯血移植対策事業補助金の拡充

- ・ 臍帯血採取の妊婦の同意取得に関する説明員の研修・人件費を補助対象とすること
- ・ 臍帯血採取に関する採取委託医療機関への謝金の範囲を、移植のために公開されたものに限定せず、採取されたものすべてを対象にすること

イ 都道府県が行う啓発等の費用の国による負担

- ・ 臍帯血バンク又は都道府県が行う臍帯血提供・供給を啓発・推進するための費用について国が負担すること

【提案の背景】

- ・ 妊婦に臍帯血採取の説明等に時間を要し、同意取得する前に出産してしまい、採取できないケースがあるため専門の説明員の養成が必要である。
- ・ 国の謝金対象は、採取された臍帯血のうち、多くの基準を満たしたもの（例えば、移植のために公開されたものなど）のみであり、お産医療機関が臍帯血採取等しても基準を満たさなかった場合には、経費の支払がない。臍帯血移植の推進には、臍帯血採取件数の増加が重要であることから、お産医療機関の取組を継続させるための対策が必要である。
- ・ 移植に関する国民の理解の増進や情報提供は国の責務であることから、臍帯血バンク又はバンクが所在する都道府県が実施する啓発費用は国が負担すべきである。

③ 大臣表彰制度の拡充

- ・ 献血運動推進協力団体等への大臣表彰制度に骨髄バンク・臍帯血バンク推進協力者も追加・拡充すること

【提案の背景】

- ・ 臍帯血採取事業者等の功績や今後のより一層の活躍を推進するためにも顕彰制度は必要である。

(7) 改正健康増進法による受動喫煙防止対策の円滑な実施 【厚労】

① 円滑な実施に向けた周知等

- ・ 国の責任において、国民への周知はもとより、関係団体との調整を踏まえ、円滑な実施に努めること

② 制度運用における技術的・財政的支援

- 都道府県・保健所設置市区に過度な事務負担が生じることがないように、実際の制度運用における技術的及び財政的支援を行うこと

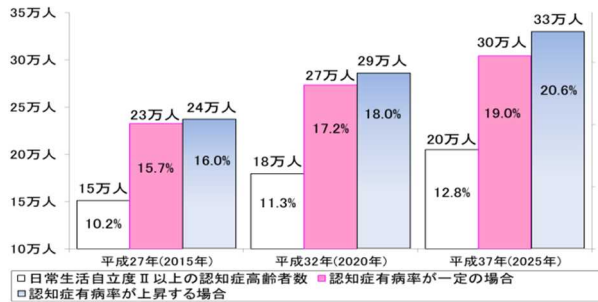
【提案の背景】

- 実際の制度運用が、地域差なく円滑に行われるためには、職員体制の整備等に対する十分な財政支援が行われるとともに、標準的な運用基準を示す等の技術的な支援が不可欠である。

(8) 認知症施策の充実強化

【厚労、国公委、警察】

〔兵庫県の認知症高齢者数の推移（推計値）〕



認知症高齢者が令和7(2025)年には約30～33万人に増加

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

主① 認知症早期発見・早期診断者への支援強化

- 認知症施策推進大綱の基本的な考え方として示されている予防について、「発症を遅らせ」「進行を緩やかにする」エビデンスの検証・普及に努めること
- 特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど軽度認知障害(MC I)等を早期発見するための仕組みや、早期診断された方の発症を遅らせる予防プログラムの開発、医療体制整備など、支援体制を構築すること

【提案の背景】

- 認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分で、早期発見されたMC Iの方への支援方法や体制が確立されていない。
- 早期発見された本人・家族の不安軽減、認知症進行の予防、将来的な介護保険等制度活用に向けた備えができるなど、認知症(MC I)と診断されても安心した暮らしを続けていくためには、早期発見の仕組みづくり、予防プログラムの開発、医療相談体制等を国として整備する必要がある。

〔本県が実施している「認知症早期受診促進事業」の概要〕

概要	特定健診、後期高齢者健診等の機会に県版「認知症チェックシート」を活用した認知症予防健診を実施し、医療につなぐ取組を行う市町へ助成
補助単価	65歳以上の受診者1人あたり1千円
補助率	1/2
チェックシート質問例	・5分前に聞いた話を思い出せなくなることがある ・今日が何月何日かわからなくなることがある ・自分のいる場所がどこかわからなくなることがある など21項目
効果	認知症予防健診の結果、受診者の約4%が認知症の疑い有りと判定され、医療機関受診等の支援につなげられており、早期発見・早期対応の効果が認められている。

主② 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度の創設

- 認知症の人や家族が安心して暮らせるために、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること

【提案の背景】

- ・ 認知症施策推進大綱（令和元年6月）では、民間の損害賠償責任保険の普及と併せて、民間保険への加入を支援する自治体の取組について事例を収集し政策効果の分析を行う旨が記載されている。
後者の取組として、県内では、神戸市、養父市の2市が実施しているが、2025年には全国で認知症の有病者数が約700万人になると推計されており、認知症の人とその家族を社会全体で支えるためには賠償責任のあり方や公的な救済について、国として整備する必要がある。

③ 認知症高齢者の見守りと行方不明時の迅速な対応

- ・ 行方不明の認知症高齢者の発見協力依頼を迅速に行える全国ネットワークを構築すること

【行方不明者受理件数の推移】

<兵庫県> 兵庫県警察本部調べ				<全国> 警察庁調べ			
区分	行方不明者届受理件数			区分	行方不明者届受理件数		
	総数	うち認知症	割合		総数	うち認知症	割合
H29	5,193	1,396	26.9%	H29	84,850	15,863	18.7%
H30	5,427	1,585	29.2%	H30	87,962	16,927	19.2%
R元	5,524	1,778	32.2%	R元	86,933	17,479	20.1%

④ グループホームの補足給付の対象化

- ・ グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を補足給付の対象にすること

【国制度の問題点】

- ・ グループホームは居宅介護サービスであるとの位置づけから、補足給付*の対象外となっている。
※「施設サービス(特養等)」及び「居宅サービスの一部(短期入所サービス等)」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額(上限：月額7万円)を介護報酬で補足。
 - ・ 低所得者がグループホームを利用したくても、家賃や食事代(都市部で月額計10万円程度)の負担により事実上利用が困難であり、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている。
- <充足率>特養98%、グループホーム96% [2割負担の入所者の割合] 特養4.8%、グループホーム10.1%
※H27年8月に一定所得以上の者の自己負担が1割から2割に引き上げられた。
※H30年8月に自己負担が2割の者のうち、一定所得以上の者の負担が3割に引き上げられた。